

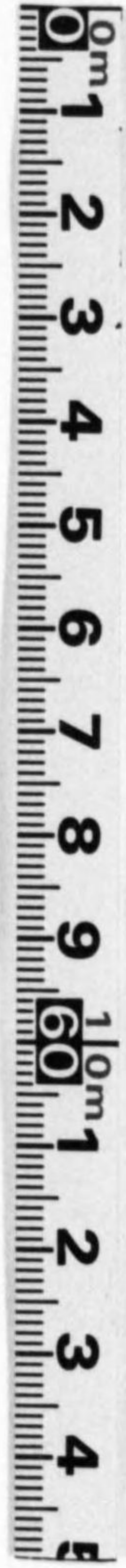
253

253-689



1200501344593

9



始





472





現代  
の  
訓  
育





德

香川縣知事木下義介閣下題字

化



## 序

我が國は現在前代未聞の非常時に際會して居る。この難局を打開して、新興日本を建設して行くには人を要する。思想國難打開も要はその人を得るにある。經濟國難、外交國難亦然り。而して人を造るのは教育の仕事である。

教育の任とするところは、かゝる仕事に耐へ得る人を造るにある。國家の爲に爲す有るの人を造るにある。即ちよき日本國民を養成するにある。この事たる我が國教育の終始一貫して目標として來たところであるが、現代日本は吾々教育に従事するものをして、愈々切にこの目標への邁進を要求して居る。殊に過般我が國の國際聯盟離脱に當つて、畏くも大詔を渙發せられ吾等國民一致協力してこの時艱を打開し、進みて國運の發展に貢獻すべきを垂教し給うたのである。吾等教育者たるもの又大いに奮起すべきである。

凡そ人間の行動には一定の目標がなくてはならぬ。兒童の勉學に於ても、その向ふべきところを知らなければ、その努力は無意味のものとなり終るのである。否單に無意味なものとなるばかりでなく、時としては國家社會に甚しい害毒を流すが如き結果を招來することさへもあるのである。現在の思想國難の如きもかゝる邊にその主要原因を見出し得るのではないかと考へられるのである。教育にして眞にその向ふべき目標に專一であるならば、たとへ如何なる外來思想に接しても、それに眩惑されて我が國體に背馳する思想を抱くやうな輩は出ぬものと思ふのである。

かく考へ來る時兒童の向ふべき目標を明示し、それに邁進せしめることを教育の根本問題であることを痛感するものである。而して教育に於て兒童に彼等の進むべき目標を指示し、之が實行の習慣を養ふのは訓練の任務である。今回特に縣下小學校聯合研究會に於て訓練研究を問題としたのはかゝる見地からである。茲に男女兩師範學校並に縣下各郡



市小學校の多大なる努力により本縣の實情に適應する小學校訓練並に社會教育に關する貴重なる研究の結果を得、之を編して『現代の訓育』と題し公刊し得たことは本縣教育のために慶賀の至りである。願はくはこの研究を基礎として學縣一致よき日本國民の養成に精進し以て教育報國の誠を致したいものである。

昭和八年十一月

香川縣初等教育聯合研究會長 磯野清

## 現代の訓育 目次

### 一、時局に鑑み訓練上特に努力すべき點

大川郡志度尋常高等小學校

第一篇 序論 時局の概観	一
第二篇 非常時諸相の檢究と其の對象	二
第一章 思想國難と非常時對策	二
第一節 思想國難の實相	二
第二節 我が國体を知れ	三
第三節 日本精神の宣揚	五
第二章 經濟國難と非常時對策	七
第一節 經濟國難と經濟觀念の轉換	七
第二節 農村非常時の實相と農民精神の作興	九
第三章 政治國難と非常時對策	一〇
第四章 外交國難と非常時對策	一一
第三篇 非常時局と訓練	一三
第一章 尋常小學校に於ける非常時訓練	一三
第一節 非常時訓練の主義方針	一三



第二節 思相國難對策訓練施設 ..... 一四

第三節 經濟國難對策訓練施設 ..... 一五

第四節 政治國難對策訓練施設 ..... 一七

第五節 外交國難對策訓練施設 ..... 一七

第二章 高等小學校に於ける非常時訓練 ..... 一九

第一節 高等科兒童に對する訓練上の考察 ..... 一九

第二節 高等科兒童に對し強調すべき非常時訓練 ..... 一九

第三章 社會教育による非常時訓練 ..... 二二

第一節 時局と社會教育 ..... 二二

第二節 社會教育の對象 ..... 二三

第三節 社會教育上の訓練と實際 ..... 二四

第三篇 結論 ..... 四三

二、學校訓練について ..... 木田郡麻治尋常高等小學校訓導 多田 幸一

一 序 ..... 四七

二 現實の凝視 ..... 四七

三 學校訓練の根本問題 ..... 五一

四 我が校訓練の要旨 ..... 五四

五 訓練の準備 ..... 五七

六 訓練の機會 ..... 六九

七 訓練の手段 ..... 七〇

八 整理 ..... 七九

九 結語 ..... 八一

三、時局に鑑み訓練上特に留意すべき點 ..... 小豆郡瀧崎尋常高等小學校長 八木 友一

甲 現代時局の缺陷 ..... 八五

第一 經濟的方面 ..... 八五

第二 思想的政治的方面 ..... 九〇

乙 時局に關し特に注意すべき點 ..... 一〇二

第一 國際聯盟退却と國民の覺悟 ..... 一〇二

第二 教育上の注意 ..... 一〇四

丙 現代時局に鑑み訓練上注意すべき點 ..... 一〇五

第一 時局に鑑み教育上注意すべき點 ..... 一〇五

第二 訓練上の施設 ..... 一〇七

四、非常時に於ける小學校の訓練（尋常科） ..... 三豊郡觀音寺尋常高等小學校



序章 非常時と教育 ..... 一一三

  第一節 非常時を直視して ..... 一一三

  第二節 教育の目標を何處に求む ..... 一一四

第一章 小學校に於ける訓練目標 ..... 一一五

  第一節 過去訓練の狀態 ..... 一一五

  第二節 將來の訓練 ..... 一一八

第二章 尋常小學校兒童の訓練的基調 ..... 一二〇

  第一節 兒童の道德觀念 ..... 一二〇

  第二節 兒童道德意識の發展 ..... 一二一

  第三節 環境と順應性 ..... 一二二

  第四節 訓練の特殊性(地方化) ..... 一二三

第三章 訓練實際案 ..... 一二四

  第一節 訓練要目 ..... 一二四

  第二節 訓練の時と場所 ..... 一二六

第四章 結 論 ..... 一二七

五、非常時に於ける高等科の訓練

三豐郡詫間尋常高等小學校長 酒 井 近 治

序 言

第一章 非常時に於ける高等小學校 ..... 一二九

  第一節 非常時の意義 ..... 一二九

  第二節 高等小學校教育の國家的位置 ..... 一三〇

  第三節 高等小學校教育の社會的地位 ..... 一三〇

  第四節 高等小學校教育の教師 ..... 一三〇

第二章 高等小學校教育の特殊相 ..... 一三一

  第一節 農村發展と高等科の教育 ..... 一三一

  第二節 郷土家庭の中に學習する兒童 ..... 一三一

  第三節 卒業生指導の特殊相 ..... 一三一

第三章 高等小學校訓練問題 ..... 一三二

  第一節 教師 論 ..... 一三二

  第二節 男女青年教育訓練の出發で而かも之が根柢 ..... 一三二

  第三節 道義觀念の徹底 ..... 一三三

  第四節 信念の養成 ..... 一三四

  第五節 農 土 道 ..... 一三五

  第六節 意氣氣概の教育 ..... 一三六

第四章 結 論 ..... 一三七



六、非常時に於ける社會教育の訓練

三豊郡笠田尋常高等小學校

第一節 總 說

第一項 時局に對み社會教育上特に努力すべき點 ..... 一三八

第二項 村狀の概要 ..... 一四〇

第二節 社會教育狀況

第一項 笠田村自治統一會 ..... 一四二

第二項 農事改良實行組合 ..... 一四六

第三項 笠田村主婦會 ..... 一四七

第四項 青年團 ..... 一五二

第五項 笠田村農談會 ..... 一五六

第六項 笠田村處女會 ..... 一五七

七、時局に鑑み訓練上特に留意すべき點に就きて

普通寺第三尋常小學校訓導 西山忠太

序

第一章 現下の時局と訓練の根本方針

第一節 現下時局の概観 ..... 一六二

第二節 時局に鑒みての訓練の根本方針 ..... 一六二

第二章 國民精神訓練

第一節 國民精神現下の狀況 ..... 一六五

第二節 國民精神の涵養と訓練方針 ..... 一六六

第三節 國民精神に關する施設と實際 ..... 一六七

第三章 社會的訓練

第一節 社會生活の現下の狀況 ..... 一七一

第二節 社會的訓練の根本方針 ..... 一七二

第三節 社會訓練に關する施設と實際 ..... 一七三

第四章 經濟的訓練

第一節 國民經濟の現下の狀況 ..... 一七七

第二節 小學校兒童の經濟生活 ..... 一七八

第三節 經濟思想の養成と訓練の根本方針 ..... 一八〇

第四節 兒童經濟訓練の施設と實際 ..... 一八一

第五章 國際的精神

第一節 國際精神の現狀 ..... 一八五

第二節 國際精神の涵養と訓練の根本方針 ..... 一八六

第三節 國際的訓練に關する施設と實際 ..... 一八六

第六章 訓練事項徹底の諸件



第一節 訓練徹底の主体としての教師 ..... 一八八

第二節 従来誤られたる諸件 ..... 一八九

結 び ..... 一九一

附 各科と相關聯の一例 ..... 一九二

### 七、我が校訓練の指標と實際

香川縣師範學校訓導 森田義美

#### 序

第一章 小學校に於ける道德教育の使命

第一節 生活と道德 ..... 二〇〇

第二節 現代社會機構と道德教育 ..... 二〇〇

第三節 兒童期と道德 ..... 二〇二

第二章 道德教育に於ける訓練の任務

第一節 道德教育に於ける訓練の位置 ..... 二〇三

第二節 訓練の意義 ..... 二〇四

第三章 現代思潮及び環境と學校訓練

第一節 現代の時代性と時代思潮と學校訓練 ..... 二〇七

第二節 現代の新教育思潮と學校訓練 ..... 二一一

第三節 環境と學校訓練 ..... 二一六

第四章 我が校訓練の理想と實際

第一節 我が校の教育理想 ..... 二三一

第二節 我が校の訓練理想と訓練体系 ..... 二三五

第三節 訓練の實際 ..... 二五六

結 語 ..... 二五六

### 八、時局に鑑み訓練上特に留意すべき點に就きて

高松市築地尋常小學校訓導 谷本卯之助

一 序

二 學校教育に於ける訓練

(一) 三大實踐綱領 ..... 二五九

(二) 各學年實踐指導要目

尋常科第一學年 ..... 二六〇

尋常科第二學年 ..... 二六八

尋常科第三學年 ..... 二七六

尋常科第四學年 ..... 二八六

尋常科第五學年 ..... 二九七

尋常科第六學年 ..... 三〇〇

高等科第一學年 ..... 三〇八



高等科第二學年 ..... 三二五

(三) 訓練上施設一覽 ..... 三二三

三 社會教育に於ける訓練

(一) 青年團 ..... 三二四

(二) 青年訓練所 ..... 三二五

(三) 婦人會 ..... 三二七

九、訓育の徹底方案

九龜市城乾尋常高等小學校

〇第一篇 訓育概論

第一章 國民教育上に於ける訓育 ..... 三三〇

第二章 訓育論 ..... 三三二

第二篇 家庭に於ける訓練

第一章 兒童に對する理解 ..... 三三七

第二章 家庭に於ける兒童の訓育法 ..... 三四〇

第三章 家庭訓育より學校訓育への貢獻 ..... 三四三

第三篇 學校の訓育

第一章 教師論 ..... 三四五

第二章 訓育の前に兒童を知れ ..... 三五一

10、我が校の訓練

綾歌郡坂出東部尋常小學校

第三章 訓育の前に兒童の環境を知れ ..... 三五七

第四篇 訓育の方法論 ..... 三六四

第一章 訓育方針の確立 ..... 三六四

第二章 修身科教育と訓育 ..... 三七一

第三章 各科の教授中に於ける訓育 ..... 三九二

第四章 儀式と訓育 ..... 三九六

第五章 會合教育と訓育 ..... 三九七

第六章 作業教育と訓育 ..... 三九九

第七章 鍛鍊教育と訓育 ..... 四〇一

第八章 圖書館教育と訓育 ..... 四一七

第九章 敬神訓育 ..... 四一八

第十章 經濟教育と訓育 ..... 四一九

十一章 謝恩會と訓育 ..... 四二一

十二章 個人接見と訓育 ..... 四二二

十三章 賞罰と訓育 ..... 四二四

十四章 連絡教育と訓育 ..... 四二七



- 一 序 言 ..... 四三一
- 二 我が校訓練の實際 ..... 四三二
  - 一 教育の目標 ..... 四三二
  - 二 教育の方針 ..... 四三二
  - 三 訓練の目標 ..... 四三四
  - 四 訓練の方針 ..... 四三五
  - 五 訓練施設 ..... 四三八
- 結 語 ..... 四四九

二、全村教育に於ける青年訓育と社會訓育の實際 綾歌郡山田尋常高等小學校

- 指導精神の根柢 ..... 四四六
  - 一 緒 言 ..... 四四六
  - 二 指導精神の根柢 ..... 四四七
  - 三 社會訓練の根本方針 ..... 四四九
  - 四 訓練の實際 ..... 四五一
- 補習學校、青年訓練所生の指導の實際 ..... 四五二
  - 一 教育の要旨 ..... 四五二
  - 二 教育の方針 ..... 四五二

- 三 訓練の實際 ..... 四五二
- 青年團指導の實際 ..... 四六三
  - 一 沿革の概要 ..... 四六三
  - 二 青年團員の知能を啓發すべき施設 ..... 四六五
  - 三 訓練の實際 ..... 四六八
- 處女會指導の實際 ..... 四六八
  - 一 處女會員の知能を啓發すべき施設 ..... 四六八
  - 二 徳性の涵養に關する施設 ..... 四六九
  - 三 生活改善に關する指導事項 ..... 四七〇
  - 四 その他の教養的施設 ..... 四七一
- 青年處女の指導に於ける反省 ..... 四七二
- 社會教育の實際 ..... 四七三
  - 一 教育の方針 ..... 四七三
  - 二 指導機關 ..... 四七三
  - 三 後援機關 ..... 四七三
  - 四 聯絡提携機關 ..... 四七三
  - 五 施設事項 ..... 四七三
  - 六 各種團体の指導の實際 ..... 四七五



結語

..... 四七七

三、時局に鑑み訓練上特に努力すべき點如何

綾歌郡岡田尋常高等小學校

第一章 日本精神への訓練

第一節 日本精神への還元

第二節 日本教育の確立

第三節 日本精神の特質

第四節 道徳教育一元

第五節 日本教育の根本規範としての教育勅語

第六節 日本精神發揮の訓練上留意すべき點

第二章 社會的訓練

第三章 宗 教

第四章 新教育方法運動より見ての訓練

第一節 新教育方法の動向

第二節 郷土教育より見ての訓練

第三節 勞作教育より見ての訓練

第四節 農村教育と訓練

第五章 考慮すべき訓練

四七九  
四七九  
四八〇  
四八〇  
四八二  
四八三  
四八三  
四八四  
四八六  
四八七  
四八七  
四八八  
四八八  
四八八  
四八八  
四八九

三、時局に鑑み訓練上特に注意すべき點

香川縣女子師範學校訓導 花房新吾

序

一、訓練に於ける最高目標の確認

1 教育上より見たる時局

2 日本精神による自己の統一

3 最高目標は御聖旨

二、訓練に於ける學校目標

1 學校目標の再認識

2 實施事項の統合

イ 統合略表

ロ 統合精神としての感恩奉仕

三、命令服従の再考察

四八九  
四九〇  
四九〇  
四九二  
四九二  
四九二  
四九七  
四九八  
五〇〇  
五〇三  
五〇七  
五一二  
五一二  
五一四  
五一七



四、指導者の團結と指導精神の徹底

1 教職員の精神的結合……………五二一

2 家庭との精神的結合……………五二二

3 學級擔任の指導精神透徹……………五二四

五、實施組織とその發展相一例……………五二五

一四、時局に鑑み青年の訓育に就いて

香川郡女木尋常小學校長 田井忠太郎

序……………五三七

第一章 概論……………五三七

第一節 青年教育の必要……………五三九

第二節 青年への認識不足……………五四〇

第三節 訓育に對する指導者の態度……………五四一

第四節 青年訓育の目標……………五四三

第五節 青年自身に青年期の生活價値を認識せしめよ……………五四三

第二章 青年訓育の實際

第一節 訓育の輪廓……………五四四

第二節 身体の變化と訓練……………五四七

第三節 感覺的變化と訓練……………五四九

第四節 精神作用の變化と訓練……………五五二

第五節 自治公民的訓練……………五五七

第六節 社會生活技能の訓練……………五五九

第七節 團體訓練に就いて……………五六〇

第八節 統制訓練に就いて……………五六一

第三章 結論……………五六二



## 時局に鑑み訓練上特に努力すべき點如何

大川郡志度尋常高等小學校

### 第一篇 序論 時局の概観

我等の祖國日本は今や實に國難の時にあり、そしてその危難の程度は刻一刻と重大性を加へつゝある。即ち國內に於て思想的經濟的政治的の國難相次いで起くるの時、國外に於ては滿洲問題を契機として我が國と國際聯盟とは東洋平和確立の基礎に對する所見を根本的に異にし、遂に我が國は聯盟を離脱するの止むを得ざるに出で、所謂内憂外患並び到るの時である。而かもかゝる混亂錯綜裡にありながら、現代日本國民は其の如何に非常時なるかを徹底的に辨別し、其の對策を施すべきことを忘れてゐる。

非常時の叫びは最早慢性となり、只目前の糊塗偷安に汲々として常態の生活へと墮し去らうとして居る。かくては政府の非常時匡救策もさては自力更生の運動も、痲痺し切つた現代日本國民には眞乎不動の活路を見出し得ないであらう更にかゝる刻下の狀勢に際會して我等の教育は果して何をなし、又爲さんとしつゝあるかを反省せねばならぬ。

現代の教育及教育者は非常時に對する認識が十分であらうか。そして夫れに對して如何なる教育的態度と教育的施設經營をなしつゝあるか。かく省みる時殘念ながら我等の教育は、襲ひ來れる非常時局に直面し之に善處し之に對應して見事に此の難局を打開し得るとの信念に對して不安を感せずには居られない。かくて現代の我が教育及び教育者は、我



等の愛する祖國民と共に自ら泥中に没しつゝもがき苦んで居るものであるといはれても甘受すべきではなからうか。かくの如く國民の凡てが相共に生活の重荷と悩みとを抱きつゝ、根據すべき核心の把握を忘れて彷徨しつゝあるのが祖國の現状である。然し之が祖國の行詰りではあるまい。祖國は遂に救はれねばならぬ。否救はるべき運命を有する祖國であり、救はるべき力を有する祖國である。昭和八年三月二十七日嚴かに聯盟離脱に關する詔書は發布された。我等の向ふ所は炳として明かである。我等は日本民族三千年の燦たる我が歴史擁護の爲め、熱烈なる正義の實行者として人類の福祉と世界平和をもたらさん爲め、如何なる難關をも突破し撃破して進まねばならぬ。特に國民教育の基礎確立を以て奉公する立場にある我々は、詔書の御聖旨に基き正を履み中を執り、協戮邁往以て所信を斷行し、將來帝國を擔うて起つに足る第二國民の教養に一段の努力を拂ひ、以て時局を匡救し皇國彌榮への建設的努力に参加しなければならぬ。

以下本縣初等教育聯合研究會文書發表研究題目として選定されたる、「時局に鑑み訓練上特に努力すべき点如何」の問題に對して思想、經濟、政治、外交の四方面につき、國難の諸相を検答し其の對策の樹立に向つて想を進めんとするのである。

## 第二篇 非常時諸相の檢究と其の對策

### 第一章 思想國難と非常時對策

#### 第一節 思想國難の實相

眼前の我が國に襲ひ來る國難は、何れも緊急重大問題で是非とも之が根本的解決を必要とする。けれども若しその重

要性を比較すれば思想國難が其の主位にあると思ふ。何となれば此の國難は他の國難と異り、直接我が帝國の大本國家の中軸に迫るからである。思想國難は諸種の文化の錯雜衝突に加ふるに生活上の不安に起因するのである。而して國體國史國民性社會組織經濟組織と相容れぬものを危險思想といひ、かゝる危險思想の國民の間に抱懷せらるゝ結果思想國難が叫ばるゝに至つたのである。彼の世界大戰は一層時代の思想を急激に轉回せしめ、殊に社會主義をして勢を得しめ、過激なる第三インタナショナルの革命後もモスコに本部を有する赤化の魔手は遂に我が國にまで侵入し、金匱無缺の國體を世界に誇る我が國民中にも、不逞の徒を相ついで出さしむるに至つた。而かもかかる徒が國民教育の重責にある我等教育者中にあるに至つては慨歎せざるを得ない。

思想國難解決については、産業上社會上將又政治上等多方面の観点よりの對策を必要とするが、此處に於ては本題目の趣旨に基づき、訓育上よりの對策について考へて見たい。訓育上の對策の基本的條件の一となるものは先づ、兒童及社會人をして國體に對する認識を深め日本精神を宣揚せしむるにありと思ふ。

#### 第二節 我が國體を知れ

我が國に於ては國體の觀念は神代にあつても儼として存し、一度此の國體が危きに頻する時、當時の人々は擧つて國家的運動を起し之を擁護して來た。而して徳川時代以後國體觀念の自覺はしきりに叫ばれて來た。

國體とは法律學的説明によれば「國家組織の體裁である」といふことができる。然し之は形式的説明であつて、國體の内容をまで説明し得るものではない。國體の内容は建國の事情國家の歴史によつて生ずる。故に國體を内容的に説明せんとすれば「建國の事情と國家の歴史に依屬する國家の基本的狀態である」といはねばならぬ。而して我が國は世界に於て最も完全な唯一の君主國體の國家である。何故に我が國が世界に唯一の完全の君主國であるか、先づ形式的には



我が國の主權は國務大臣樞密院議會等の毫も制限し得ない所で、宣戰講和の布告も大權の範圍で所謂「大權ハ親裁獨斷ノ權力ナリ」といふのは、我が國体の形式的特質を最もよく現してゐる。其の實質的特質としては我が國は其の建國の當初に於て、又三千年の歴史を通じて此の大權の下に、我等祖先が營み來つた國家生活の實際が、我々の心の奥深く國民的信念國民的感情となつてゐる。實質的特質として注意すべきは先づ第一に皇統の系であることである。我が國に於ては國家存立の發端に於て天祖の御意志が我が國の主權を以て皇位に即し、皇位を以て皇統に即すと斷定したまふた。此の際天祖の御意志は絶対無上のものであつて、他に之を制限し奉るもの全くなく、天祖が獨立的に我が國の主權を確定し給ふた。此のことは神勅に日星の如く明かに示す所の事實であつて、何等の疑を挟むべきでない。而して成文の形を以て神勅の精神を表現するものは帝國憲法第一條及皇室典範第一條である。第二に注意すべきは君先民後なることである。我が國家は君主先づおはして然る後人民が其の御支配の下にたつて國家はできたのである。我が國の創建は諸冊二尊に始まり二尊が天神の御命令を奉じて大八洲國を經營せられ天照大神にいたり天孫瓊々杵尊を經、尊の四代の御孫神武天皇は皇族群臣を率ひて天下を平定し、都を大和に奠め天皇の位に即き建國の大業を完うし給ふたのである。故に我が國にあつては君主が國家を創建し給ふたのである。我が國で殆ど一切の國事が皇室を中心として行はれ、國家の歴史が君主を中心として開展しつゝあるのは誠に故あることである。第三に我が國は君民一家の國である。我が上代の人民は何れも家族生活をなし、家長ありて一家ありて一家眷族を統率したのである。此處に家族制度が成立し此の制度が發展し膨脹して國家を成したのである。故に國家は之を綜合家族制度といふべきであつて、之が大家長は長くも君主におはしませし我等臣民は其の子女たる光榮を辱うするものである。故に我が國に於て長くも天皇は國の父におはしませし皇后は國の母におはしませし皇室は一家の大家家であつて、各自國民の家々は其の末統を辱うするのである。第四に君國一體なることをあげることができる。前述の如く我が國は皇室が中心となつて成立つたものであつて、天皇と國家とは同

一體をなし、君主の御利害は國家の利害に一致し、皇運盛なれば國運盛なれば皇運も亦盛である。従つて忠君はやがて愛國であり愛國はやがて忠君である。皇運の扶翼は取りも直さず大なる愛國的行爲となるのである。最後に國民の一徳なることに就いて述べよう。我が國にあつては天皇は祖訓を奉じて仁君とならせ給ひ、人民亦同じく祖訓に遵ひ奉りて「忠良な臣民」たるのである。即ち君民擧つて同一祖訓を奉じて其の徳を一にするのである。以上に於て我が國民は我が國の國体を、知識として知り信念として信じなければならぬ。近松の淨瑠璃の一節に「春に育つも花さそう茶種の蝶は春知らず蝶は茶種の花知らず」といふ句がある。春といふよい時節に生まれてうららかな春光を受け生ひ育つ胡蝶でありながら、其の蝶は春を知らぬのである。或時は茶種といふ美しい花に戯れ、又或時は花を抱いて眠り又芳はしい香と甘い蜜にめぐまれつゝも茶種の花の何であるかを知らない。無心といへば無心であるがしかしそこには少なからず心なき情知らずの人への諷刺の意をほめかしてある。例へば暖かき父母の慈愛に育つも父母の恩を知らない不孝者を諷刺となり、皇國に生れて果しなき皇恩に浴しながら君恩國体の有難さを悟らざるものの諷刺ともなる。「皇國に生れては宜しく皇國の尊き所以を悟るべし」との吉田松陰の精神を心とすべきである。外國に通ずるも日本に通ぜざる教育、國体觀念に對する自覺なき内容空虚の教育を、現時の教育者はしてゐないか。茲に於て我國体の根幹をなし、我等日本民族永遠の指導精神たる日本精神を研究し明かにする必要がある。

### 第三節 日本精神の宣揚

日本精神は我等日本民族に固有なるものとして存在し、國家興隆の根幹たる明白なる事實として、疑ふべからざる眞理として承認され得るものである。然し更に一步立ち入つて日本精神の正体如何、其の本質如何といふことになれば、其の内容的な正確な深究がなされてゐないのが常であり、只日本精神といへば誰にも分り切つてゐる國民道徳上の



明白な事實であるとし、その假定から直ちに其の振興について論を進めるのが常である。かくの如く明白にして且當然の精神的事實と假定して、寸毫の疑も挿まず熱烈に夫れが宣揚をなし得る人にとつては、必ずしもその研究や説明は必要ではないかも知れぬ。然し現實に於ては日本人にして其の自覚なく學説の上から思想の上から公然反對の態度に出で甚だしきはその存在を否認せんとするものすらある。極端な個人主義者や共產主義者等が夫れである。茲に是等反對者に對する方策の上から又人心の弛緩慢性となりたる今日の情勢から我等は日本精神の理解に對して眞劍なる努力を要するのである。

一、日本精神とは何であるか。此の間に對して種々と定義を試みるものがある。代表的ものを擧ぐれば

- 一、日本民族に特有の精神である。即ち忠君愛國の精神沒我的奉仕的精神である。
  - 二、全体に生きんとする精神である。上御一人の御爲に祖國日本の爲に生きんとする精神である。
  - 三、武士道的精神である。質實剛健尙武節義廉恥死をおそれざる精神である。
  - 四、清明平和協調を尊しとする精神である。
  - 五、國体を擁護する精神である。一君萬民君民一体の國体を國民全体が輔翼せんとする精神である。
  - 六、直昆の生活である。見直しやり直し仕直し出直し反省する健闘創造の精神である。
  - 七、神道精神である。宗教的道德的精神神々の示範遺訓の精神に對する奉仕の精神である。
  - 八、言あげせぬ惟神の大道である。神代からある自らの精神である。不言實行の精神である。
  - 九、明淨正直の心である。即ち明るく淨く正しく直き心は日本精神である。
  - 一〇、非常時に顯れる至大なる力が日本精神である。身命を忘れて働く力の神秘性之が日本精神である。
- 其の他種々の言葉を以て日本精神を表現しやうとしてゐる。種々に表現せられる程、日本精神は幽玄深遠であり、而か

も完全に表現し得られない程複雑多岐であり廣大無邊である。以上の定義は日本精神の或る部分の眞を表すものであるが日本精神の全体を示すものではない。茲に於て日本精神は「夫等の總てであると同時に夫以上のものである」。即ち日本精神は理論を超越し定義を超越し、言ひ難く盡し難く把握し難い神秘と妙諦とをもつてゐる超越的存在物である。我が國の神話國民性が他國に卓越して豊であり神秘であり宏大であるのは、一にかうした日本精神の特色に基づくのである。従つて日本精神は國民精神又は國民性と全く同義に解せられる場合がある。夫は日本に遍在する日本精神が日本國民といふ特有の存在によつてのみ具現せられ發揮せられるからである。かくして通常日本精神といへば日本國民として最樞要最特色たる

- 一、忠君愛國報國盡忠の赤誠
- 二、犠牲的沒我的精神従つて獻身的奉仕の精神
- 三、崇祖敬神の精神を意味する。

換言すれば君國の爲天皇の御爲國民全体の爲に、喜んで身骨を碎き自己の身命を捧ぐるが如き壯烈なる美点、又敬神崇祖といふが如き我が國特有の精神を意味することが我等の通念であり信念である。大伴家持の歌に

海行かば水漬く屍山行かば草むす屍 大君の邊にこそ死なめかへり見はせじ

之こそ日本精神の眞面目をそく道破してゐる。

## 第二章 經濟國難と非常時對策

### 第一節 經濟國難と經濟觀念の轉換

由來我が國人は道德や藝術的方面の修練に比して、經濟的の方面の修練が極めて薄弱である。しかも現實日本の經濟



的苦惱は決して他人事ではない。我々自身の問題として又同時に我等の祖國の重大問題として必ず突破せずには居られぬ難關である。現齋藤非常時内閣の一大使命も此の難局打開にあるから、政府に於ては夫々其の解決策を講じつゝあると同時に國民自らも痛切なる自己の問題として解決の方法を研究實行しなければならぬ。

我等は先づ明治以來の謬れる經濟觀念より解放されねばならぬ。即ち西洋式の個人經濟より目覺めて東洋的經濟國民的國家經濟に依らなければならぬ。我等は勿論資本主義的經濟の貢獻長所も十分認める。所謂啓蒙時代以後自然科学の進歩種々なる新機械の發明、思想的にはアダムスミス等の資本主義的經濟論の影響により、經濟組織は異狀に進歩して國民生活の便利は大いに増大した。然し資本主義經濟の行きつまりは遂に現時の如き世界不安を喚び起したのであつた其の根本理由はかゝる經濟組織の發達が、専ら個人的物質的の欲望を充さんとする功利的思想に基いてゐたからである單に物質的の満足に終始する經濟は其の結果利己的とならざるを得ぬ。利己的である限り事毎に利害の衝突はまぬかれぬ。現在所々に見うける勞資地主小作の對立闘争更に又國家的利害の衝突は、利己的經濟觀の行きつまりを示すものである。日本國民には此の際次の様な考へ方が要求される。

即ち經濟とは唯自己の利益をのみ圖るものではない、實に國家の爲社會の爲その幸福發展を目指す經濟、人類の爲其の共存共榮を目指す經濟でなければならぬことを考へて夫れを實行して行かねばならぬ。我等の祖國は君臣一體億兆心を一にし、義は君臣にして情は父子なる皇國である。日本國民は歐米人の如く單なる物質的の欲望のみで満足し得るものではない。又資本主義的經濟の行きつまりを唯物史觀にたつ階級闘争により打開なし得るものではない。我等の祖國を救ふ經濟觀念は單なるマルクス主義以上のものでなければならぬ。夫れは日本獨特のものであつて而かも世界何れの國よりも理想的なる經濟國民的國家經濟に改らねばならぬ。以上經濟國難に對する國民の精神的態度について述べたが、次節に於ては實際的に農村の非常時の實相研究と對策について考へたい。

## 第二節 農村非常時の實相と農民精神の振興

農村の現状は言葉通り生其のものに過ぎ、苦難の行きつまりまで到達してゐる。正しく強かるべき我が農村が何故かくも荒れすさんだらうか、救を求めぬ農村人の叫びは耳を聳するばかりであるが、何がさうさせたのであらうか。翻つて未曾有の農村不況招來の原因を考ふるに、歐洲大戰後の好景氣に伴ふ農産物の暴騰による農民精神の大弛緩こそ實にその最有力原因の一つである。一例を挙げれば、國民志氣緊張の日露戰爭前後、我が農民の金肥の全使用額は三千百六十萬圓程度であつた。夫れが三十年後の今日では、其の約十一倍の三億四千萬圓、一ヘクタール當り全肥料は丁抹の七倍で世界第一の金肥料使用國となつた。其の金肥こそ「樂して儲けやう」とする懶惰的精神の露はれを示すものであり、農民精神大弛緩の明證である。斯くて勤勞と努力を中心とした質實勤勉なる農民精神の現れであつた草刈は漸次すたれ、堆肥や厩肥や綠肥は激減し、草鞋草履は廢れ農村をあげて自轉車ゴム靴麻裏の流行となり、かくて全國的に見て一ヶ年三億餘圓の金肥の増加は、農家負債五十億餘圓の有力なる原因となつた。然るに好景氣時代に比し米價は三分の一となり、米價は二分の一に暴落した結果、其處に現れる巨額の農家經濟の赤字こそ今日の農村不況の最大原因となつたのである。近時政府に於ては農村窮乏の對策として盛に土木事業を起し其の他社會政策の樹立に取りいそいでゐる然し農村は決して政府の力を以て救済され得るものではない。又政府並に公の施設にのみ依頼して救はるべきでもない結局は自力更生である。農民は農民によつて救はれねばならぬ。

昭和四年末以來四ヶ年に亘る極度の農村不況は、農村民をしてやうやく此處に自覺せしむるに到つた。即ち「我等は怠惰的他力的の夢より覺めて勤勞努力を中心とした眞剣なる農民精神に復歸せねばならぬ」と。茲に農村教育者は兒童教養上につきて宜しく活眼を開いて此の眞相を明察し、次代農村を背負ひて起つ兒童をして前車の轍を履むことなき様



指導をなすべき責任がある。

### 第三章 政治國難と非常時對策

政治國難の因つて来る所は政黨の腐敗にある。政黨の腐敗は選舉の腐敗にある。選舉の腐敗は國民全般の上に關する問題であらねばならぬ。明治二十二年長くも明治天皇の帝國憲法發布の勅語に仰せ給ひて

「國家ノ隆盛ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ……此ノ負擔ヲ別ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」といふ尊く有難い大御心を忘失して、選舉民と被選舉民とが結託し、情實と隱謀と買収の腐敗せる選舉をくりかへし、又神聖なる議會を居眠りごつこや野次喧嘩の道場と心得たりするものがあるがため、此の弊を痛憤せる一部憂國の人々特に眞面目なる軍人をして、議會政治否認直接行動の暴舉にまで出でしむるに到つたのである。政治は單なる支配の問題ではない。積極的に國民生活を安定し向上せしむることをその本質とせねばならぬ。即ち政治は生活である。而して國民生活の安定は國民個々の生活の安定であると同時に社會共同生活の安定向上であらねばならぬ。共同生活向上の爲には茲に道徳を必要とする。即ち政治は國民に道徳の實行を要求するものであり、道徳の實行が可能なる如く構成されねばならぬ。更に言へば政治は生活であつて最高の道徳であらねばならぬ。御神勅に御指示あらせらるゝ如く古來我が國は「治らすの政治」「徳治主義」を以て國家の發展を招來したのであつた。現代の政治家は口を開けば「我黨こそ國家國民の……」と叫びつゝ黨利黨略に終始してしまつた故に國民をして議會政治の信望を疑はしめるに至つたのである。非常時日本の國民はもう常套的な演説位でだまされるべく餘りに其の實相を知りきつてしまつた。かくして時代の流れは萬機公論に決する尊き議會政治を忌避してまでも「ファツショ」への一時的手段を默視しようとする一部の人士を産みつゝある。又國民は國家の根本を忘れて金と情實とに中毒され、政治家は國家の爲に奮闘する自覺と熱意と

を缺いてゐる。國民も政治家も大いに反省し覺醒せねばならぬ。そして正しき道徳的立憲政治の實現に向つて邁進せねばならぬ。

### 第四章 外交國難と非常時對策

維時昭和六年九月十八日午後十時三十分突如として滿洲の一角に滿鐵破壊の事件が突發した。爾來日支兩國葛藤の幕は切つて落され、滿蒙上海各地に於て兩國軍の對峙となり、我が忠勇の將士等は嚴寒零下四十度の曠野によく戦ひ寡を以て衆にあたり、遂に暴戾無恥の支那兵をして再び起つこと能はざらしめた。事變突發するや支那政府は周章狼狽して大デマの電報をジュネーブに向つて飛ばし、恰も十九日開會したばかりの第六十五回聯盟理事會を驚かした。此の理事會には數日前聯盟總會に於て理事に選舉せられた支那代表が居たので問題は詭向に理事會の卓上に上げられた。こゝに滿洲問題は最も注目する世界的國際問題となり、其の間十月二十四日規約第十一條による十三對一の決議となり、延いては調査團の派遣となり其の報告書は十一月二十八日帝國政府の對聯盟意見書と共に、昭和八年二月二十四日規約第十五條に基き召集されたる聯盟總會の問題となり、聯盟は我が意見を顧みずリットン報告書の無條件的支持と決した。茲に於て聯盟が我が帝國の正義公道に基き現實の事態に即して東洋の平和を確保する外他意なき態度を正視せず、且又我が帝國と多數聯盟國間に於て國際聯盟規約等の解釋につき重大なる意見の相違あること明かとなり、其の結果兩者間に於ける世界平和維持の方法殊に東洋平和確立の根本方針の顯著なる相違となり、茲に我が政府は東洋平和の確保に關する帝國の使命と、滿洲國の獨立を尊重して其の健全な發達を促進すべき帝國の責任を考へ、更に又我が國運の將來について慎重熟慮を重ねた結果、遂に斷乎として創立以來十有三年、終始誠意を以て其の事業に協力し來れる國際聯盟を離脱するに至つた。聯盟脱退の御詔書の第二段に仰せ給ひて



今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東洋ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツ基ナ  
リト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ  
採ラシムルニ至レリ

脱退の理由に關する御聖旨はよく伺ひ奉ることが出来る。又第三段には

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト  
手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義  
ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

と。即ち聯盟よりは離脱せるも、國際平和の増進と世界文化の發達とに貢獻することは帝國の傳統であり、且つ不動  
の國策である。敢て東洋に引きこもり自ら鎖國の古に歸るものではない。益々友邦との誼を厚くして正義公道を世界に  
宣布し、列國をして我が國の採れる既定の根本方針が世界平和を増進すべき根本方策たることを悟らねばならぬ。御詔書  
の末段にも

帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ  
業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福  
祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

茲に外交非常時に際會し國家の理想は崇高であり、我等國民の向ふ所は明かである。

今や世界は經濟的に軍事的に深刻なる不安に戰きつゝある。世界期待を以て開かれたロンドン經濟會議は、根本問題た  
る戰債問題購買力の回復の問題を抜きにして、枝葉末節たる關稅の引下げとか爲替協定とかに終始し遂に協定を得ず、  
各國の無誠意と會議の失敗とを曝露して無期延期となつてしまつた。ジュネーブに於ける軍縮會議は三ヶ年の日子と巨

額の費用と世界的知識を集めて、未だに陸軍の一兵も軍艦の一隻をも減じ得ない状態にある。經濟會議の失敗は各國を  
して關稅障壁をして高からしめ、印度南アフリカ各地に於て日貨排斥は頻々として起り又起らんとしてゐる。世界はい  
づれブロック經濟確立による激烈なる民族的生存競争を喚び起さう。軍事的には米國には支那福建省に於て飛行場を租  
借し、本國に於ては二億數千萬ドルを費して三十九隻の大軍艦を建造し我が國に對し露骨なる對抗を示しつゝある。加  
も安全保障不戰條約不侵略條約表面世界は平靜を裝うてゐるのである。然し現實に生きる我等は之等に迷はされてはな  
らぬ。滿洲問題は決して完了したのではない。我が國に一寸の隙でも一寸の亂れでもあつたら其の間に乘じて、どんな  
深刻な脅威迫害が加はるかも知れない。かくの如き複雑なる東亞の世局に直面し滿洲國の建設事業完成のため、進んで  
日滿支三國和協の基を開き極東の康寧を確立するため奮起すべき時である。古來我が國民は艱難に遭遇する毎に必ず之  
を克服し、轉禍爲福の成果を收めて來たのである。今茲に此の外交難局に處し我等國民教育者は深く御詔書の聖旨を肝  
銘して、協力一致育英の大道に精進せねばならぬことを痛感するのである。

### 第三篇 非常時局と訓練

#### 第一章 尋常小學校に於ける非常時訓練

##### 第一節 非常時訓練の主義方針

現下の時局に鑑み聯盟離脱に關する詔書の御趣旨を奉戴して、左記事項を實踐窮行せしめ以て國難打破の國家總動員  
運動に参加せしめたい。



- 一、思想上
  - 1 國體觀念の養成
  - 2 日本精神の宣揚
- 二、經濟上
  - 1 勤勞精神の陶冶
  - 2 工夫創作心の指導並びに廢物利用
  - 3 消費節約精神の指導
- 三、政治上
  - 1 自主獨立人への訓練
  - 2 共同生活意識への訓練
- 四、外交上
  - 1 聯盟脫退詔書の徹底
  - 2 國防觀念の養成
  - 3 國際教育の徹底

第二節 思想國難對策訓練施設

一、國體觀念の養成

- 1 皇居遙拜皇大神宮遙拜
- 2 御眞影奉安殿の敬禮（毎日登下校の際）
- 3 伊勢參宮（尋六）參宮施設の充實
- 4 神社參拜
- 5 四大節及び國民記念日の國旗掲揚
- 6 皇室及び國家に關する朝會訓話
- 7 國體に關しての修身國史等學習時に於ける訓練
- 8 勅語詔書の奉讀會
- 9 神話劇實演
- 10 忠臣義士敬慕會

二、日本精神の宣揚

- 1 忠君愛國の念涵養
  - 國體觀念の養成を重視す
- 2 敬神の念の涵養
  - イ 新入兒童の祈願參り尋卒生の御禮參り
  - ロ 御陵參拜
  - ハ 毎日登校下校時に於て神社佛閣前の禮拜
  - ニ 郷土的祭典への參加
  - ホ 祝詞修祓拍手の修行
  - ヘ 神社植樹
  - ト 境内掃除美化
- 3 祖先尊崇の念養成
  - イ 祖先の遺訓遵奉（自己の完成と父母への孝養）
  - ロ 朝夕の佛參
  - ハ 祭壇の掃拭と香花供物
  - ニ 命日時の祭事勤行
  - ホ お寺詣り
  - ヘ 墓參及墓地掃除

- 4 犠牲奉仕の念の涵養
  - イ 郷土に於ける奉仕者に敬意を拂ふ
  - ロ 神社佛閣の美化作業
  - ハ 學校及び學級に於ける奉仕作業（清潔整頓修理美化的建設）
  - ニ 道路牛馬糞除 危險物除
  - ホ 落書消沫

第三節 經濟國難對策訓練施設

一、勤勞精神の陶冶

- 1 出席率の向上遲參早引數の減少
- 2 家庭に於ける規定學習の勵行
- 3 學校及び家庭に於ける諸作業に勉勵並に家事の手傳
  - イ 掃除（尋二以上）
    - ハ 苗代害虫驅除麥黑穗拔取稻白穗拔取（尋四以上）
    - ホ 細なひ 草履作り其の他藁細工（尋三以上）
    - ト 茶摘み 桑摘み（尋三以上）
    - リ 子守（尋一以上）洗濯裁縫炊事（尋四以上）
    - ル 荷物運搬（尋四以上）
  - ロ 道路掃除（尋三以上）
  - ニ 一坪農業（尋四以上）養蠶手傳（尋四以上）
  - ヘ 養鶏養蜂 畜豚畜牛（尋三以上）
  - チ 米麥搗（尋三以上）
  - ヌ 落穂拾ひ落葉拾ひ木實拾ひ（尋三以上）
  - ヲ 土運び（尋五以上）

二、工夫創作心の指導並に廢物利用

- 1 玩具の製作（尋一以上）
- 2 封筒草紙雜記帳類の調製
- 3 筆入箱入屑入箒紙挾裁縫具等の製作（尋五以上）
- 4 雑巾箒塵拂等の調製（尋四以上）



6 木根竹等による日用品製作

三、消費節約精神の指導

1 學用品の節約

イ 學用品制定共同購入一齊供給檢閲

ロ 各學年學用品代を父兄に通告 學用品使用量の統計 反省

ハ 流行物使用の禁止 臨時調査

2 衣類の節約

イ 筒袖の着用其の他質素を旨とす

ロ マント首巻手袋の使用制限

ハ 流行物の使用禁止 臨時調査

3 履物の節約

イ 手製草履の使用

ロ 桐下駄使用禁止

4 食物について

イ 麥飯梅干の獎勵

ロ 間食禁止

5 遠足旅行運動會の際

イ 服裝携帯品制限

ロ 小使錢の使用制限禁止

ハ 辨當箱竹の皮を捨てず持ち歸ること

6 盆正月祭典等の時

イ 祝儀金品の仕末

ロ 小使錢の注意

7 貯金の獎勵

イ 貯金はなるべく自己の儲けし金をもつてすること

ロ 毎月貯金調をなす

ハ 餘分の金は信用組合郵便局銀行に預金すること

第三節 政治國難對策訓練施設

一、自主獨立人への訓練（政治觀念の養成）

1 自學主義の助成（研究法の指導）

2 自律的行動の助成（他律的誘惑壓迫よりの開放正義心の養成）

3 義務心の養成 各自の學級學校に於ける地位と義務の自覺

二、共同生活及社會的共同責任觀念の養成

1 各種自治會に依る協同責任觀念の養成

イ 學校自治と看護當番責任事務遂行   ロ 學級自治と學級各係主義の經營   ハ 部落自治と各部落の共同

2 兒童役員の指導

イ 級長副級長組長其の他役員を置き自治訓練と服従心の養成

3 教室當番茶當番準備當番の設置   ロ（責任感の養成）

4 儀式訓練と團体行動に於ける規律と服従心の練磨

第四節 外交國難對策訓練施設

一、聯盟脫退詔書の徹底

二、國防觀念の養成



- 1 民族精神の自覺
  - 2 時局の認識（講演學級講話揭示映畫等による）
  - 3 出征軍人に對する感謝精神の涵養（出征軍人の送迎 慰問金 慰問文）
  - 4 後援事業（戰勝祈願 千人縫 戦死者の肖像掲出）
  - 5 防空觀念の養成（各國空軍の比較 飛行機飛行場の見學等）
- 三、國際教育の徹底

- 1 日滿親善精神の涵養
  - イ 滿洲立國の精神理解
  - ハ 對列國感情の融和
    - ロ 兩國々民性の理解調和
    - ニ 我が國の世界的東亞的地位の認識
- 2 大國民としての品格養成
  - イ 排他的愛國心の除去……隣邦支那は勿論英米は固より國際聯盟の小國をも愛し得る寛容な態度
  - ロ 平和愛好の精神の涵養
- 3 海外移民精神の養成
  - イ 人口問題食糧問題と移民の必要理解
    - ロ 進取敢爲隱忍持久精神の養成
- 4 外國人に對する禮儀
  - イ 外國人には親切に
    - ロ 惡口を言つたりつきまとつたりしないこと
  - ハ 汽車汽船中にもなるべく席をゆづる

## 第二章 高等小學校に於ける非常時訓練

### 第一節 高等科兒童に對する訓練上の考察

#### 道徳意識の發達

1 「幼少なる兒童は道徳的でも不道徳でもない。唯に無道徳的である。而してこの無道徳——個人的法則が其の全勢力を有する時期は生後約十二ヶ年で、これは正に道徳的發展の準備期である。他日の愛他的道徳的生活を發達させるために頗る貴重なる時期である」と謂はれ、「兒童の意志は滿十二歳までは最も暗示によつて動かされる」とも謂はれて高等科兒童は意志生活時代である。

2 尋常科兒童は唯自分のみを中心とした主觀的 個人的價值、又は自分のみで夫れが他人にも妥當なりと考へる主觀的——普遍的價值を選択することが多い、従つて行爲は感情方面に訴へ、主として生活法を理解する學年ではあるが、高等科兒童は客觀的に妥當する價值を選択して行爲の動機とするやうになり、受動より他動へ、他律より自律へと進み、反省的自由的な判斷力を持ち、社會的な共同的な自覺が的確に樹立されて、義務責任規律節制公德等の諸徳目が強調され徹底される所に社會生活の眞面目が躍動し、國家觀念の涵養も立憲自治の精神も經濟思想も國際教育の徹底も凡て確實に基礎づけられるのである。

### 第二節 高等科兒童に對し特に強調すべき非常時訓練

非常時訓練の主義方針は前章尋常小學校に於ける如くであつて、之が施設上高等科兒童に對し特に強調して其の道徳意識の發達上、道徳的生活の發展上一層徹底を圖らしめる事項につき次に擧げる。



(一) 思想國難對策訓練施設

一、國體觀念の養成

- 1 皇居遙拜 皇大神宮遙拜
- 2 御眞影奉安殿の敬禮(毎日登下校の際)
- 3 勅語詔書の奉讀
- 4 忠臣義士敬慕會

二、日本精神の宣揚

- 1 忠君愛國の念涵養(國體觀念の養成)
- 2 敬神の念涵養      イ御陵參拜      ロ郷土的祭典への參加      ハ祝詞修成拍子の修行
- 3 祖先崇敬の念養成
- イ朝夕の佛參      ロ命日時の祭事勤行      ハ墓參及び墓地掃除
- 4 犠牲奉仕の念の涵養      イ各種奉仕作業

(二) 經濟國難對策訓練施設

一、勤勞精神の陶冶

- 1 道路掃除      2 苗代害蟲驅除麥黑穗拔取稻白穗拔取
- 3 一坪農業 養蠶手傳      4 家業手傳

二、工夫創作心の指導並に廢物利用

- 1 學用品の調製      2 日用品製作

三、消費節約精神の指導

- 1 學用品の節約      イ學用品共同購入 一齊供給      ロ學用品使用量の統計
- 2 衣類履物の節約      3 營養的粗食の獎勵      4 貯金の獎勵
- 5 克己週間 節約デー強調      6 金錢出納記帳獎勵

(三) 政治國難對策訓練施設

一、政治心の養成

- 1 自律的行動の獎勵
- 2 義務心の養成(自己の學校學級に於ける)

二、共同生活及び社會的共同責任觀念の養成

- 1 各種自治會に於ける協同責任觀念の養成
- イ學校自治と看護當番責任事務遂行      ロ學級自治と學級各係主義の經營
- ハ部落自治と各部落の共同
- 2 兒童役員の指導      3 教室諸當番の責任事務遂行      4 奉仕デー遂行

(四) 外交國難對策訓練施設

一、聯盟脫退詔書の徹底

二、國防觀念の養成

- 1 時局の認識



- 2 出征軍人に對する感謝精神の涵養（事變軍人の送迎慰問）
  - 3 後援事業
  - 4 防空觀念の養成
- 三、國際教育の徹底
- 1 日滿親善精神の涵養
  - 2 我が日本の世界的東亞的地位の認識
  - 3 大國民としての品格養成
  - 4 海外移民精神の涵養
  - 5 外國人に對する禮儀

### 第三章 社會教育による非常時訓練

#### 第一節 時局と社會教育

人は學校に於てのみ教育さるべきではない。家庭及び社會に於て教育されなければならない。高等専門の教育を受けたものも、卒業後何かの機關方法によつて教育を受けることの必要を感じるのみならず、まして初等乃至中等の教育を修めただけの人は、それ以上絶えず何かの方法で教育されなくてはならぬ。時代は危變し、思想は混亂し社會事情は複雑になつて行く今日に於ては、學校家庭以外に常に國民を教化善導し訓練する種々の方法が講ぜられなくてはならぬ。之れ則ち社會教育である。而して學校教育に關しては明治以來その實績を收めて來たが、一般民衆を對象とする社會教育は、其の着手日淺く加ふるに範圍が廣汎であつて、且世相複雑なる爲、未だ十分なる効果を齎し得なかつたことは國民教育上洵に遺憾とする所である。翻つて祖國日本の世局を凝視するに、非常時は未解消で今後の問題である。國家總動員國民精神最緊張舉國一致の秋であつて、社會教育の普及徹底こそ焦眉の急であらねばならぬ。實に國力の消長と社會教育の消長とは相關的地位にありと言ひ得る。而して社會教育振興の方途は多々ありと雖も、要は民衆に對し社會教育

の全般に亘る注意を喚起すると共に、有効適切なる施設を講じて其の利用を奨め、更に社會教育關係諸団体並に機關相互の連繫を密にし、彼此相提携して其の教育的効果を大ならしめ、一般民衆に非常時の現狀に對する正しき認識と、時局に處する覺悟を堅持せしめ、國民各自が其の職務に忠實にして畢生の努力を傾倒せしめることが現下最も肝要である。かくの如き重大使命を有する社會教育は、全村教育―各部落中心の共同經營をもつた―老も若きも男も女も貧富貴賤悉く緊張して、精神更正と經濟更正との融合確立を貫徹し、眞の日本人たる自覺を生ぜしめ、自己の使命を正しく認識し其の向ふ所は正であり、行ふところは中で進むよう指導教養を圖らなければならぬ。如何に善美なる計劃も要項も實行協力一致が伴はなければ空文に等しく、指導者たる吾人國民教育者は偉大なる責任と社會教育の重大使命とを自覺し發奮興起するこそ眞に急務中の急務である。

#### 第二節 社會教育の對象

社會教育の對象は廣汎多岐に亘り、中心も確立せず指導亦困難である。政府教育當路者各教育機關及關係者の協力一致を同うして之に當らなければならぬ。町村にあつては少くも全村教育の方針で終始一貫伸展開充せしめねばならぬのである。今其の對象を左の如く分類し、訓練問題を考察して行きたい。

- 一、補習學校青年訓練所
- 二、男女青少年團
- 三、成人教育
- 四、婦人會
- 五、其他勞務者等



第三節 社會教育上の訓練の實際

第一項 青年とその指導

社會教育に於て將來祖國日本を双肩に確保する重責を有する青年の指導こそ最も重要である。見よ國史上に燦と輝く青年の活躍を。祖國の救済に身命をなげうつた熱血兒、熱と力と意氣との保持者青年！社會教育の重點施設の中核は青年教育に置かなければならない。即ち青年の意氣を旺盛ならしめ、この内外相交流する多難の渦中に曠古の難局を打開すべく第一線に立つべきは青年である。青年は若き者の誇りと歡びの充實である。その實體は純眞であり伸びずんば止まざる力である。従つて一國の元氣であり活動の源泉である。而して世道の開拓者であり國史の創造者たる大使命をもつ。更に又勤勞を好愛し産業人としての産業的努力に吝でない。この青年層を起つて各自の部署に就かしめ、不撓不屈の意氣と努力とを以て難關打開に協力邁進せしめ、國家の重責の第一人者として大勇猛心大決心を信念化せしめ、輝かしき明日を青年の手によつて展開せしめねばならぬ。

かくの如き自覺の下に中正温厚なる思想と正しき批判力實行力を得しめ、その青年生活を充實せしむる爲にはあらゆる機會に講演會講話會座談會を開催し、實行を促し反省せしめ徹底を企圖とし、修養方面にも産業方面にも活躍せしめ其の結果は展覽會品評會發表會等により發表せしめ、相互に研究助成刺戟を與へ、更に一段の實行に移し永續的に發展せしめねばならぬ。青年の自己修養研究の経路体験を述べしめ、反省と自覺と責任とを持たしめ指導者は之を批判し補正し輔導し益々其の向上發展を期せしめると共に、各種の運動を奨励して強健なる身体を養ひ休位の向上を圖ると共に剛健質實にして堅忍持久氣魄を雄大ならしめるやう指導せねばならない。

第二項 實業補習學校青年訓練所

實業補習學校は小學校の教科を卒へ、職業に従事する者に對し、職業に關する知識技能を授けると共に、國民生活に須要なる教育をなすを以て本旨とし、着々其の實績を擧げてゐるが、現時に於ては特に皇室尊崇祖先崇拜を根本とし常に誠心を以て自治訓練に努め勤勞を尊び生活の創造に導き、共存共榮を目標として、政治經濟外交社會教化に醒めしめ、職業を通じて精神訓練の徹底を期し、常に町村發展に對し重大なる責務を自覺する善良なる公民有爲なる國民たらしめなければならぬ。この意味から言へば補習教育は人の一生を通じて行はるべきものである。

青年訓練所に於ては青年の心身を鍛鍊して國民たるの資質を向上せしむるを以て目的とし、訓練を受くることを得る者は概ね十六歳より二十歳迄の男子として限定し、特に教練を通じて精神更正經濟更正を徹底せしむるものである。

實業補習學校青年訓練所の兩者は何等かの形式に於て其の制度を合一さるべきものである。女子補習學校は實業家事縫等を修得するため小學校卒業後二年乃至三年之を實施してゐるのであるが、男子に比し未だその普及と徹底との上に於て遺憾なる點がある。かくて各自生徒をして自己の職業に對する特色ある智能と信念を發揮せしめ、更に今後は長男教育と次三男教育とは別個に訓練され教育さるべきで、この次三男以下に對しては、農業補習學校に於ては農業を主として商工業の教育を行ひ、商業補習學校にては商業を主とし、農業工業教育を從として行ふ如く、農工商の輕重をつけて、農工商に關する智能を得しめ完全なる教育を果すべきが理想である。

以下實業補習學校青年訓練所に於ける非常時訓練の概要を掲げる。

(一) 思想上訓練施設

一、敬神崇祖の思想普及徹底



- 1 毎朝皇居伊勢神宮を遙拜し皇宗の尊嚴と國體觀念の徹底を期すること 授業日には一齊に
- 2 神社參拜（一日十五日）境内の清淨を圖ること  
社頭講演—神社の由緒或は祭神事歴を明かに崇敬の念を高からしむること
- 3 朝夕祖先の靈前に禮拜すること—合掌の五分間を設けること
- 4 報恩感謝の念を深からしめること イ服忌に關する心得を深からしめ之が勵行を期すること
- 祖先の遺訓遵奉      ハ 命日時の祭事勤行      ニ 墓參墓地掃除
- 5 神社植樹      6 祝詞修被拍手の修行      7 郷土的祭典への參加
- 8 神社佛閣忠魂碑の前を通過の際には必ず禮拜を行はしむること
- 9 神社佛閣の境内忠魂碑戰病死者孝子節婦等の墓地の清掃を圖ること      10 お寺詣り
- 二、登校下校時には必ず奉安殿に最敬禮を行はしむること
- 三、神饌田の經營をなすこと—農尊思想の徹底
- 四、國旗國歌尊重の念を深厚ならしめること
- 五、四大祝日には生徒を拜賀式に參列せしめること
- 六、國民記念日の意義を明かにすると共に、其の當日は遙拜國旗揚國歌合唱勅語詔書奉讀等を行ひ國家觀念の養成に資すること、其他の會合等に於ても事情の許す限り之に準ずること
- 七、あらゆる機會を通じて御聖徳を欽仰し奉り皇室尊宗の念を高からしむること
- 八、忠良賢哲孝子節婦義僕等の事例は、國民精神作興の好資料たるべきを以て普く調査紹介表彰をなすこと
- 九、國史教育の徹底—國史を通した魂の教養

單なる史實の教授に止らず、日本精神の宣揚の爲專念する青年の教養に努力すること

1 民族教科の重視

2 古典教科の重視

3 情意訓練の重視

イ 建國の大義

ロ 國體の精華

ハ 皇室の尊嚴

ニ 御歴代の御聖徳

ホ 忠孝と敬神崇祖

ヘ 皇道精神と武士道

ト 國旗國歌の尊重

チ 四大節の奉祝—祝祭日の家庭化

リ 國民の三大義務

ヌ 郷土の歴史舊蹟の保存

一〇、外來思想又は新舊思想に對しては、我が國體の精華に鑑み之が批判選擇を誤らしめざること

二、神國思想の強調

一一、堅忍不拔剛毅の精神を養ひ、不撓不屈以て自己の天職を獻身的に努力精進する生活態度を決定すること

一二、我が國固有の醇風美俗を保持し、質實剛健なる氣風を作興すること

1 武士道精神の顯現たる武道の奨勵

2 團体的行動の訓練—合同教練登山野營行軍

3 困苦缺乏に耐ふる訓練—耐熱實行軍強行軍

一四、國民の偕和親善を圖り國民意識を喚起せしむること

一五、諸會合には開閉會の時刻を豫め通知し、之が勵行を圖ること

一六、服従心義務心責任觀念の權化たるべく訓練づけること

一七、規律節制ある行動協同的修養作業運動教練をなし、頓に精神澆潤の朗かなる雰圍氣を作り、生活の各方面に實際化を促し、人格の修練良習慣の養成に努むること

一八、依頼心を排除し克己忍苦の修練に耐へ自力更生の明朗なる氣力を養成すること



- 1 他力的依頼殊に諸団体の依頼根性の打破
  - 2 政府の補助は結局國民自身の負擔たることの自覚喚起
  - 3 一部落又は一町村申合せにより禁酒禁煙の斷行
  - 4 發明獨創の勸奨誘掖
- 要は非常時局を青年に徹底的了解せしめ、その根本たる思想を健實にし、國體觀念を明徴ならしめ、日本精神の宣揚に精進せしめ、着實眞摯なる生活態度の確立に努力すべきである。

(二) 經濟上訓練施設

- 一、積極的に勤勞精神の強調徹底につとむること、過去の幻映を撲滅し勤儉力行の青年たるよう指導すること
- 二、自己の職業に全力を傾注して働くことにより勤勞趣味を涵養すること、一父母の信頼を得自分自身が一家の全責任を完行するやうに努めしむること
- 三、職業精神を陶冶し人生觀を確立すること
  - 職業を體驗することによつて愈々勞働の神聖なることを味はしめ、公民教育と職業教育とは紙一枚の表裏の如き關係なることを悟らしめ、人生究極の目的は職業を通じて勤勞の良習慣を作り、奉仕的精神の徹底を圖るにあること
- 四、一人研究の實施と相互研究
- 五、各種作物 製作品共進(展覽)會特設
- 六、職業及家計に關する収入を明確にする爲家計簿を備付け記載する様訓練づけること
- 七、簡易生活の實行並に廢物利用を促進し創作力の涵養に専心すること
- 八、學校内外の奉仕作業
- 九、學校内外に於ての校規並に諸規約を遵奉せしめ規律的行動をとらしむると共に、公共物愛用の公德心の誘導顯現に力むること

- 1 自己に關係ある一切の物品器具等破損ある場合は、出來得る限り自ら修繕する習慣を養ふこと。
  - 2 時間勵行を實行すること、徹底を圖ること。 2 毎朝一定の時報をなすこと。
  - 一〇、保險思想の普及と養成—主旨を了解せしめ加入せしめること。
  - 一一、納税の精神意義を理解せしめ、自己の當然の義務なることを知らしむること。
  - 一二、隣保共済の精神の發揮に力むること。
  - 一三、社會連帶の意識を明徴にし、人と社會との關係を洞察すること。
  - 一四、社交性を養ひ家風社會の醇化に貢獻する團體的訓練をなすこと。
    - 1 公益事業には必ず参加すること。 2 道直し、道路美化、共同請負に参加出席すること。
    - 3 諸會合に参加し、意見の交換親和を圖ること。 4 諸作業に従事すること。 5 約束の嚴守。
  - 一五、生活改善消費の合理化を圖ること。
  - 一六、克己週間節約デー強調。
- (三) 政治上訓練施設
- 一、中正なる思想を堅持し各其の分に勵みて奉公の誠を竭さしむること。
  - 二、新聞、雜誌等を正しく批評し、現代の政界を正しく認識する様訓練すること。
  - 三、遵法精神の鼓吹と非合法行動の徹底的排除。
  - 四、學校並に地方の實情に適應せる公民的實踐訓練要目を制定し、永續的に其の徹底を圖ること。
  - 五、自立獨立の公民たる自覚喚起。
  - 六、郷土の調査、郷土の研究—町村の基本調査。



七、自治的自律的訓練—學校内に於ては、左記各項については、生徒に自治的に計畫せしめ共同奉仕の精神を涵養し、責任觀念を遂行せしむることに努むること。

- 1 學級自治會
- 2 學校内外の各種の作業
- 3 運動競技會
- 4 校内各種の會合
- 八、各種役員の指導。
- 九、法令及諸規則の尊重。

(四) 外交上訓練施設

- 一、國防は國民精神の徹底と國力の充實によることを知らしむ。
- 二、國防に關する各種の活動並に訓練を實施すること。
- 三、非常時防護の施設訓練—冷靜沈着なる態度の養成。
- 四、皇軍の威力の理解と奮起心。
- 五、補習學校青年訓練所の合同訓練、野外夜間演習。
- 六、遠足強行軍軍隊見學。
- 七、教練の實戰的練習と徹底を期すること。
- 八、國民防空訓練の基準と知識とを與ふること。
- 九、派遣軍人並に遺家族の慰問と救護—
- 一〇、國防貯金の獎勵と適切なる實施—
- 二、國際關係の現狀に鑑み、或は最悪の場合あり得ることを思ひ、豫て献身殉國の覺悟を定むること—國家總動員の目的計畫の理解。

三、世界に於ける我が帝國の國際的地位を明らかにし、その使命の自覺を促すこと。今後吾人の生活は一國內に籠るを許さず、従つて自國の國際的地位を十分に理解し、人類相愛を基調として自國防營の確固たる精神を養ふこと。

二三、國際教育の徹底。

- 1 日滿親善精神の涵養
  - イ 滿洲立國の精神理解
    - ハ 對列國感情の融和
  - 2 大國民としての襟度
  - 3 海外移民精神の養成
    - イ 人口問題食糧問題と移民の必要理解
      - ロ 進取敢爲隱忍持久精神の養成
    - 4 外國人に對する禮儀
      - ニ 我國の世界的東亞的地位の認識

一四、新聞雜誌により世界の動き帝國の進路を了解し愛國心の養成に力むること。

一五、平和の戦—經濟戰科學戰—あることを知らしむること。

一六、郷土愛を養ひ共にそれよりして海外發展の意氣を養ふこと。

(五) 青年時代より宗教的信念を養成すること

1 青年は純眞、潔白、青空の如く又白紙の如き清淨なるものであつて、殊に一意専念事に當るべき人生一大要所に居り此時機を逸せず、偉大なる親鸞、弘法、釋迦、クリスト、孔子等の傳記に觸れしめ、其道の人格者の講話を聴かしむる等其精神的指導に留意すること。

2 英雄の傳記を讀書せしめ之に共鳴感激の念を起さしむること。



(六) 女子部に於ての特設

- 一、女子補習學校の振興徹底を期すること。
- 二、虚榮心の排除と日本固有の女性美の發揮。
- 三、女性の重大責務の自覺と自尊心の涵養。
- 四、勤勞精神の徹底養成。
- 五、農業に於ける理解と技能並に興味を涵養。
- 六、生活改善に留意し作法講習會家事研究會。
- 七、海外事情の紹介に努むると共に結婚による海外進出の氣象を養ふこと。

第三項 男子青少年團

郷土を中心として自治的に計畫施設されてゐる團體であり、補習學校青年訓練所生徒をも包含した、帝國の基礎的中堅の大團結である。確固として現實を把持し、克己忍苦の精神と頑健耐久の体力とを以て、堂々之が危局と闘ひ得る青年の奮起躍進こそ當に國家の期待し欣求する所である。

(一) 思想上訓練施設

前項の普及徹底を期し更に

- 一、時局の眞相を明にし正義に立脚せる國民的信念の透徹を圖ること。―時局に關する訓話講演
- 二、社會の現状に鑑み相戒めて風教の肅正に努めしむること。―規約申合事項の勵行
- 三、堅忍持久の精神を養ひ、克己の生活に耐へしむること。―克己週間勵行

四、服従心、犠牲心の徹底を期すること。

五、時弊に鑑み特に産業生活を通じて青年生活を充實せしむ。

六、困苦缺乏に耐ふる團體的訓練の實施。

(二) 經濟上訓練施設

一、産業部の活動とその充實を圖ること。

1 共同試作地家庭實習地 ― 自家耕作地の責任試作

2 産業講習會

3 青年創作副業品並に一人一研究展覽會

4 奨勵金の交付

5 産業關係のパンフレットの發行

二、産業部はその町村内に於ける産業諸團體との連絡提携を計ること。

三、共同生活を充實せしむる爲、部落に於ける支部の活動を促進せしむること。

四、部落内に於ける支部長及中堅青年の養成に努力すること。

五、各部落内に青年集會所を設けその修理親睦に資せしめ、同所を共同作業所とし共同勤勞の美風を作興すること。

六、農家の經營合理化に關する指導に努め經濟生活の更生を期すること。

1 一人一研究と多角形的經營との綜合に努めしむること。

2 勞力の季節的分配副業の研究、農家々計簿、農業日誌の記帳を實行せしむ。

3 自給經濟の擴充を圖り、農村生活独自の堅實性を發揮せしむること。

4 生産物の販賣に關する合理的方法の研究を奨勵すること。 5 技術の科學化と協力、土地利用の協力

七、消費經濟の合理化に努め、一般生活改善の實効を擧げ、以て新興生活の基本を確立せしむること。

1 自己の生業に對する年中行事表の制定に基く生活

2 豫算生活の實行



- 3 冠婚葬祭その他社交儀禮は精神的意義を遵奉すると共に、冗費を省き虚禮を廢するが爲に具体的申合せをなさしむること。
- 4 金肥の節約と堆肥の奨励
- 5 青年は率先して禁酒禁煙等純潔運動に盡すこと。
- 八、地方經濟生活に於ける協力依存の精神を涵養する爲に、共同施設の運用に慣熟せしめ、經濟的諸団体との連絡を密にし、經濟共同の實績を擧ぐることにし、
- 九、郷土聚落の社會的重要性を認識し、青年團の經營に於ける支部の活動と相俟ちて、郷土生活の完成を期すること。
- 一〇、自己の生活勞働を最上の娛樂として從事せしむること。
- 二、風紀の肅正並に生活の充實に關する協同的氣風を益々作興すること。
- 三、社會事業への參加。
  - 1 方面委員社會教育委任の援助
  - 2 階級間の融和促進
  - 3 郷土調査各種統計作業への參加

(三) 政治上訓練施設

- 一、政界の認識を正しくし、その淨化に合法的批判力、意見を確保せしむること。
- 二、青年團生活に依つて共同連帯の生活を體驗し、公民精神の基礎を涵養すること。
- 三、公的生活の基本たる郷土の認識を正しくし、郷土生活の理想を實現せんが爲に、社會的經濟的其の他各方面よりする郷土の調査研究を奨励すること。
- 四、青年に對する政治教育は特に、左の諸項に重きを置くこと。
  - 1 憲法の精神を尊重し、暴力を否定し、立憲政治の完成を期すること。
  - 2 地方自治の確立を期し、自治團體に於ける黨争の弊を排除すること。
  - 3 選舉を淨化し、その自由、公正を確保すること。

(四) 外交上訓練施設

- 一、非常時は今後の問題である。國防の第一線に立つ覺悟を持たしめ、國民各個が常に統制ある活動をなし、外寇上の慘禍を僅少ならしむる防護の訓練施設を圖ること。
  - 1 青年一般に團体的軍事教練の實施——在郷軍人を中心とする。——野外演習、實彈射撃、行軍、合同教練等。
  - 2 樞要の地に於ける防空施設に伴ふ警備の充實に貢獻すること。——對外關係のみに限るものに非ず非常災變等に關しても十分なる留意を要する。
  - 3 嚴格なる統制の下に、冷靜沈着にして恐怖狼狽せざる精神力の涵養。
  - 4 燈火管制、防空監視の訓練。
  - 5 防空訓練の基準と知識との附與。
  - 6 銃後の重大性と之に對する施設。
- 二、出征軍人家族の慰問、家族の勞力援助、戰病死者遺族の救護弔問、戰傷者の慰問、援助救濟出動軍人に對する通信慰問袋新聞雜誌書籍等の寄贈をなすこと。
- 三、國際關係世界の現狀趨勢を正しく理解批判せしむること。
- 四、國力の充實國防の完成は軍備のみによるべきにあらず、經濟力精神力科學力に依ることを深く知らしむること。
- 五、二三男以下の青年にして、生家に職業を得難き者に對しては移植民に必要な精神体力技術の修練に努力せしむること。
- 六、滿蒙に對する理解と移植民に就いては十分考慮し施設經營すること。
- 七、大國民たる品格の修養に努めしむること。



(五) 女子青年團に對し特に考慮すべき點

- 一、女子青年團不振の根源を十分深究し禍根を排除し振興を期すること。
- 二、日本女子としての自覺を喚起すること。
- 三、國史上に活躍せる日本女性の鑑を知解せしむること。
- 四、敬神崇祖の美風を振興し一層家庭生活の淨化を圖るやう申合せ且實行せしめること。
- 五、社會奉仕事業への參加。
- 六、日常生活の合理化を圖ると共に生活改善の實を揚ぐるること。
- 七、正しき貞操觀念の徹底。
- 八、女性に對する軍事訓練の實施。

(六) 少年團訓練

小學校教育により徹底された訓練が施され効果は大であらうが、更に學校外の生活訓練のため少年團を組織し、敬神崇祖社會奉仕團體訓練協同互助規律節制勤勞愛好等の精神を培ひ、併せて体位の向上を圖り少國民たる自覺と品格を建設すべきである。

第四項 成人教育

社會機構の大部分を包含する一般民衆を對象とする成人教育こそ、時局多端の秋重大部面を擔當するものであるが、實施に多大の困難が伴つて僅かに圖書館の施設と學校を中心とした通俗講演、寺を中心とした説教等がこの方面を擔當してゐるの現状である。この困難を打開してその任務を完行する爲には、各種講座又は講習勞務者教育施設、ラヂオ教

育施設成人學校、全村學校、全村訓練等により公民教育人格教育職業教育常識教育再教育等を行ふのであるが、就中、戸主會(家長會)主婦會等の修養施設を、完全することが最も適切である。

(一) 思想上より

一、宗教的信仰を深くし敬神崇祖の念を高むること。

1 敬神崇祖の思想徹底。

イ 朝夕神佛を禮拜すること。

ロ 朝夕祖先の靈前に禮拜すること

2 毎朝遙拜を行ふこと。

3 四大祝日には一般町村民を拜賀式に參列せしめ、皇室の尊嚴と國體に對する感激とを新にすること。

4 祝祭日の家庭化——一家舉つて敬意を表すこと。

5 國旗の尊重と掲揚を勵行すること。

6 祖先崇拜の美風を尊び忌引、法要、墓參等を勵行すること。

7 各戸に神棚を作り、皇大神宮の大麻の頒布を受くること。

8 老若男女の別なく讀經、寺參り、法話を聽聞する美風を盛にすること。

二、郷土を愛せしめ、郷土の偉人、篤行家、舊蹟等を尊重すること。

三、舉國一致は偉大にして神祕的の成果を收むるものなることを明瞭にすること。

四、正しき人生觀、社會觀を体認し報恩感謝の生活を爲すこと。

1 皇恩に對する感激を深くすること。



- 2 公正なる祖國愛より大國民的人類愛に及ぶべきことを自覺せしむること。
- 3 知恩報徳の念を強調し衆生の恩に感謝すること。
- 4 人力の限りを盡し天運あることを自覺すること。
- 5 農民精神の確持—勤勞愛好。
- 6 禮儀秩序を尊重すること。

(二) 經濟上より

- 一、經濟思想の涵養を圖り國力を培養すること。
  - 1 國家經濟に關する思想の向上を促すこと。
    - イ 個人經濟と國家經濟との關係を明かにし國民の自覺を促すこと。
    - ロ 經濟思想に關し正しき理解を與へ經濟現象に通曉せしめ、特に經濟計畫の樹立に努力せしめ農業技術の科學化、農家經營の合理化、農村經濟の協同化を圖ること。
    - ハ 衣食住の改善に關し研究調査を遂げ之が實行を促すこと。
    - ニ 國産品を愛用し國內生産の助長に努むること。
  - 2 勤儉力行の風を作興すること。
    - イ 心身を鍛練し職業尊重、勤勞愛好、時間尊重の氣風を振作して能率の増進を圖ること。
    - ロ 團規規約に依り消費を節約し、貯蓄を奨励すること。
    - ハ 土地の狀況に依り餘剩勞力の活用を圖ること。
- 二、副業奨励に關し之が參考資料の配布を計ると共に創造工夫の氣風を養ふこと。

- 三、社會連帶の意識を明にし、共濟協力の美風を助長し、特に郷土聚樂の振興に力むること。
  - 1 帝國の國際的地位を明にし舉國一致の意氣闡明。
  - 2 家族制度の美風高潮。
  - 3 學校社會等を中心とする部落の協力親睦。
  - 4 上層社會の自覺なき行爲に對する合法的反省要求。
  - 5 勤勞分度推讓等報徳精神の實踐に努め長者は自ら其の範を示すこと。
  - 6 階級反目の弊風排除。
  - 7 因襲的賤視觀念の打破。
- 四、禮儀を重んじ同情心を養ひ、互に理解するに努め徒に對立的鬭爭氣分に陥らざる様努力すること。
- 五、生活安定し時間及び經濟に餘裕あるものは社會公共のため奉仕すること。
- 六、借財償還の道義的解決—義務心の涵養。
- 七、經濟生活即道德生活の本義闡明。
- 八、保險思想の養成—相互扶助の精神理解。
- 九、納税に對する正しき自覺を得しむること。
- 一〇、依頼心の排除。
- 一一、節酒節煙に努め享樂的惡風を一掃すること。
- 一二、自己の前後左右上下の各關係を考察し之れと連絡を保ち自己の責務を全うすること。
- 一三、順序を尊び方法を精選し社會の改善は漸を追ふて行ふべきものなることを自覺せしむること。



(三) 政治上より

一、立憲自治の精神の涵養と完行に努むること。

1 選挙の浄化。

2 地方自治の確立。

二、時事問題に對し正しき批判と指導を與ふること。

1 正義公正を尊び斷じて邪惡に與せざる氣骨を養ふこと。

2 新舊思想を考察して中庸を履むべきことを明かにすること。

3 機會ある毎に會合し、協議に参加し、講演を聴講すること。

三、町村の自治を理解し財政關係を知得すること。

四、學校教育の理解と援助。

(四) 外交上より

一、國家總動員に對する了解と訓練。

二、動員計畫に對する援助と演習實施。

三、犠牲的精神を尊重すること。

四、團体的訓練を爲し實行に導くこと。

1 時間を尊重し定刻を勵行すること

3 警備並に防空の施設の援助

5 團体行進体操—公共的大般的運動に對する理解と一般の体位の上

2 公益の場所に於ける喫煙と私語を慎むこと

4 銃後の活動

6 團体的唱歌の選定と合唱

7 交通道德の尊重—交通整理の援助

8 在營及出征兵軍人の慰問と家族援助

五、青年の行動に對する理解と援助を怠らざること。

六、海外發展の情況の紹介に力むること。

第五項 婦 人 會

主婦は家庭の實務者であると共に、子女教育の責任者である。随つて婦人が品性を陶冶して圓滿なる婦徳を備へ智能を練磨して的確なる識見を持し、以て家庭和樂の中心となり善美なる家風の樹立を圖るは、眞に喫緊の要務である。加之地方の産業自治其他社會的事業の振興に關しても婦人の内部的援助に俟つものが多い。時局に鑑み特に重要な一部の擔任者なることを強く自覺せしめねばならない。

一、家庭教育の振興を圖り危險思想の萌芽を未然に防止すること。—家庭精神の確立。

1 父母は善良なる模範を示すこと 2 家族の思想を善導し、一家の圓滿を圖ること

3 父母は慈愛を以て子女を教養し、家庭に情味あらしむること

4 夫婦間の秘密を無くし、家庭も一致して一家の繁榮を圖ること

二、生活改善、消費節約の勵行。

三、社會奉仕の精神發揮。

1 妊産婦乳兒保護施設

2 託兒所の經營

3 隣保事業への参加

4 貧困兒童の救済

5 敬老施設

6 幼者保護

四、救恤慈善に關する事項。



- 五、良風美俗の醸成及矯風に關する事項。
- 六、社交儀禮の改善に關する事項。
- 七、母性を中心とせる倫理運動の援助に關する事項。
- 八、戰時救護の訓練。

第六項 其

他

勞務者の教育を圖り、民族圖書館民族博物館の成立をなし以て文化の向上に國體觀念の明徴にし、日本精神の宣揚に努め、國民の讀書方を涵養し時局に對する認識を明確にすべきである。又社會教育委員會方面委員諸團體教化綱との連絡統制を行ひ、一致團結して社會教育の實を擧げ國力の充實、國運の進展を期しなければならぬ。

第七項 訓練の機會

- 一、時局に關する諸講演會講話講習會座談會研究會及び映畫會等を開催し、時局の自覺と中正なる思想の涵養に努め、各其の分に勵み奉公の誠を竭さしむること。
- 二、皇室國體及國民道德に關する圖書を豊富に圖書館に備付くと共に、是等の資料を團體雜誌に掲載すること。
- 三、學校の擴張と開放及び社會進出。
- 四、多衆的會合の機會利用。
- 五、優良施設又は其の實績を一般に推獎すること。
- 六、幹部講習會を開き幹部の充實と活躍を圖ること。

- 七、パンフレット、ポスターの配布。
- 八、論文、詩歌、標語の募集。
- 九、講演會、講習會により刺戟獎勵をなし、その結果を展覽會、發表會に於てなさしめ、一般に研究反省を促進し各自の自覺責任を一層強烈ならしめること。

- 一〇、篤行者、優良團體の表彰並に事績の調査研究。
  - 二、各部落の集會所、共同所を中心として、部落民は座を交へて眞劍に語り指導者も參加すること。
  - 三、實習、見學、視察をなし訓練の良機會たらしむ。
  - 三、農事講習會—實際家の体験談の發表。
  - 四、公衆の思想善導並に科學知識及産業智識技能の啓發、生活改善に資する成人講座を開催のこと。
  - 一五、休日の統一を圖り娛樂の改善、活用を圖ると。
    - 1 郷土藝術の保存改善並に普及
    - 2 体育的娛樂の普及とその施設の完備
    - 3 文學的娛樂の獎勵と指導
    - 4 全村的娛樂の施設
    - 5 趣味娛樂の向上
    - 6 農村婦人及高齢者に對する娛樂施設の設定と充實
- 指導者たる教師其他が中心となり献身的に各部落内に入り、青年を中心として眞劍に語り働き社會教育をなさなければ完璧は期し得ないと信ずる。

第三篇 結

論

我が帝國が正義人道擁護の爲に、敢然として斷行した國際聯盟脫退後に於ては、名實共に國際的名譽の孤立を守らな



ければならぬ立場に置かれてゐるのである。列國環視の中に堂々と正義の大道を闊歩し來れる我が國は、克く帝國の使命を遂行する爲に凡ゆる犠牲を覺悟して邁進せねばならぬ。即ち、近く相前後して來る聯盟脫退の確立期と海軍々縮條約の満了、且各國一英米一の軍備擴張に對して如何なる對策を講すべきか、滿蒙の隆盛を如何に見守るべきか。しかしそれ等の對策に要する財源はこれを何處に求むるか、更に現在各方面に起りつゝある我が貿易壓迫の事實、その他内外の切迫した事情はいづれも懸つて直接國民の死活問題である。

此の盤根錯節を排除し我が國是を貫徹するの途は他になく、國民の一致協力新興日本建設にあるのみである。嘗て東洋の日本より、世界の日本へと進展したのは、實に日清戦争後十年間の所謂臥薪嘗膽時代である。

滿蒙問題の解決、經濟好調の如き大問題は一、二年の短時日に結末を告ぐるものでない。古人曰く「天將降大任於是人先苦其心志勞筋骨餓其肌膚空乏其身」と。國民の帝國目下の難局に處する將に斯くの如き覺悟を要する。この秋に當り國民教育者たるものは、須く國士を以て自ら任じ自己の重大責務を通じて皇運扶翼の大道に至誠を捧ぐるの覺悟を持つべきである。而して國家至上主義をもて苟も日本國民たるものは國家の爲めに生き、國家の爲に死する大原則を休し奉公忠仕を以て、生の目的とし、國民を擧げて献身的本分に邁進せしむるの道を啓くべき國民各自の休位の向上と透徹せる正しき信仰心の培養も等閑に附すべきではない。

訓練の根本は指導者たる吾人の徳化に俟つことと思ひ、自己自身の人格の砥礪に努め、不言の間に薰染感化の實を擧ぐべきである。國士を以て任ずる教育者は祖國日本の姿を凝視し祖國美の認識と祖國愛の体現とを自任し、正義と力によつて國難打開の重責を完行する大勇猛心を以つて、學校教育は勿論一般教化の第一線に立つ覺悟を銘記しなければならぬ。

正義は力を産み出すと共に、力によつて踏みにじられる場合も決して少くない。横溢した力の伴へる正義こそ、正義

としての本當の眞價を發揮し得るものである。しかしてその力の源泉ともなるべきものは正義に立てる「氣慨」そのものである。殊に國家を熱愛し人道を強調して昂揚する烈々炬の如き氣慨の迸る所、滿身これ力の權化となつて、自己の周圍を焼き盡さずんば止まざる体の迫力を有する、是所謂國士の慨ともいふべき眞の氣慨なのである。

朝に皇室國家の御盛運を禱り、夕に同胞八千萬民の共榮福祉を念じつゝ、士氣凜然凝つては百鍊の鐵となり發しては萬朶の櫻となる―そこに國士の面目躍如として閃くものがあるではなからうか。吾人は先づ何よりも從來の弱々しい態度をかなぐり捨て、眞摯に生き信念に燃ゆる烈情の所有者となると共に、權勢に詭びず名利に惑はされざる剛毅高潔の勇者とならなければならない。なほ自ら修養して自らを直くするのみならず、他の不正は不正としてこれを糺し罪は罪としてこれを責め、常に正論を主張し主義を強調し輿論の喚起に努め、ひたすら自他明魂の顯現を圖らねばならない。更に義俠的献身的精神の修養に心がけ、苟も自己の使命に關連する限り傍觀的態度を排し、時には幾多の犠牲を拂ふとも、自ら求めて勞に服し、自ら勇んで難に赴くの雄々しい決心がなくてはならぬ。かくて粉骨碎身―全心全靈を捧げ盡して職責の遂行に當るならば、内には烈日の士氣いよゝ燃えて力の充實を來し、外には輕侮抑左の冷管次第に變じて畏敬信賴の情感と化するに至るや火を賭るよりも明らかであろう。國家興亡盛衰の祕鑰を握れる國民教育者は、勇躍奮起して國家の柱石を以て自ら居り、國士の氣慨に自ら生き、救國濟世の大願に、渾身の精力を傾けて血みどろ健闘を敢行すべきである。

昭和六年長くも教育者に賜ひたる勅語並に文部省訓令第二十一條を休し奉りて日夜之を服膺に努めたい。



## 學校訓練について

木田郡庵治村尋常高等小學校訓導 多田幸一

### 一、序

國際聯盟を脱して光榮の孤立を守る東方日本帝國の現状を眺め更に將來を思へよ、我等と等しく光榮ある孤立を誇つた過去の大英帝國が果して幾年の孤獨を守り得たか、内アイルランド問題に悩み外新興獨逸帝國の脅威に堪へかねて終に微々たる東洋帝國に腰を屈したる當時を想起する時轉々感慨無量なるものあらざるか。

内思想問題の悩みにあへぎ外對支、英、米、露の國際問題に苦しみ眞に内憂外患交々到り旭光の旗下濃霧多くして皇統連綿 天壤無窮の國体 爲に光輝ある進路を誤らん恐あらざるか。

言簡にして盡さざるも思ふて祖國日本の現状を凝視する時誰か拱手再考大和民族の傳統的熱血たぎらざるものありや畏くも 聖上陛下 大詔渙發あらせられて帝國の平和的使命を内外に宣布あらせらる。教職にあるもの緊揮一番謹しんで詔勅の聖旨を奉体し尊き天職に向つて協力奮勵せざる可らず眞に奮闘自覺の秋に當りて訓練の再檢討をなす又以て時宜に適せりと信ず。

### 二、現實の凝視

私は今暫く現實を凝視し能力の許す範圍内に於て解剖して見たいそれは我が訓練論の向ふ可き途をより多く正しから



しめんがためである。

我等が現實を眺める時第一に考ふべきことは

- 1 何故に我が國日本が斯くも思想的に苦しまなくてはならないか
- 2 何故祖國は光榮の孤立を保つべき運命となりたるか
- 3 祖國日本の正しき思想とは如何正しき國際的位置とは如何と要約せられ得べきこと、信ず。

第一の命題に答ふ可きものを略記すれば

- A 個人道徳と社會道徳との不平均社會の秩序安寧を説くことに缺陷
  - B 傳統的國體觀念に對する理智的内容の不足—國體信念をより確實ならしめる媒溶劑の不足
  - C 國民の宗教的信念の缺乏—信ずる態度の消磨
  - D 法治万能制度の弊—法規制度が國家的觀念に伴ふ精神の問題を閉却しはしないか
  - E 唯物思想の胚胎—不用意な國家主義は唯物主義となることを忘れた
- 私は今之等の諸問題を精細に理解すべき餘裕を持たない。然しながら要約する所一の歸結点即ち以上の缺陷に對して無自覺なりし明治教育の被害が現れて現代となりしなり。
- 第二の命題に答ふべきものを略記すれば
- A 國際心の缺陷—國民性の缺陷を暴露
  - B 東洋に於ける日本の地位—日本の使命に對する無自覺
  - C 國際關係の變動—日本のトラストの成立

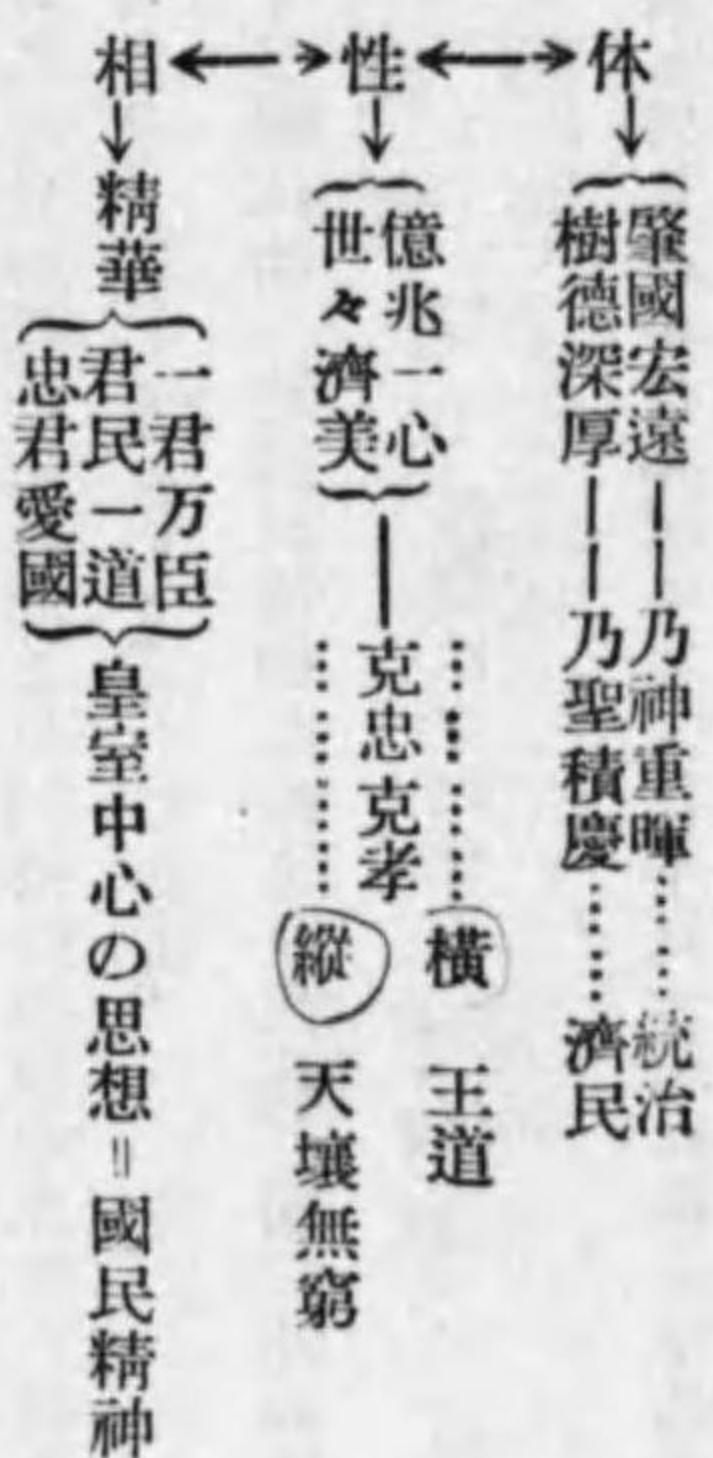
而して之等を總括すべきものも亦内日本國の強大をのみ求むることに急にして眼を大局に注がしめ得ざりし明治教育の被害である。

第三の命題に答ふべきものは何ぞや

即ち正しき國家意識即世界的日本の自覺である。

然らば正しき國家意識とは何ぞや國體に對して正しき理解を有し以つて國民生活の信仰を確保し情は父子との如しと宣はせられし。大君に對して眞に父子の愛情を持つ忠を致し以て天壤無窮の國體を扶翼する國民精神である即ち忠君愛國誠神ながらの赤き清き美しき心軍人勅諭に示し給へる誠の心である。

從体起性從性現相、從相歸体なる佛教の原理を借りて謂へば國民精神とは國體を体現し顯現せる日本民族固有の精神である國體即國民精神にして國家的立場より言へば忠君愛國であり、個人的立場より謂へば義勇奉公皇運扶翼の精神である。



然らば斯の如き國民精神の依つて起るべき基礎たる國體とは何ぞや、之充分に検討せらるべき重大問題であるが要は神武天皇建國の精神である。







育學説と言ひ實際施設と言ひ非常時日本の現在及將來に對して根本的改革を叫ばざるを得ざるもの多し。恐らく今日

は一部研究の時代に非ず彫琢補綴の時代に非らずして全部考覈再考改作の時代にあらざるか。而してその根本問題は實に教育者その人の脳髓の改作なり教育者の自覺そのものなり。俸給問題を論ずるよりも設備問題に奔走するよりも先づ教育者の脳髓に一大刷新を加へて人生に對して將又教育に對する強き自覺を起さしめ教育者をして身体的に精神的に今一層強固に雄大に潤達と品位とを高め以て法律はとまれかくまれ外形上の待遇はともあれ社會そのものは教育者に向つて十分の尊信を拂はしめ實際が教育者に十分の輿望を負はしめざる可らず。然らばその輿望を負ふに足る教師とは如何なる人か即ち道義的名性を具備し、造次巔沛にも修養の念に燃え自ら接する者をして燒き盡す熱と力を有することである。これ正しければ令せずして行はる孔子が我れ言ふこと無うんと欲すと言ひしに子貢が夫子言はずんば小子何をか述べんと答へた然るに孔子が「天言何哉四時行焉萬物生焉」といはれたことがある。不言の教へは訓練の最大根本である命令、賞罰は屢々する程効力の下落を感じしむるが示範感化は時と比例して益々強大となる。

松蔭は教化訓育を教師の仕事であり責任であることを力説して曰く

養の一字最も心を付て看るべし。註に養謂<sub>レ</sub>涵育薰陶俟<sub>レ</sub>其自化<sub>ニ</sub>也と云ふ。涵はひたすなり。綿を水にひたす意なり育は小兒を乳にてそだつる意なり。人を養ふも此の四つの者の如くにて不中不才の人を繩にて縛り杖にて策うち一朝一夕に中なりしめ才學ならしめんには非ず。仁義道德の中に沐浴させて覺えず知らず善に移り惡に遠かり舊染の汗自ら化するを待つことなり。これ人の父兄たるの道にして父兄のみにあらず人の上となりて政を施すも人の師と爲つて教を施すも一の養の字を深く味ふべし。

而して又凡て天下の事議論も理屈も皆徒事なり唯妙處は妙にあり。(中略)聲音笑貌は何程恭儉を盡しても人を服する

ことはならぬなり。これ皆妙處に非る故なり。

と更に教師其の人の道徳的品性こそ最大不可缺の要件たることを論ぜられたるなり。かくて國家に對し國民に對して道徳的品性を有する教師が更に學校訓練上留意すべき修養を擧ぐれば

A 教育者としての權威の確立であることは權力の確立でなく暴君的專制者の權威でない、自ら聖誠に奮闘することによりて當然得らるべき①兒童の愛教の念②服従の習慣を養ひ③畏れられる事に依つて暖き光輝ある權威である。

B 自任潤達である

小學校を以て國家の廣き中にある自任と自己の重大な責務に對する自覺と而して潤達の度胸である。

C 來い〜主義である

自から一步生徒に先んじて來い〜と呼ぶ主義である。

松蔭が久坂義助に與ふる書に

得<sub>レ</sub>士最良策併<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>下如使<sub>レ</sub>士得<sub>レ</sub>干吾<sub>レ</sub>之爲<sub>レ</sub>愈己を成して人自ら降參する様にせねば行かぬなり(中略)人を結ぶも吾より意ありては遂に長久せず。只來者不<sub>レ</sub>拒去者不<sub>レ</sub>追にあり(中略)只自力を強くして人自ら來る如くすべしと即ち人自ら來る如く來は主義にあることだ。

D 強健なる身体である

人生全て勞を壓ひ煩をさけなば事のなすべきなし虎穴に入らずんば虎子を得ず如何なる事も焦点に踏みこんで一仕事なさん元氣を肩に持つてゐたいものである。教育者は常に此の意氣を鼓吹する責任がある。而してこは實に教育者の元氣に依らざる可らず元氣は實に強健なる身体のみ宿るを思へば教育者たるもの常にエネルギーを養



ふべきである。

E 人情を知ることである

人生意氣に感ず古來士は己れを知るもの、ために死すと言ふが至言ならずや、基督の愛、釋迦の大慈大悲衆生濟度孔子の仁といひ至情といひ至誠と言つた所は實に人情である。感化術の如きものありとせばそは實に人情であらねばならぬ。松蔭が感化せし者も亦之である彼が野村和作に與へた書に

人已に過あり我從つて之を尤む過ては即ち之を悔ゆ吾從つて之を喜ぶ是君子の心なりと言へり。

かくて彼が若くして不節操なりし彼野村和作をして最も強固なる同志愛弟としたる所以又是にあり。人情を離れて訓練を考へることは出来ない。

#### 四、我が校訓練の要領

小學校訓練の目的は、高尚なる人格と堅實なる品性とを陶冶して自ら進んで善を行ふことを好み而して惡を憎むところの徳性を涵養し將來有爲の帝國臣民たるべく常に教育に關する勅語並びに戊申詔書の御趣旨を服膺貫徹せしむるにある。兒童自我意識の生的變化に應ずると共に、常に有意的に誘導して學校に於ける教師の薰陶と學友の感化との外に家庭生活に於ける父母近親の躰方と社會に於ける民衆の誘掖とが他動的に大なる關係あることに留意し、家庭及社會に適切なる聯絡をとり深甚なる注意を拂ふことが最も必要である。

我が校のとれる方針は

A 方針 一、躬行實踐 學校長を中心として職員兒童協力一致實行に努むること。

二、信を眞隨 教師は兒童に接するに全て信を以て根本とすること。

三、自己活動の尊重 兒童の活動を重んじ訓練要領を定めて目的の貫徹を期す。

B 訓練の二大綱領

一、殿堂教育の重視

我等が眼を現實の世相に送る時幾多の悲惨なる生活事實を見る。而して我等が過去に於て見る假設美談の影徒らにうすく、人情紙より薄く人の意志綿よりも軽く、自殺患者の大流行を來す、死を嘆美することに急にして生を得たる理由を知らず如何にして生の満足を満喫し人生の目的を達するかに強からず、薄志弱行厭世悲觀、七ころび八起の不屈不撓の精神を忘れたるもの、如し。我等こゝに見るところあり。精神訓練の一方法としての殿堂教育を強行し、靜座瞑目、靜かに反省の機會を與へてその習慣を養ひ、君が代勅語を奉讀して心の力を朗誦し各訓練の根本道場たらしめる。依て我が校の訓練は此の殿堂を出づる六門より出づるものと言ふべきである。即ち自奮は本校訓練の第一項であるがこれこそ全ての行爲の根本規範なればなり。

二、共同社會訓練

特に農民の短所は利己的にして共同團結に乏しく且極めて保守的であると言ふことである。國家といふ大同團結に幾多の試練を経たる大和民族が地方的團結の精神に乏しきことは一に之を徳川時代の封建制度の政策によりし過去の因襲によることは之を個々の史實に徴しても明らかである。之共同的社會的訓練を施しては時弊を救済せんとする所以である。社會文化は天才偉人の獨創的活動によりて發達すると共に又大衆の協力一致によりて進展する。況んや現代は大衆の時代である。我が村によりても大衆の偉大なる力によつて文化の躍進をとげる爲に早くより兒童に共同的社會的訓練を施さなければならぬ、かくて共同的社會的訓練を施されたる兒童は社會共同生活の眞義を体得することとなり、我が國體の本質である



ところの國をあげて一大家族をなすといふ精神を實行的體驗的に了得するのである。かくの如く了得せらるれば所謂階級闘争も自ら解決するの曙光に接するわけである。

而して共同社會的訓練の基礎として契機として謝恩を強調しなければならぬ。

一切の共同社會が相互愛に結ばれ、謝恩の認識によりて相共に力を合せて奮勵すべきを説かねばならない。學校全体に於ては勿論、學級に通學團或は少年赤十字團に於て謝恩による團體意識を體驗認識せしめることは我等の學校訓練に於いてなさんとする二大綱目である。

以上は人格生活を個人的生活と社會相依生活と見て、個人的生活の基礎を自奮にとり社會生活の根本を謝恩にとりたるものであるが、以上の二基本道德と所謂道德的人格との相關に例を略述し訓練綱領の論理的意義を明らかにしたいと思ふ。

凡そ道德的人格とは何ぞや。即ち諸價値の調和的体系を自律的に實現する可能的存在を意味する。平易に意へば終局目的とすべき目的を自ら選擇して追求する自覺的活動主体である。故に自覺性、統一性、理想性及び特殊性の四者を具有すべしと要求し得る。然らばその自覺性とは何ぞや。認識的意味に於ては自己を知ることであり、自我の對象となつて自我と對立する自然や他の同胞と區別された自己を認識することである。衝動的模倣的自律的の順序で發展する道德的自我と共に深化したる自覺が他より課せられたる命令で行動する域を脱して自己の道德的要求に基いて選擇行動することである、要するに認識の主体であり同時に價値意識たる自我を自ら承認するのが自覺なのである。第二統一とは即ち人格的統一にして爲すべき行爲、成るべき品性、選ぶべき目的といふ意識を中心となす統一、換言すれば道德的當爲若しくは理念による自我の統一でなければならぬ。究竟善及び其れにとつて必須な條件たる諸々の相對價値に自我心身の活力を集中して其の實現に努力することが眞の人格的統一なのである。

第三に理想とは道德的當爲である、生活上かくあるべしと規定する理念であり自我活動の根本動力である。

第四に特殊性とは即ち個性である。以上述べた自覺性、統一性、理想性が凡そ正常なる人に通有な特性であるに對しその發揮の程度異なる個性はそれ／＼特殊的でなければならぬ。一切の正常人は人格的可能體たる点に於て平等であり可能性實現の實体としては不平等である。生理的、心理的、人格的に特有なる方面である。

即ち道德的人格とは理想を認識自覺し、自我心身の活力を集中してその實現に努力することである。リワツスは道德的人格の要件として、完全に豊潤、完全に強剛活發、完全に自己との一致即ち内的自由の三者を數へてゐる。豊潤とは一切の事物及び人間が自我中に反映し自我がそれ等を充分に認識理解し感受享受することを意味し、強剛活發とは人格内容が最高の活氣と作用の力を持つことを意味し、内的自由とは人格内容が價値の多少に應じ確實なる秩序を保つこと換言すればあらゆる可能的目的の自然的平衡を意味する。是に於て豊潤は自己の意識内容の全認識であるが故に之を人格の自覺と稱し得べく、内的自由は人格的理想性と統一性とを根抵とし、強剛活發は自奮を意味する。至善への自覺奮闘と人格最高の活氣と作用力に俟たねばならないのである。而して社會的相依の生活を止揚すべき道德的人格は即ち愛によらねばならない。愛の認識は謝恩によつて更に擴大強化せられる。即ち君主國家に對する愛は忠であり、祖先に對する愛は孝であり郷土に對する愛は公共協力でなければならぬ。故に個人の對社會的道德の基本は即ち愛であり謝恩である。我等の謝恩を體驗せしめることによつて愛の精神を高調することが出来る。

### 五、訓練の準備

然らば以上の綱領で強調實踐すべき訓練の準備として如何なるものを要するか、すべて實踐には準備を要する。

A 準備調査



一、郷土調査——各種調査の實際によりて郷土精神を抽象し此の精神を把握することによりて將來に對する教育者の活動が期待せられる、換言すれば郷土そのもの、地勢及び沿革がその郷土の傳統的精神を啓培し、更に存續發展せんとする根強き力を有することは否定し得ない。歴史は人を支配すと言つた哲人の言に耳傾くるまでもなく又、石灰質の土地は革命人を出すと言つた地理學者の説を聞くまでもなく、郷土の地理歴史が郷土の精神文化に偉大なる力を以て潜勢してゐることは否めない。然れどもその郷土精神の悉くが我等教育者の肯定すべきものたり得ないことは又その精神が過去に於て又將來に於て村發展の障害たらずと保し得ないと同一であらう。とまれ我等は一日として郷土を離れて生活することは出来ない。一日として郷土を外にして兒童教育は行ひ得ない。故に完全なる郷土調査によりて村風とも稱すべき郷土精神を抽象してその長所短所を考察し以て校風樹立の基礎概念としなければならぬ。

二、學校調査——學校調査はあまり輕んぜられてゐる傾がある。學校の位置及設備、校舎の狀況が如何にその訓練と重大なる關係あるかは論を待たない。二階の校舎と平家の校舎とは各々訓練の方法に特殊の留意點があらうし又山麓人家少き所と平地と街路の中にあるとによつて亦特殊の注意を要するであらう。校柵を修繕せずして脱柵を強調することが無駄である如く、陰暗なる教室にあつて姿勢を矯正することが無駄なるが如し。聞くに新興小學校は丘上實習地に圍れて勤勞的校風の樹立に成功し赤穂城趾に義士主義の中學ありといふ。更に學校の沿革、歴史校長の教育方針、教師の氣質及び特に卒業生の活動方面が校風樹立の有効なる源泉たることは否定し得ないであらう。即ち學校として共同意識を確立しその振興を計るために調査すべき企を稱して學校調査といふのである。即ち校地、校舎、學校沿革、現代學校全体の成績、學校長職員の教育方針、卒業生の活動方面兒童生徒父兄を中心として學校に對して有する思想の調査である。以上の調査によりて校風樹立の方途を講

すべきであらう。

三、家庭調査——家庭生活の調査、家庭調査は各校に於て慎重になされ今蛇足を加ふる要を見ない。家庭調査簿なるものは各家庭の宗教、資産、家内員數、教育程度及一種の直覺的家風とも稱すべきものを記載し訓練を助長すべき事物及妨害すべき事物の点檢を嚴密にし、以て家庭生活指導の着眼点とする。道德的品性を養ふ上に如何に家庭が重要であるかは論ずるまでもない。

四、個性調査——最も必要にして至難なる問題は個性調査である。多數の兒童中には種々雜多なる傳統的特質を有し、不良習慣に例へて見ても粗暴、怠慢、虚言、怯懦執拗等實に千態万狀容易に盡くし得られない程である。これ等の氣質偏性を考察してそれに適應するところの教育方法を研究することは一日も忽諸に附すべからざる事なれども又非常なる困難を來す。此處に氣質の特徴とその分別法及び習癖及訓練法を左表に掲ぐ……

氣質とその習癖及訓練法一覽

多	粘	膿	神
血	液	汁	經
質	質	質	質
餘り大ならず	骨格弱し	骨格逞しく背高し	身長高く稍頭前屈す
紅色に光澤あり	蒼白又は帯灰淡黄色	蒼黒にして光澤少し	蒼白色
肥えて軟し	腫膨軟く (下腹部稍大脂肪多)	肉豊ならざれども中肉にして堅し	細く瘦せて堅し
	粗に太く硬し	粗に黒く柔い	



習癖	不良徴
<p>イ、軽浮喧嘩にして静肅でない常に機を動かす時に他生を見て笑ふ</p> <p>ロ、又徒らに失言を發し他人を笑はせて軽卒なる諧謔を敢てし事物に不注意である</p> <p>ハ、事物整理の能に乏しく却つて汚損する傾がある</p> <p>ニ、智能の使用繁捷なるも忍耐心に乏しく屢々心も移し成就性を缺く而して文藝的の趣味に富み數學學等を忌む</p> <p>ホ、學動輕快言葉多く交際的にして多少滑稽味を帯び懶惰散漫になりやすい</p> <p>ハ、赤紫等の如く強烈なる色彩を好む傾がある</p>	<p>輕躁、性急、雷同、利己輕薄、曖昧、健忘、無主義、判斷鈍、談話下手、談瀆多し、飽き易し、飽食癖</p>
<p>イ、他人よりの實績慢厲を忘れ介せず競争心名譽心にかけ喜怒色に出ず從順の如くして卑屈の傾がある</p> <p>ホ、赤、黄、紫の如き色彩を好み綠色を嫌ふ傾がある</p>	<p>魯鈍、懶惰、記憶力乏し判斷力弱し、不規律、意氣昂らず、酷薄、因循卑屈的</p>
<p>イ、感情平靜にして喜怒哀樂を表に表さず遊戯その他につきて仲間を凌ぐ首領たらんとする自尊心に強い</p> <p>ロ、言語激に行易粗暴になり易い</p> <p>ハ、物事に拘泥しない様で時に吃驚する様ない思ひきつたことを仕出かす極端に走り易し</p> <p>ニ、青色を好み赤黄紫を好まざる傾がある</p>	<p>疑ひ易し、傲慢不通、粗暴、放恣、自暴自棄、慷慨悲嘆、偏狹頑固</p>
<p>イ、身體脆弱によりて運動不活潑</p> <p>ロ、顔色常に憂鬱にして猜疑心強く片意地である</p> <p>ハ、怯懦にして他生と遊ぶを好まず而して常に細心にす</p> <p>ニ、學業に熱心によく勉強する</p> <p>ホ、綠色を好み青色を嫌ひ亦紫を好まない傾がある</p>	<p>憂鬱執拗、思慮薄弱、決斷力乏し、感情に制せらる、小理屈細事に拘泥、斷續多し、粗食小食、胃弱し、人の顔色を見る</p>

良徴	意味	情緒	言語	分泌	歩行	手足	頸	口	鼻	眼	顔面
<p>仁愛活潑、快活、寛容機敏熱心、愛敬家、交際巧</p>	<p>一時強きも永續せず</p>	<p>光明方面速かに強、暗黒方面速なるも弱(樂天的)</p>	<p>比較的速く節に合ふ</p>	<p>汗多し</p>	<p>軽く活潑に速し</p>	<p>太く暖く爪中赤し肩圓く淡し</p>	<p>太し</p>	<p>唇厚く齒列整ふ</p>	<p>大きく尖らず</p>	<p>突出し又は平扁眼光通常和潤</p>	<p>頬豊に赤く光愉快氣</p>
<p>格動、忠實、忍耐、温良</p>	<p>弱し</p>	<p>遲にして弱(冷淡)</p>	<p>稍遲緩</p>	<p>鼻汁口涎齊汗多し</p>	<p>緩慢</p>	<p>不器用不活潑</p>	<p>太し</p>	<p>唇厚く開口垂液</p>	<p>卑く鼻汁を出す</p>	<p>上眼瞼かぶさる眼光にぶし</p>	<p>圓く膨れ黒青くしまりなく自炎的</p>
<p>勇敢、忍耐、秩序、果斷強、深慮、恒心、熱誠、自信自重</p>	<p>強し</p>	<p>速にして強</p>	<p>莊重に沈靜力あり言語少きを特徴とする(皮肉的)</p>	<p>發汗少し</p>	<p>悠々調歩 運き氣勢然し直行的</p>	<p>太く温ならず指太し</p>	<p>長し</p>	<p>前齒大に巾廣し</p>	<p>鼻峰鋭し</p>	<p>稍陷凹眼光鋭し</p>	<p>頬骨隆起凄味を帯ぶ</p>
<p>伶俐、究理心、沈靜、快辯、敏捷、同情、頭腦明快、名譽心</p>	<p>光明方面弱、暗黒方面強にして水</p>	<p>光明方面速なるも弱、暗黒方面速にして強(厭世的)</p>	<p>瞋目勝、怒言激語、愚痴、線言多し</p>	<p>涙ぐむ</p>	<p>不定</p>	<p>冷くして器用指細し</p>	<p>細く長し</p>	<p>唇薄し</p>	<p>鼻峰鋭し</p>	<p>陷凹して光強し眼光險し</p>	<p>長くして蒼白弱しきかたち</p>



其の訓 練法	
<p>イ、刻苦忍耐の習慣を養ひ必ず事業を遂行せしむ</p> <p>ロ、規律正しく且運動法を勤行し学習を間断なく尙發問を多くする</p> <p>ハ、厳正なる言語と秘密なる考思とを以て答へしめ潜心にして沈着ならしむ</p> <p>ニ、第一の仕事の終らざる間は第二の仕事を行はしめ算術等の厳格に行約束をさけしむ</p> <p>ホ、根氣よく落着いた遊びをすゝめ秩序よく</p>	<p>イ、教授訓練体育に於て常に適度の刺激をあたへ心を振起させ努力を鼓舞する</p> <p>ロ、運問を發し活潑迅速に答へしめ神経を興奮せしむ</p> <p>ハ、動作を敏活に勤勞をいとほないようにつよく</p> <p>ニ、多血質の兒動を校友として席を隣におかしむ</p> <p>ホ、太鼓喇叭笛の如き音楽的趣味の玩具を興へて神経を敏感にし事物の解決をあたへることに努力を促す青色に接する機会を多くすること</p>
<p>イ、濃厚を以て誘導し且公共的觀念を興さしむ</p> <p>ロ、抑壓をさけ特質を利用して長所の發達を計る</p> <p>ハ、常に實行に力め勤勞を尊重せしめて綿密な遊戯をすゝめて自然なうち物事に細心に注意深くあらしむ</p> <p>ニ、亢奮性の色彩をあたふるより稍爽快性に富むる又は橙色に接する機会をあたへることを要す</p> <p>ホ、但し永續的は却つて憂鬱となる</p>	<p>イ、永く一室の中に活動すること</p> <p>ロ、愛の眼をもつて臨み温き同情を以つて常に慰安的獎勵的教訓をとる</p> <p>ハ、公衆の面前で教誨をさす別室に懇談的接解をなす</p> <p>ニ、過度の勉強を止め快活なる戶外遊戯即ち風ボール輪廻し等及び共同運動又は團體遊戯を進む</p> <p>ホ、元來の憂鬱性故に熾烈ある赤色又は稍興奮性のある紫に接せしむること</p>

一、校訓

校訓には凡そ次の如き要件がなくてはならぬ。

- 1 其の校兒童の最大多數がその學校生活に於てのみならず卒業後と雖も服膺し以て意義あるもの
- 2 最大多數兒童の缺陷を鍛練矯正すべき意味を偶するもの
- 3 最大多數兒童の長所を保護助長すべきものたること
- 4 教育勅語に連關する語句なること
- 5 兒童のみならず教師も服膺せしむべき語句たること
- 6 村民の氣風改善に必須なるものたること
- 7 倫理的意義を有するものたること

以上の如き方針によつて我等は綱領に示せる如き自奮及謝恩をとつたのであるがその倫理的意義に就いては前述の如く今改めて説明の要を見ない。

一言附加したきことは校訓の變遷である。最も慎重細密なる調査より抽象したるものとはいへ、その見る所は人によりて異なるはまぬかれなからう。殊に時の流は時代に即する道徳を要請し、且つ折々時代に即する道徳すらも生ずるに於てをや。故に訓練の中心たり先導たる學校長の異動に際してはその人の見識の如何により熱心の如何によりて校訓の變ふべきことは誰が之を保し得やうぞ、況んや校訓を自ら制定し之を以つて根本方針として進まんとする熱あつてこそ始めて校訓の價值發揮せらるゝに於てをや。

二、兒童心得

最大多數の兒童の缺陷と思はるゝものを羅列して之を服膺して誤なからしめんとすることであつて、日常万般の



事項中特に頻繁に起り得べき具体的の場合につきて豫め警告すべき程度のものである。然し乍ら當然校訓の内容をなすものでなければならぬ。校訓が目的地であればその行くべき道を示すべきものであり児童心得を服膺實踐することによりて不知不識の間に校訓の實踐がなされねばならぬ。

三、訓練要目

その制定の方針については前述の諸項と同一なるも前述児童心得が直接児童に對するものなるに對し要目は教師の訓練方針を決する手控へとし且つ依るべき規範たらしめるものである。換言すれば校訓を徹底さすべく必要なる徳目を實踐すべき手段及機會を決するものであつて、依つて以つて絶えず反省の資料たらしめるものたるべきである。我等のとらんとする訓練要目次の如し。(略)

四、級訓

前三者がその範圍を全校児童にとりたるに對しこはその學級特殊なるものである。且前三者が稍恒久性を有するに對しこはその児童の實踐如何によりて轉移すべき可能性あるものと信ず勿論教師の信念を示す信條を以て級訓とし通年不動のものたるも可なれども低中學年に於いては訓練要目と児童心得とに児童の現實を對照し最も遵守すべき必要あるものを要目又は心得中より採り來つて大様満足すべき程度に之を習熟せしめる事が必要である。従つて抽象的よりも具体的なる事論を俟ない。

C 實施豫定の決定

流動變化は人生の實觀であり時々刻々と轉變極りなき人生わけて變化の甚しき児童を捕へて一定の目的を律し去らんとすれば必ずや周到なる準備を要する一日は移動する春夏秋冬萬物悉く變移して然も生れ現れ滅する一定不動の運命に支配される。幼き児童をして健に育たしめ誤りなき而も正しき發生をなさしめる爲には氣分に應じ時

季に應じ時に太陽の如く暖く時に暴風の如く荒く時に夕立の如きさわやかさあらしめ時雨の如き哀音を感じしめることがやがて一年を正し一年を正しくあらしめる所以ではあるまいか。暑さを涼しからしめ寒さを暖からしめて惜春の好季に醉はしめるのが賢明なる態度にあらずして熱中熱技の訓練を實施する事がより必要なのであるまいか、とまれ我等は語らずして行く四時の前に周到なる準備を以て豫定をしなければならぬ、豫定はあくまでも豫定である然れども豫定を決定することが即ち準備の準備たる所以ではあるまいか。

一、訓練曆(別表)

二、實施要目

敬神崇祖の念を養ひ我が國固有の精神を發揮し祖先に對して感謝報恩の念を養ふ

謝恩

公正寛容の徳を養ひ共有共營の精神を涵養するは依りて社會報恩の態度を訓練する事

- 1 皇太神宮禮拜
- 2 佛壇禮拜
- 3 神社參拜
- イ 整列參拜
- ハ 父兄附添參拜
- ニ 誕生日參拜
- ニ 臨時參拜
- 4 神社境内掃除
- 5 墓所參拜
- イ 春秋二季皇靈祭當時
- ロ 父兄附添參拜
- ハ 墓所掃除
- 6 神前講話
- 7 校内に於ける敬禮

- 1 親切の態度
- 2 學團自治會
- 3 學校奉仕
- 4 社會奉仕
- 5 兒童
- 6 公正寛容の精神鼓吹



自奮

質實剛健の氣風を振作し勇敢不屈の精神を涵養し自奮の態度を訓練する

自立自營を尊び自奮による責任觀念を養ふ

- 1 各學年實行訓練
- 2 早寢早起の獎勵
- 3 作業日(毎月一回)
- 4 學校に檢閱(月一回)
- 5 兒童服裝檢査(月一回)
- 6 強行休操
- 7 貯金獎勵
- 8 強行運足
- 9 敢行處理

- 1 學級自治會(月一回)
- 2 看護補助
- 3 學團設定
- 4 登校整列
- 5 全校自治會(月一回)
- 6 反省日(月一回)

D 補助機關の決定

訓練そのものが校長を中心としたる全職員の協力一致によるべきは論を俟たない然れども之れを補助する機關の存在が必要である事も亦論を俟たぬであらう。殊に兒童自身に選ばれたる模範的人物が無意不識の間に暗示の偉大なる力を發揮して教化する事を誰か否定し得やうぞ殊に十分休憩時又は晝食時間放課後等種々なる仕事に追はれて兒童に接し得ざる時兒童自身をして命令禁止獎勵暗示の教化をなす必要はあへて贅言を要しないであらう況や兒童自身がその職務を果すことによつて責任觀念を養ひ得る事を思へばその人達を明かにし効果をあげ得るやう指導すべきである。

一、看護當番

看護當番教師の補助として第六學年以上の兒童中より各級四名宛選拔し計二拾四名を得て之を六日に配當し低學年生の看護教化に任せしめ操行善良成績優秀なるものを毎學期選擇し重複することなからしめ學内に於いて

一人でも多く責任を遂行する快味を覚えしめる。

二、兒童教室當番

嚴聖なるべき教室の整理整頓と學習用具の準備に對する補助をなさしめ兼ねて學校内日誌の記載をなさしめる全級輪番にして全兒童に行き渡るやう指導す。

三、學區配置

各學別に之を配當し校外活動の一學團たらしめると共に通學團を形成し學區自習會を行ひ區對抗リレー等に於ける基本組織とする學校長は毎學期一回學區別修身教授を行ひその地方兒童の風習に應じて自奮謝恩を強調する。

四、部長級長

區に部長を學級に級長を選定してその人宜しきを得ば學區内學級内の成績向上するは期して待つべしであるが出來得へくんば毎學期之を變更して一人でも多くその衝に當るもの、苦心を味はする必要があるや又一人でも多く責任遂行の歡喜に愉悅せしむることがあらう、然して部長は四年以上の選舉に級長は學級の選舉に依るべきが當然であるが教師の人選に嚴重なる基礎を要するは無論である。

E 反省是正機關の決定

一日に三度反省するは單に個人道德の最たるに限らない全ては個人たると團體たるとを問はず反省によつてのみ進歩はあるものを誰か否定し得やうぞ校訓にしる級訓にしる兒童訓練要目すべて絶對のものでない時に應じ機に處し改善是正せらるべき必要を多分に有するものである。

1 週訓練會↓毎週一回の職員會に附して一週の訓練を反省し、次週の訓練案を決定する先づ六年以上の級主任



はその児童の看護日誌によりて命令禁止獎勵したる事項を全職員に報告する次いで各職員はそれに対する意見を開陳する、次に各學區主任より部落日誌の報告をなし前同様その命令禁止獎勵事項をのべる全職員はこれによりて各自の意見をのべ又平素の考によりて全職員のは正せらるべき點を主張し次週に特に注意すべき點を決定し學校長これを決裁する

2 級 長 會

全校各學級々長を召集して各自が平素命令禁止獎勵したる事とそれに對する各自の希望とを聞く各職員は可成出席して分掌事務上又は擔任學級上より又は平素看護上よりの希望事項をのぶ最後に學校長中堅人物の信念培養といふ意味より誠告をあたふ會次第は次の如し。

- 一、開會 二、君が代合唱 三、勅語齊唱 四、兒童心得朗誦 五、級長命令禁止事項報告 六、職員希望事項報告 七、擔任訓導注意事項説明 八、校長誠告 九、心の力朗誦 一〇、閉會

3 部 長 會

校外訓練の中心機關として男女兩部長及副部长を召集し順次各部落日誌中より命令禁止事項獎勵事項を發表せしむ最後に各自の感想をのべしむ各職員は出席し學級より見たる各部落兒童に對する希望をのぶ擔任訓導之に對して注意希望等を述べ時に必要ある命令をあたふ最後學校長訓話をなし校外訓育の重大性と各自の責任のなることを自覺せしむる様指導する。會次第次の如し

- 一、開會、 二、君が代合唱 三、勅語齊唱 四、兒童心得朗誦 五、部長命令禁止事項報告 六、職員希望事項報告 七、擔任訓導注意事項説明 八、校長訓話 九、心の力朗誦 一〇、閉會

4 全校自治會

看護係兒童級長兒童部長兒童其の他全校役員兒童を召集し全職員出席協議、最高學年の男女級長級長會に集められたる希望事項を要約報告同じく最高學年の男部長部長會の命令禁止獎勵事項を要約して報告し看護係の代表者同前報告協議事項決議事項を定めて之に對する意見を問ふ、擔任訓導注意を與へ學校長訓話をあたふ。會次第次の如し

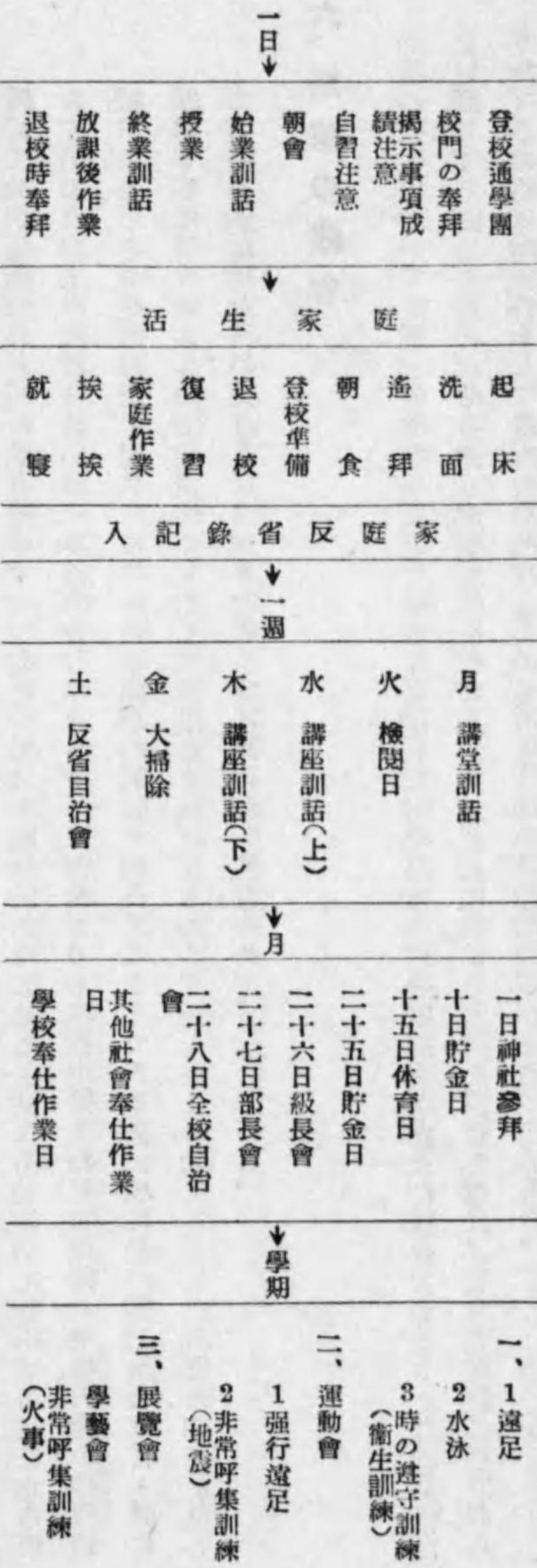
- 一、開會 二、君が代合唱 三、勅語齊唱 四、兒童心得朗誦 五、級長報告、六、部長報告 七、看護係報告 八、擔任訓導注意 九、協議決議 一〇、校長訓話 一一、心の力朗誦 一二、閉會

以上の兒童會合は之を時に學習訓練に利用し本質的に無趣味なるべきものを趣味あらしめ且つ千人以上の兒童輿論の中心たらしめ學校にて新に購入したる各種實驗器具の實驗觀察に又は新購入レコードの鑑賞に模範的朗讀に鑑賞に又模範獨唱及合唱の聴取等必ず一つをとつて之を趣味的たらしめると共に有効適切に利用する特に忘る可らざる事は以上の兒童會合が單に事務的會合に止らずして何處までも學校中堅人物兒童輿論の中樞人物の特殊訓練にあることで此の會合を通じて彼等に自奮謝恩の氣魄を涵養することである故に學校長の訓話誠告は言々眞に吐露するに切々たるもので温情流るゝ如く又は涙なき能はざる如く、偉人傑士の幼にとり又は現實の問題を拉して事務をはなれた眞の修身をなすべきである常に實行道の休得にめざすべきである。

六、訓練の機會

訓練の機會については屢々前述の各所にその要旨を示したが全學校生活全家庭生活がその機會であることは論を俟たない然し乍ら前述要目に示せる如くが有意的に行はんとするために特にその機を設ける事は必要具妥當なる事であらうたゞこの特殊的機會をして最も自然的たらしめる所に訓練の實際的價值があるのであらう。





以上の特設規範的訓練に對して偶發事項の特殊機會に對してよく此の規範的機會を利用し又は週訓練會等の各種補助準備機關を通じて適切有効な方策を決定することが必要である。

### 七、訓練の手段

前述の各項目を實施することが訓練の手段であるが此處には直接教師が兒童に對して働くべき手段を概説する即ち教師の識見人格徹底せる調査に基ける目標の決定之に對する周到なる準備とがその實行に關する機會の注意とが同時に廣義の手段であることは當然であるが此處には眞に教師が身心を兒童に働かしむる手段を述べるのである。

#### 1 暗示による感化力

人格の自然的暗示による陶冶價値の偉大なる事は誰しも肯定する所であるが勇將の下に弱卒なしと云ひ英雄は英雄を生むと稱し瓜の蔓に茄の生らぬと言はるゝ所以のものは實に此の暗示力の偉大なる事實を説明する事であるまいか更に之を自然的に眺めて見ても石灰質の土地に革命人を生じ大平原に哲人を育むと稱し大山國に詩人を養ふと云はるゝものは亦實に自然の暗示に依る感化力を言ふものではないか。或は之を社會的にみても座は氣を移すと稱し孟母三遷の教を説く私は今殊更に暗示の吟味をなすべき必要を認めない程全ての人が肯定したる所である。然らば如何なる暗示を如何に手段をして用ふるか。

##### A 教師の道德的人格に依る暗示である

教師が道德に關する確信を有し倦まずたゆまず奮闘努力する理想的性格を有するならば必然的に教育者としての權威も確立し兒童をして畏敬せしめ敬慕せしめ服従の習慣を養ふ事が出来るだらう。

##### B 兒童中より選びたる理想的人格の暗示

教師は教師なりと言ふ觀念が自然に有存する事も亦我々が認めなければならぬ心理的事實だらう故に學級の或は學校の理想的兒童を養成して之に依る暗示力を發揮する事も必要であらう。

##### C 物語る人格の暗示

過去及現在の偉大なる人物を物語る事に依つて人格を陶冶する事も當然にして又必要なる暗示である。

##### D 大自然に接せしめる事による暗示

暴風吹き卷く海濱に兒童を立たしめよ靜波さゞめき夕陽波上に躍動する水平線を凝視せしめよ、五劍の巖峰を見て柴野栗山を思いたる先人を眞似るのにはあらざるも靜かにその靈峰を注視せしめよ盤石ゆるぎなき千古の屋島に神秘の眼を轉せしめよ我等は大自然の崇高を説け大自然のインスピレーションに感ぜしめよと呼びたい



E 寮圍氣による暗示

千二百の學童無言のまゝ入場して滿堂咳なく靜座瞑目一分一分靜かなること深山の如く動かざること大山の如き寮圍氣の中に果して何をか生むや。或は亦嚴肅なる不動注目の中に君が代合唱晴朗なる空にするくくと登り行きて大空に翻る祖國の國旗を仰いで千二百の兒童の精魂を傾ける萬歳の聲を聞かしめよ、かうした寮圍氣によりて生るゝものは果して何ぞ私は敢えて説明は要しないだらう。

F 其他繪畫寫眞等による暗示

飾られた偉人の肖像に對して兒童の受ける暗示、ミレーの落穂拾ひ夕の祈りに對して得る靜かにして崇高なる暗示等我等の留意すべきもの多くして而も遺憾徒に多きことあらざるか。

G 文章による暗示

出師の表を見て泣かさるものなしと云ふは實に此の點を證するにあらずや。ブラウニングの癡跡を讀ましめよホイットマンの百姓詩を讀ましめよ我等はかうした文章が偉大なる迫力を潛勢して暗示する力を認識せずには居れない兒童に於いても然りと誰か否定し得やうぞ西條八十の兒童詩を明讀せよ小川未明の兒童文を讀め然して之による兒童の道徳心の啓發も亦必要にして妥當なる一方法ではあるまいか。

2 實行による習慣養成

暗示によりて動かさざる時は命令を發して實行せしめ之を反復練習して習慣を養成することである。凡そ訓練の最終目的の一は實に良習慣の養成にあらう之が實施に當つて留意すべきは左の諸項である。

A 良範例を示すことである

最も眼に付き易き良範例を即ち教師の良範例を示すことである。方言の教師も此の一範例に及ばないことは、

「氏より育ち」に如かざると同じだらう。

B 情欲の争を利用すること

爲さざれば笑はれる、不名譽であるといふ感情を利用し爲して快感を覺えしめる事に勝たしめること。

C 監視監督

監視監督をなすことに依りて督勵するのである。然し乍ら之に依りて兒童をして教師を恐怖せしめる如きことなからしめることである。

監視監督は兒童をして自覺せしむるものでなければならぬ。

D 罰

罰は決して休罰を加ふべきでないことは余りに論じられ盡されてゐる。叱責謹慎學校長謹慎叱責等にして最後に父兄校長受持立會の下に叱責し之を罰すべきであらう。

溫情を以て自覺を促す様叱責すること老婆が孫を叱るやうな無批判な態度は謹むべきである。

E 賞

濫賞は謹むべきであるが時々賞辭をあたへて獎勵し、事の性質によりて全級賞、全校賞を與へて衆生の前でその模範を示すべきであらう。

F 反復練習

絶えず反復練習し實行をなさしむべきで決して途中で中斷したり又はうやむやの中に止めることがあつてはならぬ教師と兒童の根比べの積りで實行にかゝらねばならぬ。

三、教 訓



道徳的意志活動とは一定の目的を有し意識的に其の目的を追求するものである、倫理學的に言へば單に或事を實行したのみでは道徳的批判の對象にはならない行為の目的を自覺し、それに達する手段を意識的に考へ、且つそれをなすことが善であるといふ意識が伴つてこそ道徳的價值行為となるのである。實行をして常に誤なからしめんには知的分別を有す可きである。況んや發達せる意志とは反射運動より意識運動に進み意識的運動よりして選擇の自由を有する運動に進むべきに於ておや。故に習慣以上に道徳に關する原理を授け、選擇の自由に誤なからしめるために道徳的批判力を養ひ道徳に關する判斷の標準を明にする必要がある。かくて正しき道徳的觀念と意志活動とを結合する爲に此處に教訓の必要を生ずるのである。而して教訓を行ふべき方法を左の如く別つ。

A 朝會訓話

全校嚴肅なる儀式中の訓話なるが故に左記事項は留意すべき點であらう。

- 1 一日一徳主義 一日一の善につきて其の所在價值實現の手段、價值實現者及び爲さざりしために過ちし事實等を訓へて兒童の自覺に訴へ、自奮を促すべきであらう。
- 2 朝は一日を支配するが故に兒童には解らすと云ふより寧ろ感動せしむる程度の方がよからう。
- 3 皇室の御動靜に就いて語るべき唯一の機會とする必要があらう。
- 4 各學級擔任は朝會後の始業訓話に於いて學年相當に之を敷衍すべきであらう。

D 講堂訓話

上學年と下學年とに別けて之を實施するのであるが、靜座瞑目數分！反省の後「心の力」朗讀、上學年に於ては「心の力」の内容について下學年に於いては平易なる日常生活事實に就いて講話するのである。本論の頭初に述べし如く殿堂教育の根本をなすものであつて大凡左記諸點を留意して實施、相當の好成績を擧げてゐる。

- 1 一週間の學校生活の反省をなさしめる。
- 2 一週間の學習に活力をあたへる。
- 3 上學年として下學年としての特殊訓練に留意する。
- 4 「心の力」の内容によりて自奮自勵の精神力を鼓吹する。
- 5 低學年に於いては「兒童心得」を朗讀せしめて學校生活に對する規範を得しめる。
- 6 學校長の訓話は上學年修身、低學年修身の意味に於いてなされる。
- 7 最も嚴肅なる氣分の中に宗教的情操の教育に留意する。
- 8 靜座によりて腹式靜座の習慣を得しめる。

C 始業訓話

始業時に際して一日の學習並びに學校生活に活力を興へる意氣込で凡そ次の諸點に留意して實施。

- 1 朝會訓話の敷衍をなす。
- 2 自習時間の成績に對して批評注意をなす。
- 3 出缺席調査に對して注意をなす。
- 4 必要なる學級調査をなし注意をなす（校具準備物）
- 5 級訓の齊唱。
- 6 貫行訓練に對する講話。
- 7 家庭生活スコアカード記入提出。

D 終業訓話



- 1 一日の學校生活の批評注意をなす。
- 2 低學年に於いて一日の最善良者に對し、一日の不注意者に對して適宜批評をする。  
(一日に一人の悪しき者を救へ、一日に一人の正しき者をとらへよの主義)
- 3 其の日の家庭生活に注意する。
- 4 家庭課題の發表と其の指導。
- 5 級訓の齊唱。

E 記念日の訓話

當該記念日の意義を明にすると共に校訓に基ける生活の指導をなす。特に留意すべきは之れが過去に於ける我等の祖先に働きかけし事實であり、將來長く我等が記憶して生活の刺戟劑たらしむる事實であらう。而してその記念日に相應した實行を促すことの必要なることは敢へて贅言を要しない。例へば尊徳翁の記念日に一善の實行をなさしめ、栗山の記念日に全校比較考査をなし、滿洲事變記念日に一日の沈黙を守らしめ、義士記念日に寒いといふ言葉と態度の禁絶を主張する如く、強行遠足、強行駈足、淨書、淨寫をなさしめる類であらう。即ち實行を通じての訓話をなすのであつて、學校長の訓話も終業時兒童の實行を観察したる後にすることの妥當なる事もあらう。

F 祝祭日訓話

全校嚴肅なる儀式の中に行はれるが故に壯重なる態度と平易なる言語によりて、陛下の御前に於て全兒童に教誨する態度を持たなければならぬ。

- 1 四大節に於いては訓話の資料とも言ふべきものを揭示場に陳列揭示して簡單なるべき訓話の補助としてそ

の認識を確實ならしめ、自奮謝恩の意義を高調すべきであらう。

- 2 四方拜當日は國勢の發展とその現實の主要を自覺せしめ、國際日本に對する自奮の念を養ふべきであらう
- 3 紀元節は國体の尊嚴に對する信念を強固ならしめるべきで即ち、過去に於ける國体の特殊性に對する國民の信念を語り現實に於ける國体に對する正しき遵信者を語りて自奮感謝の念を養ふべきであらう。
- 4 天長節は皇室の御繁榮に對して謹話し國民として同慶の精神を強調すべきであらう。竹の園生の彌榮え行くと共に國民及國家の繁榮し行く事實を反省せしめて現人神なる上御一人の御威徳に感銘せしむべきであらう
- 5 明治節は 明治大帝の御威徳と共に明治五十年間の國運の進展に對して祖先に對して感謝報恩の精神を喚起し、維新より大正に到る發達の各種實想を揭示補助すべきであらう。
- 6 休日となる祭日については訓話と共に生活指導をなすべきである。例へば皇靈祭には募參をなさしめ新嘗祭には供花献饌をなし且つ神社參拜をなさしむべき類である。

7 個人訓話

學級擔任が兒童に接する機會の毎日であるにかゝらず個人的に兒童に接する機會の甚だ少くして眞に兒童を知ることが少いことは事實である。彼等兒童を圍繞する各種の資材、例へば家庭友人父兄等に依るか、彼等が發表した成績によるか、平素觀察したる言行に依つて所謂個性調査の可能であり、且つ或程度の信頼をなし得べきことは事實であるが、これよりも兒童と膝つき合して一年に一度乃至二度、一時間か二時間でよい、心行くばかり語り合つて訓話する必要がなからうか。彼等に充分語らせたい。心の底から打とけて語らせたい。それによりて適切有効に訓話することが兒童の爲如何程必要であるかは論ずる必要がない。平素他生の中にあつて委縮せる一兒に意外な尊嚴性を認めることがないとは誰か保し得やうぞ。



8 校長個人訓話

校長がその重厚洗練されたる人格を以て學級擔任の申告せる兒童に就而、或は必要なる兒童に就て訓話するのである。父兄を失つて哀れ悲嘆と失望にくれる兒童について、貧困なる家庭の苦學に就て、大なる同情と涙に抱擁して自奮と活氣を與へることである。或は粗暴、虚言癖の兒童に就而自重せしむるが如き。或は度し難き兒童をして自奮せしむるが如きである。

9 學年訓話

學年修身とも稱すべきで校長は訓練の必要上尋五以上の各學年の兒童を一堂に集め一月に一度の限度を以つて學年擔當の修身訓話をなすべきであらう。一個學年が數個に別れて居る場合には特に全体を集めて學年相當の訓話をなすことが學校訓練の向上に資するため必要であらう。

殊に學年貫行訓練に對して彼此比較反省訓話すべき絶好の機會ではないか。

10 學區別訓話

部落部長の記載せる日誌を基礎とし、月一度を最大限度として、出來得れば一學期に一度でも各々風習を異にせる學區別兒童に對して訓話をなすことが必要であらう。然し乍ら村によりて多學區たる場合には部落擔任訓導之を實施しその部落の守るべき實行事項を協定し之が實施に對する成績の反省の如き必要なる事項多々あるべしと信ずる。

11 其他時事訓話成功者の訓話長老の懷舊談等の必要なることは敢へて多言を用せぬ。

四、作 業

ケルシエンシュタイナーの勤勞による人格陶冶論に俟つまでもなく、作業の價値の偉大なる事は敢へて論ずるま

でもない。こゝに述べんとする作業とは即ち團體作業である。汗を流しつゝ共に働く團體意識の中に尊き人間性の自覺と道徳的認識を高め以て共働社會訓練の一助としたい。

1 室内掃除手入整理……責任逃れの掃除から脱して、あくまでも美化せんとする意志の働きによる掃除へま  
で進めて行きたい。低學年に於いては止むを得ずとするも、高學年に於いては美化意識の満足による快感によ  
りて掃除の終了をなさしむべき態度の馴致が必要であらう。

2 運動場の撤水手入 4 備品の手入 6 家事實習 } 正確敏速に作業の体験を與へ眞に汚れたるを美化し  
荒れたるを整理する道徳的意識によらしむべきであ  
らう。

3 校地の手入整理 5 農業實習 7 作業的學習

8 學校奉仕日……全校自治會に於いて奉仕すべき意見を決定し、彼等の意見を尊重して實施し、不知不識の  
中に愛校心を養ふべきであらう。かく一切の學校用具の尊重心にまで演繹することを得ば作業そのもの、價値  
以外に我等の得るべき所頗る多し。

9 社會奉仕日……社會に對する報恩感謝の念を基礎として、學區單位に實施し、部長は之を督勵し擔任教師  
之を助長すべき手段を講ずべきであらう。かくて彼等に作物を尊重し落書を止める等の一切の對社會的兒童道徳  
を啓培することを得ば幸甚であらう。

八、整 理

整理は發展の根幹であり訓練の基礎である。あらゆる進展更改は嚴密なる整理の結果に依らざるべからず。教育事業  
の全てが整理に出發點を置かなければならない事は敢へて贅言を要しないであらう。

左に我等の行はんとする整理の概要を羅列して留意點を示す。



一、檢 査

- 1 体格検査……毎年行ふ所の体格検査は衛生訓練の總決算とし又出發點として兒童に留意せしむべきである。特に我等の誤り易きは優良体格を遺傳なりとして説明をしないことである。我等は事實認識し乍ら矛盾の様であるが、衛生を重んじたる結果なりと或程度の信用を以て説明すべきであらう。特に低學年に於いては遺傳の説明をなすよりも此の方が容易であり劣体格性にして自奮を促し優体格性に對し一層自重して衛生を重視せしむべきであらう。
- 2 体重検査……本校に於いては毎月期身長を計量し、毎月体重を測つてその標準体重を示し、兒童に体格に對する自覺をあたへてゐる。
- 3 缺席理由調査……部長又は同級生により又は教師自身の訪問によりて調査し反省及教訓の資料とすべきであらう。
- 4 服裝検査……毎月一回 衣服、容儀
- 5 衛生検査……毎月一回 頭髮、耳垢、鼻紙、ハンケチ、爪
- 6 辨當……毎月一回 重量、内容物
- 7 携帶品検査……毎月一回 重量、内容品
- 8 學用品検査……毎月一回 學年相當に規定したる學用品
- 9 清潔検査……下駄箱、傘棚、洒掃道具入、運動具置場、廊下、便所内
- 10 整理検査……下駄、傘、帽子、辨當、カバン、机、腰掛、洒掃道具、運動場、運動具、井戸端、洗面所、足洗場、窓ガラス、日覆等の整理狀況

二、家庭との連絡

- 1 通信……全て必要なる事項の通信によりて訓練の効果を査證するの資料とする。
- 2 家庭訪問……必要に應じて家庭を訪問し家庭生活の狀況を知る。
- 3 懇談會……農閑期等を利用し父兄と膝つき合して兒童の現在及將來に對して談合する。
- 4 部落講話……部落を單位として兒童の部落生活を知り且つ教育方針を知つてもらふ爲に實施する。
- 5 保護者招待……學校生活の狀況を理解せしむる爲に適宜招待して授業を參觀せしめ且つ協議する。
- 6 成績回覽……毎學期末實施し兒童成績に對する父兄の關心を高め且つ兒童生活に對する留意を深くし家庭訓練の一資とする。

九、結 語

以上極めて粗雑なる訓練の概要を述べたが要は教師その人の繼續的努力に俟たねばならぬ、春秋寒暑、十年一日の如き不斷の教育道に對する精進奮闘こそ、實に人の子を育つる者の必要不可欠の條件である。

今や識者は思想の頹廢を嘆き、非常時日本の現狀に眉をひそめしめる。而して教育の腐敗を叫び改造を叫ぶの聲餘りに大なるを思ふ時、我等其の局に當るもの三思再考せざる可けんや。

一切の智識は善を實行することに於いてのみ價值がある。若し善を自覺せずんば、智識の進歩は世を擧げて惡修羅道とする最有力なる手段より他に何の價值があらうぞ、而して一切の善は人類の最も理想的集團社會たる國家の認識に於いてのみ價值があると信ぜねばならぬ。國際主義と言ひコスモポリタンと言ひ、國家を離れて何の價值があらう。教授の技巧を論ずる事に専らなる勿れ、追求的興味をあふる事に腐心するなかれ、我等は國家の至善を認識する道德







月 三	月 二	月 一
六三 日日	八四 日日	五 四 三 二 一 日日 日日
陸軍記念日 地球節 ひな節 産業組合記念日	針供養 立春 節分	初荷書初 元始祭 政治初 新年宴會 補正行戦死
講話 組合歌合唱	講話	國旗掲揚 校外聯盟指導
一八日	一五日	六日 七日 八日 一〇日 一日
彼岸の入 全國融和日 五ヶ條御誓文 發布記念日	涅槃會 日 憲法發布記念	小寒 七種粥 陸軍始業 初年兵入隊 鏡開
休日	休日	學校始業 歡送
下旬	中旬 二二日 下旬	一五日 一七日 二〇日 二三日 二五日
卒業式	弘法大師入寂 春季皇靈祭	海軍始 冬土用入 大寒 軍旗制定記念 道眞配流
國旗掲揚	講話 神社參拜 理科祭	休日 衛生注意 國旗掲揚 講話

B 訓練目的の決定

以上の調査が完了すれば我等は此處にその長所及短所を抽象しその保護助長すべき長所を止揚しその鍛練矯正すべき短所を達觀し以て訓練目標の決定をなさねばならぬ。

時局に鑑み訓練上特に留意すべき點

小豆郡淵崎尋常高等小學校長 八木友一

我が帝國は今や正に非常の時艱に直面してゐる。三千年の光輝ある。歴史を有する我が帝國を一層善美なる國家として後世に傳ふべき任にある現代の國民は此の非常時に際し各自一層精勵恪勤奉公の誠を竭すと共に國を擧げて團結を固くし以て難局打開に當らねばならぬ。

而して之が爲には先づ國民的信念を鞏固にし同時に時局の真相を明かにしなければならぬ。然らば非常時局の真相とは何であるか非常時とは其言葉は極めて簡單であるが諸々の國家的難事の累積に對し期せずして發せられた國民的叫びであつて其の内容は勿論多種多様である就中最も重大なるものとして内には中正を逸したる過激思想の傳播公私經濟の窮迫があり之に加へて外には外交上の困難を招來してゐる。而して之等より派出する諸々の問題は集積して非常時の内容を構成し其の打開と解消の責は懸つて現代國民にある。今項を置いて述べん。

甲 現代時局の缺陷

第一 經濟的方面



### 一、農山漁村の疲弊

現時の経済的不振の原因は多々あるも最も主要なるものは農山漁村の疲弊と外國貿易の難局とを數へることが出来やう農山漁村の疲弊は購買力の減少を招いて金融の停滞を招き物價の下落を伴つて經濟界は愈々逼迫して國內産業に大なる打撃を與へて失業者の續出を招き經濟的方面に非常な缺陷を作つた

「只今三土さんも御述べになりましたやうに今日の農村の行詰りの根本原因は過去六十年間の我が國の政治或は産業といつた方面の事柄が餘り都市中心であつて農村を輕視した商工偏重であつて農業を比較的輕くあしつたこの誤つたところに出發してゐる」(東郷次官談)

「我財界を回復しその安固を期する爲には先づ農村の振興を圖り購買力の増進に努めねばならぬことはいふまでもない今期議會に於て高橋藏相が經濟界の眞の立直は國民の過半数を占むる農民の購買力の増進より出發するものでなければならぬと述べたのは全くその通りである」(昭、八、二、九、大毎社説)

「農村問題解決の鍵は農家の収入が償ふやうにしてやることだと思ひますそれは今日租税の輕減を行ひ農産物の生産費を引下げ支出の減少を計ると共に農産物の價格を維持する爲に生産販賣の統制をやらなければならぬ之が根本問題と考へます」(添田民政黨政務調査會長)

「農村の窮狀を打開し其の振興をはかる爲には先づ購買力の増進の源泉をなすところの農産物の一般的騰貴を策して工業品の騰貴割合に比し甚だ跛行的となつてゐる點を矯正し農民の収入を増加するやうに努力しなければならぬ吾國では小麥の増産獎勵を行ひ外國小麥の防壓を計畫してゐるがそのみに満足せず更に外國農産物の輸入を防ぐ爲新

農産物の生産を奨励すると共に肥料の統制を行ひ低廉な肥料によつて極力生産費の低下に努め農産品の販賣價格の間に相當の利潤を生ぜしめ農家の所得を増加せしめねばならぬ之が爲には農家經營の連絡其他の方策を講じ農村經濟の立直を行ふ必要がある」(昭、八、二、九、大毎社説)

- 第一は農家の負擔輕減であります
- 第二は農村金融の必要及農家負債の整理
- 第三は農業生産費の低減
- 第四は農産物の價格及農家収入の維持安定
- 第五は農耕地の擴張及改良
- 第六は自作農及小作農に對する施設
- 第七は農村生活に對する社會政策的の施設
- 第八は農業組織及經營の合理化
- 第九は農村教育の改善

(東郷次官 農村應急對策座談會に於て)

### 二、外國貿易の難局に

世界各國の間に起る經濟的不況は益々其度を加へ失業者續出し産業の不振を招き通貨は減少し物價は下落して國民生活をおびやかすに至つた。是に於て或はインフレ政策を執り或は金輸出の禁止を斷行し或は又關稅引上げによつて國內産業の發展を計り或は經濟ブロックを作つて外國品の輸入を防止せんとするに至つた。特に吾國に對しては重要輸出國たる支那の排日貨を受け印度よりは關稅の高率引上げに次で條約破棄を宣するに至り更に英領濠洲及アフリカも



亦印度に摸せんとしてゐる」

「日本の態度はあらゆる手段を以て世界通商を最大限度に日本の手に收めんとする決意の上に立つてゐる。之の手段が續けば世界各國の産業組織は崩壊することになるから日本は歐米の生活標準に従ふか或は各國が日本品の輸入を禁止するか何れかの方法をとらねばならぬ」(英人 エント・ホイツスル氏)

「黄 は今や戦争よりも危険なものとなつて英國をおびやかしてゐる」(英人 アストベリ)

我が國民は内産業の合理化を圖ると共に海外貿易の發展に努力して以て今日の經濟國難に處するの覺悟が必要である

### 三、教育上の注意

#### 1、自立的服従心の養成

農産物を初め工業品について完全な統制をはかる事は産業發展上に必要なものである。即ち米穀統制輸入の統制、肥料統制、輸出統制、爲替管理、原蠶種國家管理、輸出生糸統制等を行ふことが必要である。

此爲には國民各自が自律的に服従する訓練をしなければ到底其の實を擧げる事は出来ない。従つて教育に於ても常に自律的服従の精神を涵養することに留意しなければならない。誤りたる自由平等觀にとらはれず眞の自由平等觀の上に立ちたる服従心を養成すること服従は阿諛にあらず人類の義務である自己の意見や義務を捨て、長上に對し服従するは尊嚴なる道德的精神壯嚴美を有する所である。

#### 2、消費の合理化を計る

消費の合理化とは其の爲には品物の選擇及利用法を考へて價格と効用とを對比してなるべく良質の品を購入してなるべく奢侈浪費を避けて節約を行ひ一度購入したものは出来るだけ利用し又廢物は之を利用し或は消費の協同を行ふ等の方法によつて無駄のない消費を行ふとするものである。

#### 3、お金の正しき使ひ方を教ふ

金錢は使ふ爲めに作つたものであつた死蔵すべきものではない。而して其の使用を誤れば人生の不幸を招き社會の秩序を破るものである。従て其の使用法は最も注意すべきものである吾々はより價值ある使用の爲に貯蓄する必要があるから其の使用に對しては十分注意して個人の生活より或は社會國家及び文化の發展上最も有効に使用することが必要であるから子供の時から十分訓練しなければならない。

#### 4、勤勞貯蓄心の養成

勤勞貯蓄は經濟上の重要々件であつて財貨は眞面目に働き自己の汗と脂とによつて得た所のものを儉約して貯蓄することによつて得り出すことが必要であつて僥倖をたのみ或は一攫千金を夢みる投機的行爲こそ謹むべきことである。

「私は勤勞主義の教育に改めたいのである。小學校の兒童には幼年の頃から實地について勤勞の道を教へ其の習慣性を養ふて追々成長して學力の進むに伴つて尋常第四年生の頃から教師生徒共に勤勞的作業を爲さしめて學科と作業とは一日又は半日と交代に課する仕組で學力勤勞と相俟つて品性陶冶に重きを置き之が訓育に怠らなかつたならば概して費用のかさむ事もなく四年間を學力養成に四年間を勤勞作業に課するときは良好な効果を擧ぐる事が出来るやうと思ふ」(宇垣一成)



「人は勞作によらねばならぬ唯一の動物である」(ベスタロッチ)

5、自力更生心の養成  
自己の力を信頼して努力することによつて今日の思想上經濟上外交上政治上等のあらゆる行詰り状態から救はんとする主旨であつて徒らに他人の被護努力によつて生きんとする傾向に對する自主的努力の主張である個人的にも衣服住自己の努力により他人の力に依頼せず身分相應の生活満足しつゝ奮闘して後順次文化生活の理想に到達すべく自己生活を自覺し自己の運命を開發すべきこと國家的にても自國々民の力により國難を打開すべく奮進を要す

「人間の不幸や困苦はこの自立自助の力を無視し其の教育を等閑に附した所から起つてゐる。人間は自勞自治自助自立を爲し得る能力が生れながらに眠れる萌芽のやうに賦與されてゐるこれを覺醒し之を活動練習すれば其の能力が自然に發達して生活の幸福を持ち來す」(ベスタロッチ)

## 第二 思想的政治的方面

### A 思想的方面の缺陷

#### 一、社會主義思想

社會主義殊に共產黨は唯物史觀に立脚し生産並に消費について私有財産制を否定し更に現今の國家組織並に産業組織を改變せんとする革命思想であつて舊帝政時代の虐政と歐洲大戰の苦みとから脱しようとする國民の心を捕

へて作りあげた露西亞の革命思想である而して我が國はもとより他の世界各國に適用し得ない事は理論上からしても或は事實の上から見ても明かな所であるが最近の轉化者に對する大毎の社説を見ても其の消息がよく伺はれる。

「共產主義思想の轉化者のいふ處は必ずしも同じでないが共產主義者の實行を目指しソヴィエツトロシアにおけるコミンタールの指令を受けて我が國にもロシアに起つたと同じやうに變革を起さうとする企圖の誤謬を認め或は國家意識を高調し或は合法なる勞働運動を主張してゐる點に於て相通してゐる。勞働運動もさうであるがソヴィエツトロシアの他國赤化の運動も自國本位から割出されたものに過ぎない。見よ日本の勞働者を窮地に陥らしめんとする言動は常に外國の勞働者によつてなされてゐるではないか、國家主義的行動は絶えずソヴィエツトロシアの共產黨によつて行はれてゐるではないか、かゝる現實の前に國家解體を説く彼等の宣傳に應じて躍るものは彼等の奸計に乗ぜられてゐるに外ならない」(昭和八年七月九日 大毎社説)

#### 二、極端な國家主義的傾向

國家主義は必要なことであるが現今は餘りにも極端に流れて自由の爲には如何なる行爲も辭せないと云ふ態度をとつて來た特に歐米に於て其の著しきものがある之に依つて國際上人類生活上に與へる結果は甚大なるものがある。

「國際主義と言へ共自國の立場を基礎として立論してゐるものであつて國際經濟會議が不成功に終つたのも亦其の結果である。日印條約の破棄といひ關稅引上といひ皆其思想から表れたものである。軍備縮少に於て世界平和の爲忍び難きを忍んだ我が國の讓歩は英米の術策に陥つた觀がある。殊に今回の支那問題に對する列國の



態度は終始自國の利害關係を中心として會議に臨み公正なる日本をして自由の存在上脱退の止むなきに至らしめたものである」(大毎)

「軍縮一般委員會中英國案の空中爆撃廢止を全面的に肯定し『たゞし警察用の空爆は之の限りにあらず』といふ英國側の留保條件まで一蹴してをきながら『然らば日本が早くから主張する航空母艦の廢止も亦空爆廢止の原則に照合し本會議によつて承認されねばならぬ』と云ふ我が代表の主張に直面するや英米兩國の代表が忽ち共同戰線を張つて反對論を述べ『此際日本代表のかゝる提議はむしろ會議の進捗を阻害する』と放言した」(昭、八、七、二六 大毎社説)

「軍縮會議では自由主義である『高度軍備國は軍縮の名に於てより劣勢な軍備國の國防を更に劣勢化すべき機會を掴まうとするのである。軍縮の名に於て自國の軍事費を節約ししかも相對的に自國の軍備を強化することを忘れない』(大毎社説)

### 三、参考附録(學生思想左傾の原因) 文部省調査發表

#### 1 社會の情勢

- イ、資本家と労働者との生活の甚だしき懸隔及び農村の著しき疲弊
- ロ、労働問題小作問題の激化
- ハ、中産階級の經濟的顯落
- ニ、卒業後に於ける就職の不安

ホ、政界の腐敗

- ヘ、政治並に政黨に對する不満
- ト、民衆の立憲自治意義の不足
- チ、物質偏重的傾向
- リ、多數結束して目的を達せんとする傾向
- ヌ、共產主義及其途動の真相に關する認識不足

#### 2 思想界學界の傾向

- イ、プロレタリア文藝並にマルキシズム理論の流行
- ロ、新聞雜誌記事の左傾論調
- ハ、外國思想の模倣
- ニ、自然化學的見切の偏重
- ホ、國体に關する理論的研究の缺如
- ヘ、我國固有文化の研究の不振
- ト、マルキシズムの批判的研究の不振

#### 3 教育の缺陷

- イ、國體觀念に關する教育の不振



- ロ、修身、歴史、地理、國語、漢文諸學科教授内容の空疎
- ハ、人生觀社會觀に關する教育の不充分
- ニ、創造力及び批判力の涵養に關する教育の不振
- ホ、情操意志の陶冶の不充分
- ヘ、教師の教育者としての自覺並に識見及修養の不充分
- ト、學生と學生との個人的接觸の機會及び設備の不充分
- チ、學生生徒の定員數過大による訓育の不徹底
- リ、教育制度の社會の必要に對する不徹底
- ヌ、家庭及び學校に於ける教育觀の功利的傾向
- ル、家庭に於ける宗教及び道德の形式化

4 マルキシズムの性質

- イ、理論體系に整備の觀あること
- ロ、現代社會の缺陷を批判すること
- ハ、社會改造の目標を示せること
- ニ、新興の學說を考へられること
- ホ、觀念的に非ずして實踐的なること

5 左傾運動

- イ、左傾團體の宣傳煽動
- ロ、左傾分子の誘惑
- ハ、左傾文献の研究
- ニ、學門言論出版物の左傾化
- ホ、學内左傾事件

6 青年の心理

- |       |     |       |     |
|-------|-----|-------|-----|
| イ、感激性 | 單純性 | ロ、輕信性 | 雷同性 |
| ハ、正義感 | 同情心 | ニ、知識慾 | 合理性 |
| ホ、反抗性 | 鬭争性 | ヘ、極端性 | 無謀性 |
| ト、好奇心 | 模倣性 | チ、功利心 | 虛榮心 |
| リ、支配慾 | 優越性 |       |     |

7 境遇及び素質

- イ、家庭の貧困不利 家庭に於ける不遇 富裕にして不節制なる家庭生活
- ロ、強情 執拗 粗放 偏狹 直情 徑行 熱情 義俠等
- ハ、生理的虛弱 病氣 不具等



## B 政治的の方面缺陷

### 一、政治家の墮落

「政界の浄化をはかり其の宿弊を爰除することは立憲政治更新の爲に此際特に考慮せらるべき重要使命の一つである。立憲政治のもとに政黨相對立し各自其政策に基いて所信を戦はずことは當然の現象であつて何等怪むを要せないのみならず其の運用よろしきを得れば輿論の統制に資し政策の研鑽に便して國政の運用を公正ならしむることを得るであらう。然しながら黨争の餘波が稍もすれば累を中央地方の行政に及ぼし選舉に各種の情弊を伴はしめひいては立憲政治の前途に疑懼の念を抱かしむるが如き懸念なきを得ないのである」(齊藤首相の施政演説の一節)

政黨は富豪と提携して政權の獲得を計り一度政權を掌れば地方長官の更迭を計り遂には國家の行政官吏たる知事並に殖民地長官も政黨の傾使に甘じ政黨の爲に努力して以て地位の向上と保全とを計り終には其弊に耐へずして止むなく官吏の身分保障法の必要を招くに至つた。

更に國家の安寧と保全とを其の使命とする警察官すら政黨の爲に拘使せられて其の公正を枉ねば地位を保つことさへ不可能となつた。従つて政黨乃至政治家の前には何等の權威も持たなくなつた警察官の身分保障法が發布されねばならなくなつたのも亦宜なりと言ふことが出來やう。

### 二、選舉の墮落

有能なる議員の選舉は國民として公民として最も誇るべき特權であつて名譽である然るに買収が行はれ選舉後選

舉違反の罪にとはれる者多く其の弊が衆議院議員の選舉から府縣會議員市町村會議員にまで及んで來たことは國民周知の事實であつてかくては公正なる選舉もなく國の政治の亂れるのも亦當然のことである。殊に選舉干渉が公然の秘密の如き体裁を作つて行はるに至つては實に言語同斷と言ふべきである。

「議會に於ける政黨の行動選舉に於ける買収議員の瀆職資本家と議會との密接なる關係政府大官の瀆職行政官吏の不公平なる態度等はそれ自体が批判の對象となるのみならずマルキジズムの説明を一々裏書するが如き結果となる」(河合榮次郎著 學生思想問題)

(蠟山政道著 學生思想問題)

### 三、右翼思想の興起

「我が國現下の状態を目し政黨財閥及び特權階級等の支配階級は何も腐敗墮落して私利私慾にのみ汲々として相倚り相助けて私曲を行ひ國家存立の本義を忘れて國防を輕視し國政を亂り外は國威を失墮し内は國民精神の頹廢農村の疲弊を來し邦家の前途すこぶる憂ふべきものありとなし此等時弊を革正し以て建國の本義を基調とする皇國日本を確立するの必要を感じ深く國家改造運動に共鳴するに至りしかも尋常手段を以て之が革正を期し難きを思ひ遂に直接行動により之等支配階級を打倒し以て國家改造の機運を醸成せんことを企圖し云々」

(五・一五事件海軍側公訴事實ノ一部)

國粹論者といひ或は愛國主義者といふ内には國家を思ふあまり直接行動に出で、其極端なる態度は終に社會の秩序を破り安寧を亂すものが多い。其の精神に於ては掬すべきものがあるとしても其の行爲は正常を失した危険性を帯びたものである。



#### 四、個人主義的實利的傾向

今日の社會に起る濟職背任不徳の多くの原因は利己主義に基くものである。殊に實利的拜金思想は人々をして金の爲には一切を顧みない態度をとらせてゐることは日々の新聞紙によりて承知される所である明糖事件、ドル買事件、賣動問題、私鐵疑獄、贈收賄事件等數へ來ると其例非常に多い。

「現今の不安世相の裏面に横溢せる時代思潮の大なるものはエゴイズムとマテリアリズムである社會の殆ど總ての人士が自己中心の利害打算より萬事に對する行動を支配せることは想像よりも更に更に大なる事實を見る。これエゴイズムの跳梁でなくて何であらう。又人格の尊嚴も主義節操も其の殆ど社會萬般の事が金錢によつて左右せられ解決せられ行く拜金主義黃金萬能主義即ちマテリアリズムの跋扈は更に驚くべき事實を吾人に傳へる。此の二大思想主義傾向を根絶するにあらざれば現代は救はれないであらう」(公民教育第一卷第四號 時弊の匡救)

#### C 教育上の注意

##### 1 國體觀念の養成

至上至美の皇室を戴き忠勇の臣民は常に奉公の誠を捧げ至高不變の愛によつて結ばれた我國體の精華を十分理解させると共に國家社會の爲献身の努力を盡し報國盡忠赤誠を致す心掛を養ふことに努力せねばならぬ、即ち天祖の神勅と民族精神の象徴たる教育勅語の明かなる目標に邁進すべきが日本國民の大理想であり國民教育の根本精神であらねばならぬ國家的個性を發揮したる優良日本人が世界人類に貢献する道なることを理解するを要す特殊と普遍相の一致すべき點

「自分の國が一番萬邦に超越した國であると云ふ信念を以て其精神を堅固にして自他共に國家觀念の旺盛に社  
くべく努力するのが陛下に對する忠節である故に教師は先以て其の信念をもたせるやうにせなくてはならない  
のである我國より他の國が善ささうだと迷ふやうになつてはならぬ又國民教育に従事するものは建國の大義要  
道を明かにすべくつとむるのが最も大切なる任務と心得べきである」(頭山滿)

##### 2 社會共存精神の體得

人間は單獨孤立では決して人間生活を送る事は出来ない即ち人間が人間として最も價值ある生活を送る爲には共  
存的社會生活を營まねばならないことを十分理解させて決して孤立的利己主義や拜金主義に陥らぬことが必要で  
ある國家のため社會の爲に献身の努力をつくして共存共營の實を擧ぐべきである。殊に我國の社會理想とは教育  
勅語に示されたる家族的主義でどこまでも國家社會の安寧の幸福を先とした三千年來の純乎たる日本精神共同  
社會的民族精神の發揮にある彼諸外國の權利第一主義の利益社會とは全然意義を異にしたもので日本に於ける共同  
社會とは吾等の爲の最高存在で皇室に對する感恩奉仕敬神崇祖を旨とし上長に對する信賴の意味に於て共存精神  
を發揮すること。

##### 3 宗教的信念の養成

「無宗教無信仰にして人間の滋味を缺ぎ冷なる理知一片で生きて行く人間の多い社會それがどうして明くあり  
得やう清くあり得やう教育の施設は年と共に完備するに従ひ社會は愈々混濁し來ること其の原因誠に此處に伏  
在してをることを見のがす譯にはゆかない」(高島米峰)



宗教心は吾々に力と愛と安神とを與へるものである公正無私俯仰天地に愧ぢぬ生活千萬人と雖も吾行かん魂の南洲翁の「金も入らず名も入らず地位も入らぬ者は始末に困るものとなり此の始末に困る人ならでは共に國家を議するに足らず」といつた態度は宗教に依つて與へられるものである。

人生生活上最も崇高なるものは宗教的力を基礎として培はれ今日の社會の弊害は其の根底として各人に宗教的信念の缺如に基くことが大である。

#### 4 犠牲的獻身的努力の習慣

社會共存の原理に基いて善隣の爲獻身的に努力し常に犠牲的に活動する習慣の養成を計ることは何時の代に於ても必要なことであるがわけて現代の如く利己的氣分が濃厚で放縱安逸を求める世相に於ては特に必要である古來「ギリシヤ」にしろ「ローマ」にしろ十八世紀末の獨逸にしろ我國平安時代、徳川時代等の歴史に鑑みるも利己安逸放縱の世界の亡び行く姿がよく伺はれる。

#### 5 勤勞の習慣

人生は苦しいものである現實の世界に立つて天上の星を求むるものが人生であるともいはれてゐる現實の利益幸福を求むると共に現想に生きて價値ある生活を營まんとする心がある。此現實と理想との矛盾の間について屹然として理想の彼岸に向つて努力する生活が價値ある生活である。

理想に向つて獻身的努力をつくす習慣は人生に於ける普遍的に必要な事柄であるが殊に現代の如く個人主義思想が横溢して極端な自由平等の思想の盛んな時代に於ては特に必要な事柄である。

「其個性を完成することが人生の目的だと思ふ。吾は吾でなければ成し遂げられない天命を擔つて生れたのだといふ自覺が起れば一日でも一時間でも働かないではをられない勞働を眞理とする精神は自ら湧き起る働かないでゐることが罪惡である」と云ふ觀念もそこから起つて來るその個性の尊嚴と其の天命とに關する信念を養ふことが教育の根底だと思ふ今日の教育は其最も尊い使命を果してゐない」(永井柳太郎)

#### 6 批判的態度の養成と舶來尊重思想の打破

「明治維新以來鎖國の夢を破つて西洋諸國と自由に交通し泰西文物を自由に輸入せられる結果善いことも來れば悪いことも來ると云ふ調子で歐米の善惡長短共に我國に流入せらるゝに至つたので之も開國の當初にあつては止むを得ないとしても其後世間は益々西洋陶酔の麻痺状態に陥り外來文物といへば善惡正邪の別なく之を取入れ新聞雜誌又は著譯書によつて紹介せらるゝに至つた。今日思想動搖の原因も其邊より來たものと思はなければならぬ。かゝる際に當つて爲政家なり教育者なりが之に對する正當なる用意と準備とを以て危險思想を取締り其物の本体を明かにし善惡正邪を鑑別する智識を養成して之に臨むことが肝要である」(入澤連吉)

#### 7 國法遵守精神

「惟ふに國憲は國家の基礎にして國法は國家の命脈でありますから之を尊重し之を嚴守せねばならぬことは國民として當然の義務であります。暴力即ち非合法性行動は動機如何を論ぜず絶対に之を排斥せねばなりませぬ或は説をなして其の動機に於て至誠至純ならば之に基く行動もまた恕すべきにあらすやといふものあらばこれ重大なる謬見に陥れるものと言はざるを得ないのである。」



動機の如何を問はず違法性行為は常に違法なる性質を變ずるものではありませぬ」(山本檢察官)  
如何なる理由ありとも國憲國法に違反あるべからず殊に帝國の現状には之を尊重せざる時は亂世暗黒化して國民の不安思ふべし。

## 乙 時局に關し特に注意すべき點

### 第一 國際聯盟脫退と國民の覺悟

#### 一、國際聯盟脫退

國際聯盟の態度が餘りに我國の名譽を傷け認識不足でしかも世界平和への途に對する意見の相違から我國は遂に脱退を止むなきに至つた。

#### 二、聯盟脫退後の我國の立場

支那に對し經濟的に大なる野心を有する英米に於ても自己の立場のみを考へて東洋殊に支那に於ける特殊事情を有してゐる歐米小國の作戰によつて日本を壓迫せんとした態度が我國の脱退によつて不成功に終つたので或は軍器輸出の禁止を計り或は經濟斷行を行はんとしたけれども之も不成功に終つたので永續的經濟的壓迫によつて我國策を放棄させ自國の利益を得んとする態度が何はれ我國は愈々日本主義の達成に際し或は東洋平和乃至東洋民族の救済を達し引いて世界平和に貢獻せんとする我國策の遂行に際しては多大の困難を切り抜けねばならない状態となつた

### 三、聯盟脫退の詔書の内容

第一段 國際聯盟に對する帝國の態度

第二段 滿洲問題に對する態度の相違に基き聯盟脫退の止むなきに至つたこと

第三段 脫退後の國際的帝國の態度

第四段 列國狀況と帝國の國狀並に之に對する國民の覺悟

國際聯盟脫退後に於ける國際關係に對する帝國の態度

詔書 然リト雖モ國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協同シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チテ帝國ノ所信ヲ是レ從フト雖モ固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラズ愈々信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇宙ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル處ナリ

內閣告諭 「政府ハ東洋平和ノ確立ニ關スル帝國ノ使命ト滿洲國ノ獨立ヲ尊重シテ其ノ健全ナル發達ヲ促進スベキ

帝國ノ責任トニ稽ヘ更ニ我國運ノ將來ニツイテ慎重熟慮ヲ重ネタル後遂ニ斷乎トシテ聯盟ヲ離脱スルノ止ムナキヲ確信スルニ至レリ然リト雖モ國際平和ノ増進ト世界文化ノ發達トニ貢獻スルハ帝國ノ傳統ニシテ且不動ノ國策ナリ向後モ依然トシテ人類ノ安寧福祉ヲ目的トスル事業ニ參與協力スルノ方針ヲ一貫シテ何等渝ルトコロナシマタ敢テ東洋ニ躡躑シテ偏安ヲ事トスルモノニアラズ益々友邦ノ誼ヲ敦クシ正義公道ヲ世界ニ宣布センコトヲ期スルヤ固ヨリ言ヲ俟タズ列國モ必ズヤ帝國ノ採レル段定ノ根本方針ガ世界ノ平和ヲ増進スベキ唯一ノ方途タルコトヲ自覺スルニ至ルベキコトヲ確信シテ疑ハサルナリ」

事實 國際勞働會議參加

國際經濟會議參加



軍備縮少會議參加

汎太平洋會議參加

## 第二 教育上の注意

### 一、國際道德の尊重

國家の繁榮と幸福を計ると共に國家相互間の交際を圓滑にすることは自己の國家の隆昌を計るのみならず人類幸福の根本である従つて目前の國家の繁榮と幸福とを考ふる餘り偏狹なる排外的思想を抱き我國の隆昌を計ることのみ考へて他國の利害を顧みない様な事があつてはならない

### 二、國力の充實を計ること

國家の發展は國力の充實によつてのみ計られるものである最近十年間の吾國産業の大發展は世界の驚くべきところである國力の伴はない國際主義は追從的盲從的な無價値なものとなつてしまふ

### 三、國民精神の作興を計ること

「國家興隆の本は國民精神の剛健にあり之を涵養し之を振作して以て國本を固くせざるべからず」  
國家の一員として國家社會の爲に努力する精神を涵養することが必要である

「古來吾國は艱難に遭遇するや必ず之を克服して轉禍爲福の成果を收めざるなし是れ國史の示す處にして國運興

隆窮りなき所以實に此に存す」(内閣告諭)

日露戦後ロンドンタイムス

「今回の日露戦争に於ける日本の勝利は一に日本の精神的結合にある日本よ日本は總ての物質を失はんも其の崇高なる精神を永遠に保持し以て飽く迄も其の理想を無窮に擴充することを日本に切望する若し日本にして今後全國民が此の精神的要素を發揚し此の上に悉くが結束したならば單に露國のみならず世界を擧げても尙且日本を征服する事出来ない云々」

「荒木陸相の精神的結合あれば竹槍三百萬本で世界を防げると同じ」

### 四、日本精神の發揮に特に努力して之により世界人類の幸福なる自覺のもとに雄飛すべく努力すべきなり

「日本民族の精神日本建國の精神吾々の特性特質を自覺して兩三年の内に眞の日本の相になり居ることを要す」

(荒木陸相)

「公明正大な仁政を布くと共に邪惡の排除して進む」崇高で包容性に富み之を内に布いては君民一休の仁政となり此を外に施せば東洋平和の維持となり全人類の福祉増進となるのである之即ち日本の國策であり日本國民の理想である」八、九、二九 關根大佐(大毎)

## 丙 現代時局に鑑み訓練上注意すべき點

### 第一 時局に鑑み教育上注意すべき點



一、經濟的方面

- 1 自律的服従心養成
- 2 消費の合理化を計る
- 3 お金の正しき使ひ方を教ふ
- 4 勤勞貯蓄心の養成
- 5 自力更生心の養成

二、思想的方面政治的方面

- 1 國体觀念の養成
- 2 社會共存精神の体得
- 3 宗教的信念の養成
- 4 犠牲的献身的努力の習慣
- 5 勤勞の習慣

三、國際聯盟脫退に關して

- 1 國際道德の尊重
- 2 國力の充實を計ること

- 3 國民精神の作興を計ること

第二 訓練上の施設

要 項

一、經濟的方面

- 1 自律的服従心の養成
- 2 お金の正しき使ひ方

訓練上の施設の要點

- 學級會等により
- 自由發展獎勵
- 自由研究の獎勵
- 規則を重んずること
- 道德的精神を養ふ
- 販賣實習
- 貯金の獎勵
- 義捐金の寄附
- 利用更生の獎勵
- 校具の修繕
- 學用品の點檢



3 勤勞心の養成

- 小遣錢出納簿
- 家事手傳
- 校庭教室の清潔法
- 學校園學級園の手入
- 畜類飼育
- 鳥類飼育
- 漁類飼育
- 飼育上の作製
- 採集
- 標本作製
- 當番勤務
- 玩具製作
- 圖書館整理及手入
- 廢物利用の習慣
- 共同購入の練習
- 物品良否鑑定練習
- 必需品以外のものを購入せぬこと
- 節約の習慣

4 消費の合理化

5 自力更生心の養成

二、思想的政治的方面

1 國體觀念の養成

- 學用品の整理整頓
- 辨當の作り方始末
- 自立的習慣の養成
- 國旗掲揚
- 皇大神宮皇室遙拜
- 奉安所禮拜
- 氏神參拜
- 神社禮拜
- 神社境内の掃除
- 勅語詔書奉讀式
- 防火演習
- 入營出征兵士の送迎
- 軍人家庭の援助
- 朝會
- 共同作業の實習
- 共同貯金

2 社會共存精神の体得



- 同情行爲の奨励
- 時間の勵行
- 規約遵奉
- 交通道德の遵守
- 學級の合同競技
- 全校競技
- 全校學級の遠足
- 蠅取日の實施
- 害虫驅除
- 忠魂碑戰病死者墓參及掃除
- 寺院掃除參拜
- 朝夕神佛禮拜
- 大自然に親む
- 各種團体の奉仕事業の援助
- 名所舊跡等の保護
- 公園道路等の清掃
- 郷土博物館の設置
- 陰徳の習慣

3 宗教的信念の養成

4 犠牲的献心的努力の習慣

5 批判的態度の養成と舶來  
尊重思想打破

三、國際聯盟脱退に關して

1 國際道德尊重

2 國力の充實を計る

3 國民精神の作興

- 當番を喜ぶ習慣
- 兒童自治の役員
- 時局問題の批判
- 反省會
- 國産品愛用
- 我が國文化の自覺
- 國家的精神の養成
- 西洋崇拜心の排除
- 舶來品尊重の打破
- 國産品愛用
- 排外思想の打破
- 体育を重す
- 熟慮斷行の習慣
- 責任感の養成
- 眞面目に仕事する習慣
- 全國民を一視同仁すること



利己主義排撃  
愛國運動に参加  
兵士慰問  
恤兵献金

## 非常時に於ける小學校の訓練 (尋常科)

三豊郡觀音寺尋常高等小學校

### 序章 非常時と教育

#### 第一節 非常時を直視して

非常時日本!! 既に此の聲を聞いて數年。政治經濟外交軍備に今や常套語として非常時なる語の用ひられぬ所はない。簡單な同窓會程度の集會から政治論に經濟論に外交論に於ても一種の『呼び掛ける言葉』乃至は『通念』として濫用せられてゐる。それ程非常時の概念はあらゆる階級に廣汎に一般化して來たが、果して此の言葉を口にする者が深い反省沈思の結果、肺腑を貫いて湍り出た言葉であらうか。

國の滅亡、一國文化の破壊に直面することを非常時と唱ふるならば、教育の非常時が當然大聲に叱呼さるべきである。教育は文化事象の根幹をなすもの或は基底をなすものと認めて過誤はない。現代非常時の中核をなすものは經濟と思想及び軍備外交の問題である。此の多角的な國難中吾人教育者が當然荷ふべき責任は思想國難でなければならぬ。何となれば思想は環境の影響によつて變化形成されるものであるが、其の根本的な結成は幼年時代乃至は青年時代の教育感化が確然として吾人の精神界に宿つて居るものがあるからである。

翻つて現代非常時を歴史的に眺めると特に意義の深いものがある。凡そ二千六百年の日本史を顧て國体の變革、産業



の變化、政体の變革、外交上の危機の少くなかつたことを惟ふ。然し現代程總てを綜合した意味に於て國家的の危機に面したことはあるまい。我等此の非常時に直面して恥する所はないであらうか。日本の教育を一言にして盡せば『外觀に於て盛況を呈し内容に於て失敗してゐる』。失敗とは何か、國家に反抗する反逆兒の養成之である。第三インターナショナルの手先となつて國体の變革を企つる反逆兒を學府に産むに至つては、教育は失敗であると斷ぜざるを得ない。

### 第二節 教育の目標を何處に求む

論語 學而篇『子曰不患人之不知。患不知人也』

憲問篇『子曰古之學者爲己。今之學者爲人』

學問乃至は教育の目標を置換へねばならぬ。明治五年文部省の告示以來學問の目標は「生活の資材を得るため」と考へられた。之は當時輸入された功利思想の影響と思はれる。蓋し學問墮落の端は既に此の時に發してゐる。此の功利思想は今や社會の底流事實となつて到底覆すことは容易の業ではない。此の思想の横行する所、學問は自己完成のために成されるのではなくて、他に認められるためにする一種の裝飾となつた。かくて世は學校の増設を斷行して知識階級の生活難を招來し或は帝國に生を享けて帝國に叛逆せんとする者を多數産むに至つた。之教育進で國衰ふの悲劇でなくて何であらう。私達は此の際學問の本質なり學校觀を根本的に見直す必要がある。學問の目標は

『自己の人格完成のためである。他に認めて貰ふためにするものではない』

此の様に學問は道を求めるために行ふ終生の事業である。此の求道者にして傲岸不遜師を侮り長上を蔑にするに至つては學問愈々進で社會の危険は愈々高まるのである。之日本の現状ではあるまいか。

『辛苦遭逢起一經』

とは文天祥の學問觀である。道のために死した忠臣文天祥は面目躍如たるものがある。學問の究竟目的は此の精神でなければならぬ。彼が終生艱苦困難と戦ひ憾軻困頓其の生命を賭して省みなかつた精神は蓋し此の『起一經』にあるのではあるまいか。

『學問をすることは要するに道を明らかにするにあり、道を明らかにするは道を行はんがためである』

此處に學問教育の眞髓を見出し得たならば、學問進で世道衰ふの嘆をなすに至らないであらう。

## 第壹章 小學校に於ける訓練目標

### 第一節 過去訓練の狀態

教育學の書を繙くまでもなく訓練の目標は『兒童の道德的品性の陶冶』にあることは明瞭なる事である。或は個人的道德の意志陶冶、或は社會的の道德に關する意志陶冶等、皆訓練の狙ふべき目標であるが、過去訓練の實際狀態を默想する時、吾人は満足すべき結果を齎し得たとは考へられない。

何となれば思想的に未曾有の非常時を現出し最も根本的なるべき國家道德の破壊を敢てせんとする者が頻出するに至つては、學問の墮落、教育の無力、訓練の無効を痛感せずには居られない。私は思想國難の一因を教育界に求めて考察の眼を開くならば大凡左の三項のやうな缺陷を指摘することが出来る。之は教育全般に亘る問題でもあり、特に訓練上の最大缺陷として考へることも出来る。

#### 第一 訓練の規範を教師に求めたこと



學校生活の組織系統が大部分教師の意志によつて編まれ、教師が絶大の威力を有することは兒童の生活に反映して現はれる。最近自律的訓練、或は公民的訓練が高潮せられても、結局落ち行く先は教師の計劃した目標に追込まれて兒童自身の企劃遂行の餘裕を與へず、兒童は依然として教師の考へよりは一步も外に出ず、従つて彼等の偉才を伸すことは出來得ない。

次に公民的訓練の高唱と稱して徒らに法制的の知識の注入に努めた結果は公民道德の實踐にまで到達せず、唯法制的知識の斷片を附與するに止り、結局小理屈を並べる『小法律家の養成』のやうな結果になつてゐる。此の忌むべき結果を招來しつゝある原因は『兒童觀』の淺薄と公民的訓練乃至は公民教育の履き違ひより起つたものである。

### 第二 思想的訓練と批判的態度の缺乏

兒童は案外に社會思潮の動向に對しては敏感であり其の上其の思想の影響を速かに受けるものである。淺薄ではあるが一種の新味を以て社會を風靡する流行歌が大人によつて口誦される以前に子供の口から歌はれて行く類のことは此の邊の消息を物語つてゐるものではあるまいか。

今や社會思想の分脈は複雑多岐に亘つて展開し、其の是非の判斷は確固たる信念と明瞭なる思想の持主でなければ困難なる状態にある。更に此の思想界の混亂を批判的に眺めやうとするには、一段と深い識見に待たねばならぬ。過去の訓練が此の點を狙つて居なかつたことは社會主義者の續出に驚き、且つ赤化せる教員の頻出に再驚するの愚を繰返してゐる。教育者に確然たる思想的見識なく其に對する批判見解なくしては到底兒童の思想を指導することは出來得ない事である。確固たる思想の樹立は現代社會教育上の重大問題たると同時に初等

教育界の喫緊事たることを失はぬ。『三つ子の鯁百まで』とは幼時に樹え付けられた思想的母胎が如何に一生を支配するものであるかを簡明に物語る俚諺ではあるまいか。我等は思を此の點に運ぶ時過去の訓練が如何に此の思想問題に對して無關心であつたかを痛感せずには居られないであらう。

### 第三 涙を以て叱り得る教師ありや

小學校訓練に於ては概して叱り過ぎる傾がある。勿論上級學校の生徒に比して道德意識の發達が低級であるために叱る回数が多くなることは事實であり又止むを得ないことである。然し叱責或は訓誡に際しては其の効果を豫想せねばならない。無暗に大聲叱呼したに過ぎず其の反響を何處にも起し得ないとすれば其の結果は教師の權威を低落せしめるに過ぎないのではあるまいか。

少くとも人を叱るには相當の理由がなければならぬ。『盜人にも三分の理はある』無意味に叱り教師の憤怒を交へて叱ることは百害あつて一利もない。叱るのは徹底的に惡を矯正するものであり彼等の魂に觸れなければ何等の反響も起し得ない。

特に恐るべきは怒と叱との混同である、對等の者の間に於てこそ怒ることは認められるが指導者と被指導者との間に怒ることがあつては精神的の溝を深くするのみである。吾人が叱るべきは彼等の道德違反の罪を天に代つて制裁するものであり、道の案内者が求道者の群を振り返る情の咎でなければならぬ。果して涙を以て叱り得る教師が幾許あるであらう。デモクラシー思想の侵潤は個人の自由平等に進んで彼等の放埒を認めても膺懲し得ない程思想は悪化してゐる。

殊に最近個性尊重、兒童中心主義の教育思潮の聲に脅かされ兒童が道を破る場合にも彼等を徹底的に膺懲し



得ないのが初等教育界の現状ではあるまいか。

### 第二節 將來の訓練

時は非常時である。「非常時」を一過の通念や流行語或は冠詞として用ひるのが能ではない。私は序章に於て非常時の再認識と教育者が負ふべき責任を詳細に論じた。今や此の時期に際して吾人の採るべき目標は果して如何

#### (1) 國體觀念の明瞭なること

近代の國家學說の最も強い主張の一面は明かに國家叛逆の傾向である。其の極端なるものは無政府主義となり改革を叫ぶものは社會主義となる。現代の國家組織に不合理な部分が存在することは何人も認める、然しそれを以て直ちに國家生活否認論を提出する理由とはならない。之は國家生活の本質を考へないで唯現代の事實的國家の一面のみを取つて之を國家の全部と見る僻見に過ぎないからである。

國家の建設は主權の確立を以て始まるものであるが主權決定に就ては左の三つの態様を考へ得る。

A 何等かの方法によつて國民の中から主權者を選出すること。

B 國內の強力者又は外來の強力者が國民を征服して其の上に君臨すること。

C 未だ國家を組織するに至らない以前から社會生活の中心であつたものが國家の建設と同時に主權者となる。

日本がCに入ることは勿論であるが、此の態様は家族國家或は血族國家を構成する日本の建國の體勢が他國と根本的に相違する所は此の點である。而してA Bは天下は萬人の天下となりCは天下は一人の天下として絶對に禪讓放伐の如き革命は起り得ないのである。

翻つて日本の根本思想である皇室中心の精神の發現を見る時は概ね左の二つの方向を以てみると思はれる。

(a) 人民——↓皇室中心の國家的生活——忠君

(b) 天皇——↓人民中心の國家的生活——愛民

かくて忠君と愛民とは渾然として融合一致以て日本國體の精華を織り成したものである。此の觀念を明瞭に意識せしめ實行に導くことが國體觀念を明かにする所以である。

#### (2) 個人的自覺（自主自律的の品性を磨くこと）

序章第二節に於て述べた如く學問教育の目標を置き換へねばならぬ。學校教育（學習）の目的は兒童を人間としての正しい道德的生活を遂げしめるためのものであつて學問を裝身具の一種と考へる謬見を根本的に除去して始めて個人的自覺の域に到達せしめることが出来る。

從來の訓練方法が他律的干涉的で壓迫したことは事實である。家庭では比較的自由に平和に生活した天真爛漫な兒童が學校に入ると教權により校則によつて種々な拘束を受け一舉手一投手皆外部から動かされて自分の考へによつて行動する餘裕は殆んどない。自律的なる行動とは兒童自身が自分で考へて善いと思つたことを自分の力で實行することと決して感情の興奮や突發事變や、性癖習慣に囚はれず自己の信念によつて行動することと従つて責任觀念の強い人間となり得ると信ずる。

#### (3) 思想的批判的訓練

思想の力が大なること今日の如きは蓋し稀である。二十世紀を特色づける有力な個條の一は明らかに思想であ



る。顧て我國民は思想的に優秀であるかどうか。遺憾ながら決して第一流の國民とは言ひ難いのである。例へば大戦中に傳來したデモクラシーに迷ひ今や共產主義に没入する者を出すことは這般の情勢を物語るものではないか。然し日本民族は思想的に劣者ではない。建國以來三大思想的危機たる儒教、佛教、キリスト教に對しても遠い祖先近い祖先は其の形式内容に於て取捨選擇を誤つたことはない。我等の頭腦中には批判的精神の流れてゐることを忘れてはならない。文明人程批判力に富んでゐるものである。

(4) 教育勅語の御精神を遵奉せよ

教育史を開くまでもなく明治大正の教育界は歐米の模倣、直輸入であつたことは否むことの出来ない事實である。然し今や教育界は斷然模倣の域を脱して正統なる日本の教育精神に還らねばならぬ。而して教育精神の最も具体的なるものは教育勅語である。歐米が歐米自身の持つ歴史的光榮を背景として教育に従事する時、我は日本の國史より流れ出る生命を糧として彼等を生成發展せしめねばならぬ。蓋し教育の理想が明瞭にされたことと教育事家の進歩とは自ら別のものであつて此處に理想と現實との惱がある。理想と現實の一致こそは吾人の眼を鋭くして狙ふべき所であり又教育者のみに與へられた永遠の問題ではあるまいか。

第貳章 尋常小學校兒童の訓練的基調

第一節 兒童の道德觀念

人類が原始生活の域を脱して社會生活を営むに至つて道德が発生したと考へることは誤のない推論である。原始生活に於て人間の衝突すべき最大原因は人間通有の本能の發揮飛躍による。此の本能中最も強烈なるものは個體保存と種族保存である。此の兩本能に比較すれば社會的本能は餘程微弱なる性質のものである。

此の様に道德が社會的の起源を有して居る限り約節原理の考方によれば兒童の初期の道德的生活が無道德性であることは當然である。嬰兒の生活は當初全く個人的の生活であつて其の行動が他人に對して如何なる影響を與へるかに關しては何等の考慮を費さず勿論道德的評價を受けないものである。然し此の無道德性の本能と習慣とは性格形成の基礎をなすものであつて進んでは後年の道德的生活の根底を爲すものであることを思へば、社會生活の偉大さと同時に兒童個有の本能も亦尊重せねばならぬ。

第二節 兒童道德意識の發展

道德上の識見従つて道德上の責任が年齢及び知能と共に擴大發展して行くことは明らかであつて道德意識の發達も正當兒に於ては殆ど比例するものと考へて誤でない。

- (1) 嬰。兒。期 行動は殆ど本能的であるから全然無道德的の階段であると考へられる。
- (2) 兒。童。前。期 (尋一—尋三)

道德的階段に達する準備時代であつて、善良なる習慣を形成し、社會的の慣習を模倣することによつて眞の道德發達の基礎を作る。従つて此の時期に於て道德の標準とたるものは外部的で任意的である。即ち他から許されたものが正で禁ぜられたものが邪である。

- (3) 兒。童。後。期 (尋四—尋五)



道德上是非の公別が明かになつて来る。然し大局から見ると過渡時代であつて良心の作用も未だ旗幟を鮮明にせずただ長上から口先ばかりの道德を澤山に習得する時代で内面的の欲求から責務の感によつて眞の道德を行はうといふ階段に達してゐない。

(4) 青年前期 (尋六一高一)

眞の道德的自我が発生する時期で本能的の欲求と良心の要求とは互に衝突することが多く其のために烈しい苦悶が續く然し道德的正常兒は此の難境をうまく切抜けて道德的に順應する。

### 第三節 環境と順應性

兒童の本能生活は將來眞の道德實踐にまで發展すべき素材である。此の素材に加工するものは即ち社會生活である。道德が社會の洗練によつて發達したやうに兒童の生活も社會的生活に訓練せられることによつて初めて眞の道德的生活となるものである。兒童の道德性其れ自身は勿論薄弱であるが其の萌芽たることに於ては道德教育上見逃し得ないものである。然し此の萌芽を成長せしめるに當つて外部から道德といふ形式を注ぎ込まねばならぬと考へては大變な誤である。教育者が道德といふ別個の存在物を持つて居て其れを無道德的な兒童に分與するものであると考へてはならぬ。

然るに多くの教師並に父兄は兒童の道德的伸展が内部的であることを認めず強ひて外面から道德を強要する結果は兒童の道德性を枯死せしめて仕舞つてゐる。正に道德の他律と自律は此の一點を境として分れるものである。かくて他律的道德思想横行の結果は兒童の行動を大人の要求に合せしめるために徒らに罰を以て威嚇し、淺薄なる訓誡となり徒らに口舌によつて大なる効果を收めやうと企圖するものが少くはない。然しながら此の種の壓迫や威嚇を以てしては到底兒童固有の道德性を内部から發展せしめることは出來得ない。

教育者の愛を以て十分に子供を包み果すことが出来るならば斯様な外部的手段を弄せなくとも兒童は温い環境に恵まれて内性は力強く芽を出すであらう。

### 第四節 訓練の特殊性 (地方化)

知識の習得練磨に際しては特に地方的の状況を考慮することが大切であるが、普遍的なるべき道德的訓練に於てさへも特殊性のあることを顧慮せねばならぬ。普遍妥當性を有する道德的格律は場所によつて相違すべきではないが其の教育法に於ては地方化せらるべきである。何となれば道德教育は環境の整理、乃至は環境への順應を以て教育の一方法とする點に於て當然社會が有する風俗習慣が當然顧慮さるべきである。今兒童の生活環境を概念的ではあるが左の五項目に分けて特殊相と訓練との關係を考察して見やう。

#### (1) 農 村

日本が古來農業國であり農民が其の大部分を占める現下の情態では農村兒童の訓練は忽にすることの出來ない問題である概觀的に農村の長所は其の風習に於て純朴人情に於て敦厚自然に親しみ勤勞を樂しむ美風がある。其の反面には向上性の缺乏より大局を見るの明に乏しく機敏性を缺くことは環境自体が兒童に與へる影響であり此の農村共通の缺陷を矯正すべく訓練すべきである。

#### (2) 漁 業 部 落

海を日常生活の環境とする關係上氣宇は洪大に氣質は磊落になるの美風がある。此處にも其の反面に於て粗暴



邪卑貯蓄心に缺けて永遠の生計を考慮せず合理的の發展を企圖しない。之等の環境意識は漁業部落の児童をして不知不識の間に遊情放逸なる者を多數に産んだことは争はれない事實である。

(3) 商業地帯

此の地帯に生活する児童は毎日算盤と金錢の音を聞いてゐる。従つて幼少時より金錢に關する知識と商機を逸しない機敏性を供へてゐる所謂「利口者」が多い。此の反面は對者の顔色によつて動く『小さな大人』型の子供で面従腹背薄弱な意志の持主が多い、此の點は吾人の注視する必要がある。

(4) 都市地帯

稠密な人口活氣ある生活相は児童を活動的にする。反面各種の誘惑物は彼等の五官を弄して應接に暇なく神經衰弱的な薄志弱行の徒を産むことも見逃し得ないことである。

第參章 訓練實際案

第一節 訓練要目

訓練要目制定に就ては概ね左の要件を考慮すべきである。

- (1) 訓練の目標は教育勅語であつて要目は勅語に従屬せしむべきである。
- (2) 修身書と關聯して基本的の徳目を選択すること。

- (3) 時代の要求せる日本人としての人格養成
- (4) 地方の特徴を發揮すると同時に短所救済

此の四項目は地方的狀況學校児童の精神的狀態により幾分相違すべきものであるが本校が訓練要目として常に職員児童共に關心の中核をなすものは

(A) 校訓 (本文省略)

(B) 年中行事に於ける訓練要目

- a 祝祭日と國旗掲揚 家庭に於ける國旗掲揚を児童の任務とす。
- b 御影拜禮 毎日登校時朝會時に最敬禮を行ふ。
- c 神社參拜と掃除 毎月十五日に全校児童を琴彈神社に參拜せしめ上級生は交互に境内掃除を行ふ。
- d 行軍の實施 毎月一回全校児童を適當の距離の間行軍せしめる。
- e 日曜奉仕作業 毎日曜日少年少女團にて道路の掃除を行ひ犠牲奉仕の念を養ふ。
- f 林間學校の開設 兒童中尋常科の希望者約20%を夏季海濱に集め最も土に親しむ生活を行ひ身体鍛鍊と共に自治的、自由な社會共同生活の訓練を行ふ。
- g 大掃除と檢閲 毎月末に校舎全部の大掃除を行ひ衛生係及學年主任の職員の檢閲を乞ひ衛生思想を深め公共物愛用の精神を培ふ。

(C) 毎日の行事に於ける訓練要目



- a 衛生思想の涵養 掃除は教師が監督するのではなくて指導する態度で児童と共に行ふ。
- b 運動の奨励 運動奨励の一方法として級技を決定し好時期に學級對抗競技を行ふの外毎日の晝食後の約三十分間は受持教師は常に自己學級児童を中心として運動し其間赤裸々に表現される児童の個性觀察を怠らず。
- c 自治規律訓練 規律服従、公民的訓練を目標として児童の自治協同を奨励するため學級自治會、部落児童自治會を適時開催す。
- d 部落巡視 職員交互に毎日二人が部落巡視を行ひ、児童の校外生活の状態を視察し其善行は全児童の前で表彰し非行に對しては懲戒する一方部落父兄を尋ねて忌憚ない希望を學校に提出せしめ訓練の參考資料とする。
- e 優秀成績物の掲示 學校新聞の掲載と同時に圖書書方の優秀なる成績をも掲載して全校児童に相互刺戟の機會を與ふ。

### 第二節 訓練の時と場所

教育者側から見ると教授、訓練、養護と分けて教育を考へるが児童側から見れば教授も訓練も區別はない。従つて教授といふも訓練といふも児童教育を二枚に剃いで考へる概念上の問題に過ぎない。從來の考方では教授時間外に訓練といふ別個の存在があるやうに思つてゐるが、此の考方では到底満足の結果は得られない。児童の學校生活で最も教師と長く接觸するのは學習時間である、此の長い時間を等閑にし學習を智識の練磨のみと考へては到底効果はあがるものではない。従つて教育即訓練學習即訓練といふ考方に立たねばならぬ。

蓋し教師は常住座臥児童の性格の形式を見守つてゐなければならぬ。然し時と場所によつて其の目標を變化して多角形の各の頂點から児童を見て指導して行く必要がある。多角形の各項とは

- (1) 學習時 他人の發表に敬意を拂ひ決して冷笑的氣持にはならない。眞理の探究は人間一生の仕事である。時間を尊重して目的に到達せねばならぬ。特に共同學習では御互に靜肅にして他人の迷惑にならないこと。
- (2) 作業時 労働の享樂化。作業は愉快なものではないが勞作に對して興味を以て従事するやう指導すべきである。作業自身の快味と其の結果を楽しむ興味とを養ふ。
- (3) 運動時 最も本能を發揮する愉快な時である。此の時最も尊重すべきは運動精神の養成である。即ち忍耐禮儀進取の氣象と犠牲奉仕の精神の涵養である。
- (4) 催しの日 運動會、遠足、儀式、行軍、學藝會、等の際は努めて其の目的を達するやう工夫すること。

## 第四章 結論

一般に小學校教育では其の教授なり訓練なりが枝葉末節に走つて其の本源を忘れる貌が多いことは初等教育の通弊である。我等は初等教育者として生きねばならぬ徒らに枝葉に走り眼前の對象物である児童の直視を疎にして學者の理論のみに走つてはならぬ。我等は理論の研究と共に實際を毎日親しく實驗觀察し得る好地位にある。児童訓練の結論は興味を以て児童を見教育愛の熱を以て彼等を包むより外に手段も方法もない。

◎學校は一つの家庭である。校長を家長とし職員を部長とする一大家族である。



- ◎學級は又一つの家庭である。教師を家長とする兄弟の住家である。
- ◎教師は求道者の群の先頭に立つて道を照して行く。

## 非常時に於ける高等科の訓練

三豊郡詫間尋常高等小學校長 酒井近治

### 緒言

今回縣下初等教育聯合研究會主催にて非常時の訓練問題につき研究題を提出せらる。實に時宜に適せるものと信ず。茲に何等の研究もなきに高等小學校の訓練に付き日頃の所懐の一端を述ぶる好機を得たるは私の光榮とする所なり。然るに紙面に制限ありて其の意を盡くさず實際的方面の述べ得ざるを遺憾とす、只其の梗概を記して多數研究者諸賢の御批判を賜り將來斯の教育の資料を得ば幸とする所なり、多少問題には縁遠き感はあれど初めに非常時に於ける高等小學校と題して如何に高等科の重要性を帯べるものなるかを述べ高等小學校教育の特殊相として吾人農村教育に従事するもの、農村發展と、この教育關係を記し次に訓育問題に移ることとせり、本問題も各節共に紙面字數等の束縛の結果梗概の概梗に屬するものを認めたるは不本意ながら已むを得ざる所なり、最後に結論として教育精神について其の一端を述べたり、推敲の暇なき杜撰なるものを提出し責任遁れの感はあれど研究家諸賢のお叱りと御腹藏なき御批正を賜ふことを得ば望外の幸甚に堪えず。

## 第一章 非常時に於ける高等小學校

### 第一節 非常時の意義

我が國は困難だ困難だとの叫びを聞くこと久しく之れが打開を見ざるに今や國を擧げて未曾有の難局に達着す。即ち



困難と難局の相乗積之れぞ非常時と言はずして何ぞや此の非常時に職を教育に奉ずるもの之れに處するに非常時教育を以てせざるべからず。

### 第二節 高等小學校教育の國家的位置

我が國の現狀に鑑み義務教育の延長は到底期すべからざるの秋吾人教育者は事實上の義務教育九ヶ年を目ざして高等科三年程皆就學の實を擧ぐるに邁進せざるべからず教育の中等高等最高學府と進むに従つて稍もすれば思想的に其の實踐の薄らがんとする今日小學教育の完璧を期し日本人教育の根源をなすことの切實なる又國家の見地よりは國民全体の精神教育の徹底を期し役立つ教育實際的教育を施し一層日本獨特の教育を發揮し世界を指導する大國民を養成すべき重要時期なり。

### 第三節 高等小學校教育の社會的地位

我が國現下の狀態より見るに郷土社會に於ける中堅として活動し修養を之れ特に必要とするものは男女青年の大衆教育なり此の教育をして充實せしむるには高等小學校の教育に全力を傾注し男女青年教育の基礎的準備的教育こそ重大なること、信ず、此の意味に於て社會的方面より見るも重要缺ぐべからざる教育なり。

### 第四節 高等小學校教育の教師

國家非常時に於て國家的地位より考慮するも社會的方面より見るも重要性を帯べるこの高等科教育に従事する教育者の亦重要性を帯ぶること言を俟たず、即ち世界の現狀を洞察し我が建國の本義を体認し將來世界を指導するの責務を有

する帝國の發展性に對する卓越せる識見を有する頭腦明晰なる而かも手腕ある教育者こそ望ましかれ、日本教育に對し強き信念の持主にして熱ある努力家たり實行家たること最も肝要なり。

## 第二章 高等小學校教育の特殊相

### 第一節 農村發展と高等科の教育

高等科の教育が以上述べ來りし如きものなりとせば男子は國民實科勤勞學校女子は國民家政勤勞學校とでも名づくべき學校たらしめ特に内容の充實に全力を傾注し性格教育に實力教育に腕の教育に力を注ぎ農村開發の先驅者たるの素質と實力とを養成し農村教育眞諦の發揮に努力すべきなり。

### 第二節 郷土家庭の中に學習する兒童

教育は常に郷土を離れざること家庭を忘れざることとは現代教育の要件なり高等科教育の特殊相の重要性のあることは此の點なり常に郷土の風俗習慣の中に家庭の慈愛深き父母の膝下より勉學する兒童を見るとき我國道德の源泉地より通學するを思へば心強き言はん方なし、お正月の行事盂蘭盆會に於ける祖先崇拜秋の鎮守の森の太鼓の響を聞きては敬神崇祖愛國の熱情の躍如たるを見る此の環境此の雰圍氣に於ける自覺の途にある高等科の教育こそ眞に忽にすべからざること痛感せずんばあらず。

### 第三節 卒業指導の特殊相

學校教育の花實共に充實せしむるには卒業生指導の重要なこと言を俟たず高等科の卒業生は大多數其の町村に留り



中堅として活動するものなるが故に卒業後は直ちに男女青年團入團となり或は男女補習學校の入學となり、青年訓練所の入所となりて小學校より系統統一ある教育訓練を實生活の中に行はしむるの特殊環境は到底他に之れが追従を許さざる所なり。

### 第三章 高等小學校訓育問題

#### 第一節 教師論

教育の根源が教師にあることは論を俟たされども高等科の教育男女青年の教育に對して殊に然り徒らに理論に走り思ひつきのこと感情的の事を並べて威壓し或は教權の確立なりと稱して盲從せしめんか訓練上毒するのみならず教師の人格を卑下せしめ信用を無くし延ひては中等學校等起る同盟休校の禍を起すの因をなすものなり故に高等科及青年教育に従事する教師は我が建國の大精神に透徹し實踐躬行身を以て兒童を率ひるの徳あり信念ある教育者にして樂しむに兒童の最後に樂しみ苦しむに兒童の先頭に立つの精神ありてこそ其の信望は特に深かるべき教育の眞諦は自己を育つるにありと信ず、教育者自ら國体の根本義を明かにし愛國心に燃ゆるの旺盛な魂は一度兒童に接すれば、電光石火的に事上練磨し精神感應により最大限度の教育力を發揮するものなり、一度命を發せば之れに對する熱烈な意氣氣慨を以て徹底せざれば已まざるの確固不動の精神こそ最も肝要なれ、要は教師自ら不斷の修養こそ必要なり。

#### 第二節 男女青年教育訓練の出發て而かも之れが根底

卒業生指導の特殊相に於て述べたる如く男女青年教育訓練の出發點て而かも根底をなすものなるが故に之が徹底如何

は體て男女青年教育の盛衰に關すること一層大なり、故に道義觀念の徹底について全力を傾注し、男女の特性に意を用ひ各其の分を守り至誠事に當り勤勞以て之れを成し身を慎しむに嚴なるべき習慣を涵養すること最も肝要なり。

#### 第三節 道義觀念の徹底

道義觀念を徹底せしむるには雰圍氣の尊重を以て第一とす。小學校教育の目的は法規の示す所にて明かなるも常に校内をして列聖の御聖勅を奉戴し統整された明い暖い而かも引締つた高尚雄大な彌榮の信念と感激の境地を作り四恩の鴻大なることを自覺せしめ感謝報恩の精神を作興するに努むべきなり、之れが徹底については已むに止まれぬ偉大なる教育精神を以て望むにあり。

#### 其の一 御神勅及教育勅語

前節に於て述べたる如く、列聖の御聖勅を奉戴することが日本教育の根底たらざるべからず、先づ皇祖天照大神の下し給へる御神勅の御神意に基き神武天皇の詔を体認し教育勅語の御聖旨を奉戴して片時もこの宏大なる御理想の本に古今中外に施して變ることなき日本精神を扶植し皇運の天壤無窮に隆昌發展するを扶翼し奉らざるべからず、日本教育の本は敬愛にあり、君父にあり、尊敬の感情と愛情の精神は永劫の生命の向上發展を生み、畏敬愛情は渾然一体となりて敬愛の誠を致し中心生命に遵ふの美德を生ず、之れ我が國道德の根源をなすものにして國民は皇室を中心とし家族は父母を中心として敬愛の誠を盡くす、これぞ我が國道德の全体にして忠孝は即ち之れなり、我が忠孝は徳目にあらず、道全體なることを知るべきなり、而も、我が御聖勅に示させ給へる諸徳は外國のそれの如く理論に走り抽象に傾き概念的のものにあらず、御歴代列聖の躬を以て範を示させ給ひ億兆亦心を一にして精練すること三千年君民一徳の美世界列強



の夢にも見る能はざる所にして猶も古今東西を問はず守り易く行ひ易き道なり、此の大精神を教師兒童共に拳々服膺して毎日精進體驗の實を擧ぐるに努力すべきこと肝要なり。

### 其の二 國體觀念の涵養

我が國體の世界に比類なきは誰れ人も口にする所なるも、皇風無端にして天壤無窮の皇運皇統連綿として聖壽 萬歳 され石の巖となるも猶向上發展する動的にして發展的創造的なる我が國に生を受ける臣民の覺悟や現時の如き非常時と稱する難關に逢着する毎に、此の眞精神に則り一段の發展向上に創作努力渾身の精力を捧ぐるは當然のことなり、亦一面修身的にして家族制皇室を中心にして億兆打つて一丸となり、君臣一體をなし皇室より民を見ることが一視同仁下より上に事ふる忠君愛國の至誠を披瀝し之れ亦三千年來の精進精練せし美しき國體たるを徹底せしむること片時も忽にすべからざること、信す。

### 第四節 信念の養成

人にして信念なきは恰も骨なきに等し、陽氣の發する所金石も亦透る。精神一到何事かならざらん、實に然り。殊に日本人たるの信念を養成すること肝要なり、皇國の彌榮は我が國民の理想信念なり希望理想目的に向つて精進勇往邁進するは信念の力なり、強き信念は最善の努力を生み精力最善の活用をなし國家有爲の士を作る。現下思想的動搖を來し迷へる憐れなる否、國家を毒するものあるは之れ日本人たるの信念缺ぐる證據なり、高等小學校の兒童に於て此の精神を正しく徹底せしめざるべからず。

### 第五節 農 士 道

農村高等小學校の特に留意すべきは農士道の徹底にあり、國民の大多數を占め農村に居住する農民の子弟を教育する吾人は此の農民をして國民の上位を占むることに意を用ひざるべからず、然るに現下の狀況や如何農山漁村は疲弊の極に達し政府亦之れが救済に意を用ふるの時教育者の取るべき唯一の方法はこの子弟をして精神的向上を計ることを以て急務とす、武士は武士道の樹立實踐により國民の上位を占め英國國民は紳士道によりて國際的上位を占めたる如く農民の地位向上には農士道を以て其の最たるものたるを信す、殊に卒業後直ちに農に従事し農村の中堅たる亦將來の農村を背負つて興廢の岐路に立たんとする高等小學校兒童をして此の精神を涵養せしむることこそ重要なれ、我が建國の初め農を以て本とせられ天孫降臨のとき齋庭に穗を授けられ國民生活の資を給することを治國の第一とせられ祭祀に見るも大嘗祭新嘗祭の如き之れが政教の根本たるを見ても或は王土王民の御精神を伺ふも殊に大嘗祭の其の精神が民命即ち國民の經濟的生命の本源を反省せらるゝ御思召なるを拜察するも斯の農に従事する者の精神的訓練こそ我が日本精神涵養の源泉たるなり、亦之れ非常時局に處する農村教育の重要な一面にあらざるか、今農士道に就て項目のみ略記すれば

- (イ) 使命に目醒めての自重 (自重)
- (ロ) 勤勞の神聖に目醒むること (勤勞)
- (ハ) 強固なる信念を涵養すること (理想信念)
- (ニ) 共同協調は生産眞理なることに目醒むること (共同一致)
- (ホ) 進歩進取は農業本來の面目なりと悟るべきこと (進取發展)
- (ヘ) 感謝報恩に精進すべきこと (感謝報恩)



(ト) 獨立自營の農民は眞に自由の功德を味ふべき國民である (眞の自由)

以上七徳目の涵養體驗こそ高等小學校訓練上特に留意すべきものにて、之れが發揮修養に就ては種々農村的色彩濃厚なる施設を必要とす、然るに現下の小學校を見よ、學校施設の都會と何等變る所なく寧ろ都會の鐵筋コンクリートやアスファルトの運動場等を羨望の的として徒らに之れが模倣に意を用ひ其の結果や近時農村小學校の校舍改築に二階建や鐵筋模造の形式を取るもの稍散見するに至りたるは心すべきことなり。

#### 第六節 意氣氣慨の教育

現今の教育者を通じて意氣氣慨に乏しく動もすれば事勿れ主義平穩無事無氣力の感を深くす、事物に應じて發憤し難關に際して勇奮するの氣慨こそ現時に處する一面に大切なることなり、殊に高等科兒童は此の精神の涵養に最も適切な時機にして卒業と同時に實社會實生活に乗り出し正善に對し斷行する意志の力障礙物に對し勇氣百倍成功せざれば已まざる意氣こそ必要なれ之れが精神涵養に就ては勤勞作業により粘り強く疲勞の極に達するも猶根強く却て勇氣百倍するの心情を養成し運動競技等に於て最後の五分間の最善努力學習時に於て難問題の解答や難教材の理會技能科の拙劣等を感じる毎に發奮興起して成功せざれば已まざる意氣氣慨の精神を鍛鍊すべきは、然るに現時の狀況を見るに自習には自習書あり、難問題解答書あり、技能科速成熟達の秘法なる書ありて事毎に此の精神の破壊を之れ事とする類の多きを甚だ遺憾とする所なり、粘り強く而して押しのかく猶發奮、完成、成功せざれば已まざる意氣氣慨こそ必要なり、近時特に感ずる所は師範卒業の新進の教育者にして唱歌が出来ません、表情遊戯は不得手です、修身の授業はうまく出来ない書方圖畫が出来ない。農業は云々と次から次へ臆面もなく申し出づるの卑怯さ無氣力さは寒心に堪へざる所なり、先づ兒童を導かんとするものは教師其の先頭に立つて之れを指導すべきものなるが故大に自己修養に努むべきなり。

#### 第四章 結 論

軍隊には軍人精神あるが如く教育には教育精神なかるべからず、教育は軍人と共に至誠國家に盡くすの職なれば不動不拔の精神を鍛鍊すること肝要なり、苟も教育に従事するものは我が國體の精華が教育の淵源たることを覺らば我が神制國家民族的信仰の上に立ち日本精神を體驗し以て活模範を示すに恥ぢざる修養と信念を得兒童生徒に向つて我が如くせよとの境地に迄進まざるべからず。殊に教育者はすべからず求道に熱烈なるものたるべきなり。親鸞上人の言に「我れ弟子一人も持たず候我れ師なりと思ふ時そこに道を離れ我れに籠城する兆はないか師の弟なりと思ふ時そこに道を離れて師の私に執着するの危険はなきや、我も人も共に求道の同行者であり佛の弟子であり聖人の門人で僅かの先後を以て師弟といふは過潜の業ならずや」と實に教育者の心得ふべきことにこそ。要は高等科の訓育を施すべき教育者は確固不動の教育精神の本に人格崇高模範的人物たるを要す即ち兒童は自ら進んで大人に服従し内心より大人を尊敬し教師の一言一行は道徳的價値の規範となり、絶對權威を有する不可侵的眞理と價値を有することを自覺し一にも教師二にも教師三にも教師と教師の徳化に俟つて初めて其の効果や偉大なりといつづべし。



# 非常時に於ける社會教育の訓練

三豊郡笠田尋常高等小學校

## 第一節 總 說

### 第一項 時局に鑑み社會教育上特に努力すべき點

今や帝國は内思想方面經濟方面を初めとして幾多の國難相次いで起り外聯盟の所見我帝國の所信と違ひ所謂内憂外患並び到るの状態である。而して之れが根本策としては齋藤首相によりて首唱せられた自力更生の精神の振作にあることは勿論だが、この精神振作も自力更生の道を行ふに依りて徹底すると思ふのであるから、私はその根本施設としては、自力更生の精神の作興と自力更生の前途を授けることの二つを挙げたい。この兩方面よりの指導による農村民の自覺奮闘による更生でなければ、農村は永久に匡救され得ないであらうと思ふのである。

我が國民の近來の生活を觀察するに、一般に精神は緊張を缺き放逸に流れ、眞面目を失して居るやうである。由來農村民は質實剛健、勤勉努力の精神を持することを特長とし、隣保團結自力自營の力を其の生命として居たのであるが、近來都市市民の陥る弊風に感染し、それ等獨自の美風が次第にその影をひそめつゝある。故に農村匡救の根本策としては先づ第一に之等の精神を打破して農村民本來の特徴である舊來の精神に立ち返らしめ、以て自力による打開策所謂自力更生の精神の作興をなすことが先決問題でなければならぬ。自力更生の精神教育としては、第一に教育勅語、戊申詔書、國民精神作興の詔書等の聖旨を奉戴せしむるやうに努むることが肝要と信ずる。之等の勅語及び詔書は、國民一般に下し給はつた聖旨であるから、若しも國民がこの聖旨を奉戴して居つたならば、今日の如き窮迫した社會とはならなかつたことと思ふ。されば今日の社會教育の急務は之が聖旨を徹底し得るやうに努力すると共に、更に農村に於ける敬神崇祖、隣保團結等の淳風美俗の發揚、農村生活に對する信念の養成、農村生活の美點の認識、農村趣味の啓培等々、之等に依つて農村生活に對する自覺を興へ、以て農村民本來の特長たる質實剛健、堅忍不拔の精神陶冶に努むべきである。

尙農村更生の教育として閑却出来ない事は、社會共同生活に對する理解を興へることである。特に農村自治の本義を會得せしめて、協力したる農村自治の力によつて更生の途を講ぜしめることも必要であるが、更に又農村に於ける各種團體及び組合の精神を熟知せしめ尙出來る限りそれ等の團體、組合に直接參加して自力更生の任に當らしめることも一つの方法であらうと思ふ。其他我國立憲政治に對する理解を興へ議員の選舉及び團體役員等の選舉の重要性を明にし責任觀を強調するなどの訓練を始めとし其他公共生活の訓練を行ふことが大切であり、特に我國農村人口問題解決上より見て移殖民思想の普及は社會教育上重要な役割を持つべきことは論を俟たない。

更に今一つ自力更生の訓練として肝要なことは農村更生の經濟的教育である。これが第一のことは消費生活に於ける豫算生活の實現である。次に現金支拂制の實行、自給自足方法の採用、日用品の經濟的使用、物品の貯藏保存と利用の考究、冠婚葬祭に關する陋習の打破等支出を整理して冗費の節約に努め尙豪所の改善住宅の整理整頓衣服食糧の自給經濟的營養料理の實行衛生思想の涵養迷信の打破等家庭生活の合理化を圖つて住みよき社會を生み出すやうに努め更に進んでは農業經營に對する改善合理化を圖らしむるやうにすることが經濟的訓練に於て最も考慮すべき點であらうと思ふのである。以上の如くして農村自力更生の精神を作興せしめ之が徹底を圖らんには之等に對する方法を指導しなければ



其目的を達することは困難である。私は農村に於て之等の實現を圖るには、先づ農村の現状を調査し、その調査に基いて自力更生の計畫を樹立することが最も肝要な事と思ふ。而してその計畫樹立後徹底を計る方法として更に自力更生教育の計畫によつて農村の一致協力の下に既定方針に精進せしめたならば農村更生の實を永久に擧げられると思ふ。

### 第二項 村 狀 の 概 要

(1) 村勢概要と村風 西讃三豊郡の稍中央廣袤〇、二八三方里東部山地を以つて村境をする。土質は粘土質、三十餘の溜池で灌漑をしてゐる。道路は國道村の中央を通じ縣道はこれと十字に走り本山驛より東十町の所にある。現住戸四四八戸、人口二三一、内農家三五六で純農村といつてよい、耕地二二一町、畑四六町、山林六〇町あつて産物には米六千石、麥五千石、叭三五萬、鶏卵二萬五千貫、繭四千五百貫、煙草九千貫が主産物である。

村民は質素着實であつて營々としてよく働き儉約であつて貯蓄する美風がある。且全村民融和親睦で醇厚俗をなして小作爭議等かつて起つた事がない。これ一に産業組合の發達と一は鳥取家累代の家風と崇高なる人格による。

(2) 産業組合 昭和六年五月特別表彰の榮譽をうけ全國一萬七千の組合中五大組合として推獎されてゐる。貯金三六萬圓購買高六萬圓、販賣高一五萬圓、利用部には精穀器具、農産加工、自動車、農業倉庫には米一二千俵麥一三千俵、繭四千貫の在庫、負債は減債貯金によりて整理されつゝある。

#### (3) 農會施設方面

(イ) 積極的に生産増殖計畫を樹て、努力してゐる特にトマト栽培加工に一方面を開いてゐる。

(ロ) 農業教育援助 補校生徒實習地其他の指導の援助をしてゐる。

(ハ) 農事改良組合の指導、自力更生の活動單位となるものであるから全力をあげて指導してゐる。十五組合の内知事

表彰一、郡農會表彰五である。

#### (4) 教 育 教 化

(イ) 小學校教育 更生日本建設の教育は郷土に即し農村に立脚して土に親しみ勤勞愛好の精神教育を地方化し實際化する所にその根本がある。而して之が同時に農村更生の根本策である。我校でも善良なる農民養成方針の下に近時特に農業教育の振興をはかつてゐる。三反餘の實習地では尋二以上が栽培に従事してゐる。養豚、養鶏、抑制促成はもとより花卉方面にもわたり汗と愛に精進してゐる。又神饌田は毎年經營し伊勢、明治神宮、出雲大社、郷社兩氏神に献穀してゐる。次に今日隆昌の域にある産業組合の後繼者をつくり兼て事務になれさす爲に模擬産業組合を設けて如實に具現してゐる。

#### (ロ) 青年教育方面

(A) 補習教育 就學出席男女共良好にて昭和三年文部大臣より表彰をうく。

(B) 青年訓練所 入所出席共に優良にて昭和五年文部大臣より表彰をうく。教練は晝間に行ひ訓練の生活化、實際化に特色をもつ。

(ハ) 縣立三豊農業學校設立について 二萬二千三百圓を本村より縣へ寄附して本村にその設置を見たのである。

#### (5) 郷土の光榮と誇

(一) 村民の崇敬と感謝の鳥取家をもつこと。

(二) 郷土愛の權化七義士を生めしこと。香川縣聖賢堂に合祀。郷土にては七義士神社として祀る。

(三) 大嘗祭主基殿御用筵の献上、大正四年秋御即位の大禮の御用筵二百枚を謹製献上、今に至るまで御田植記念日と。御筵記念日は村の記念日として取扱ひ皇室に對する感じを深めて居る。



(四)大正十一年秋 今上陛下攝政官にましませし時豫豫の野に大演習を嚮はせられ、その折本村天神山に御野立御統監あらせ給ふこと。御野立記念日として村民はその日を懐想してゐる。

(五)各種大小の團體、學校、組合等前後三十餘回にわたつて成績佳良の故を以て表彰を受けてゐること。

## 第二節 社會教育狀況

### 第一項 笠田村自治統一會

一村の繁榮は農村民の一致協力に依ることが必要であるが、ともすると各團體は孤立に陥り甚だしきは自己團體の隆昌のため他を排撃するものさへある状態である。本村こゝに鑑み大正十年十二月笠田村自治統一會なるものを組織し各種團體を統一して大いに更生の道を歩んでゐたが、更に非常時日本と農村窮迫の世相とに鑑み會則の改訂施設充實改善を特に計畫してゐる。左にその大要を述べやう。

#### 事業

(一)各團體の事業計畫及び實施の報告 即ち各團體は毎年三月末に明年度の事業計畫及び豫算を定めこれを春季總會の席上にて發表する。かうすることが其團體の活動の鞭撻となりその行ふことを全村民に知らして後援を得ることゝなる、又秋季總會にはその實施の報告をなすことによつて緊張せしめることが出来る、この事は各種團體活動促進に對して非常なる効果があるやうである。

(二)各團體の實行事項の協定 毎月役員會にて行ふ。これによりて各團體に周知することになり又團體長の親睦をはかる。

(三)村政に關する事項の周知、由來自治體の發達は村民が村政を理解することによる、そこで本會では毎月の役員會なり總會にて村治上問題を周知する。

(四)農村娛樂の施設と指導 農村生活には娛樂が少く無味になり、一方に興行物を追ふ弊をためるために本會主催にて活動寫眞、浪花節、舞踊、音樂會を行ひ無料にて觀覽聽講せしめ正しき娛樂に導いて居る。

(五)講演講話講習會の開催。

(六)規約の申合せ及督勵。

(七)表彰 孝子節婦忠僕義婢及び本村功勞者其他の徳行者の表彰

(八)敬老會 毎年七十五歳以上の老人招待

#### 本會の組織

(1)村吏員村會議員	(2)學 校	(3)農 會	(4)産 業 組 合	(5)在 郷 軍 人	(6)消 防 組
(7)青 年 團	(8)主 婦 會	(9)處 女 會	(10)農事改良實行組合	(11)蠶 業 組 合	(12)煙草耕作組合
(13)養 鶏 組 合	(14)衛 生 組 合	(15)宗 教 家			

役員 會長一名(村長) 副會長(助役小學校長) 理事數名で事業計畫遂行 幹事は各種團體長よりなる。

#### 會 議

(1)總會春秋二回 (2)理事會及幹事會毎月一回 本會は特に時局に鑑み次の如き宣言決議申合せを實行してゐる。

#### 宣 言

帝國ノ國際聯盟離脱ニ際シ長クモ大詔ヲ渙發セラレ皇國ノ響フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ垂示シ給ヘリ聖慮宏遠  
 洵ニ恐懼ニ堪ヘズ吾等村民猛省奮起セズシテ可ナランヤ 乃チ一層精神ノ作興家業ノ精勵ニ努メ愈々協心戮力共存同



榮ノ實ヲ舉ゲ國運ノ隆昌ニ寄與シ聖慮ニ對ヘマツラムコトヲ期ス

決議

- (一) 産業ノ經營ヲ改善シ消費ノ合理化ヲ圖リ勤儉ノ美風ヲ作興スルコト
- (二) 風紀及生活ノ改善ヲハカルコト
- (三) 自治及教育ノ徹底ヲ期スルコト
- (四) 特ニ生活改善ニ就テハ笠田村自治統一會冠婚葬祭規約ノ勵行ヲ期ス

笠田村自治統一會冠婚葬祭規約

(一) 通則

- (1) 本規約は笠田村自治統一會の決議によりて之れを制定す。
- (2) 冠婚葬祭に就ては其の地方の村會議員産業組合役員區長農事改良組合長及社會部長を本規約實行委員として必ず之れが協議上の指揮に従ふこと、但し結婚の場合には主婦會役員も之れが委員に加へるものとす。
- (3) 當該事項發生したるときは家主は實行委員と協議の上本規約は徹底的實行を期すること。
- (4) 冠婚葬祭に關し青年團主婦會其の他の團體に於て特に申合せ規約あるものは必ず其の規約に基き實行委員に協議し指示を受け實行すること。

(二) 婚姻

(1) 準備

- (イ) 婚約の整ひたるときは之を實行委員に通知し調度宴會等につき其の意見を聴くこと。
- (ロ) 結婚に當りては本規約及青年團主婦會申合を先方に示し承諾を受くること。
- (ハ) 結納は年収入の五分を標準とす。
- (ニ) 調度 (イ) 年収入の三割を標準とし主婦會申合確守のこと、可成持參金とする。
- (ロ) 衣装見せは委員の他一切廢すること。

(3) 舉式

式

- (イ) 結婚は可成神社結婚となすこと。
- (ロ) 神前結婚の場合は村長、小學校長、産業組合長の列席を求むること、但し特別列席者には撤饌直會を頒つの外何等待遇をなさざること。

(4) 祝儀及式後の行事

- (イ) 里歸り部屋見舞等の土産物を全廢すること。
- (ロ) 入籍手續は一ヶ月以内になすこと。

(5) 披露宴

- (イ) 玄關酒は廢すること。
- (ロ) 藝者は可成く雇入れざること、萬一雇入るゝも客より祝儀は出さしめざること。

(三) 葬儀

- (1) 酒は一切用ひざること。
- (2) 葬式の際に於ける服装は近親者以外はなるべく綿服とす。
- (3) 非時に招くは親戚並に特別交際者に限る
- (4) 僧侶の數は一ヶ寺とし特別の場合には地方委員の議をふること。
- (5) 出棺時間勵行。
- (6) 村内會葬者に對する禮狀は廢止すること。

(四) 入退營

- (1) 他人を招き或は膳部を出さざること。
- (2) 歡送迎をなすこと。
- (3) 退營者は土産物を配らざること。

(五) 諸興行

- (1) 諸興行は村内に於てなるべく之を行はざること。但し救濟目的のものは村長の許可を受けて後行ふは差支へなし
- (2) 村外興行の有料のものはなるべく行かざること。
- (3) 案内をなさざること。

(六) 罰則



統一會理事實行委員の決議を経て處分す、家族のも責任は戸主これを負ふ。

(1) 會長の訓戒

(2) 隠れたる収入あるものと見做し特別税戸數割増加を村長に申告するものとす。

### 第二項 農事改良實行組合

農事改良組合は農事の改良と民風の改善作興の二大目的を以て設立せられたもので村農會の統制下にあれど本村にては全村十五部落に悉く設立せられ社會教育上重要な役割を持つものである。

役員は一人一役主義にて多く設けてある、即ち組合長副組合長評議員顧問部長(七名)委員(部長の下につく)である。組合長は組合を代表し、統一會農會產業組合學校等の指揮命令依頼により又自己組合独自の計畫により部長をして事務を分掌せしめて居る。それが徹底は役員會月例會總會によつて行つてゐるが特に月例會にては勸語奉讀、宮城遙拜君ヶ代合唱等の緊張裡に講習講話申合せ、傳達等が行はれていく。かくして全村統一し有機的に活動す。

(一) 庶務會計部 豫算決算 行事作成 帳簿作成 往復書類の整理

(二) 生産部 農事の改良に關する事項を掌り農會技手主としてこれが指導の任に當る。

(1) 共同鹽水選麥奴豫防 (2) 苗代品評會 (3) 共同挿秧 (4) 田稗共同除去週間

(5) 野鼠共同驅除 (6) 害虫驅除、害鳥驅逐 (7) 米麥共同採種圃 (8) 農事懇談會(年二回以上)

(9) 米麥增收競技會(全耕地)(10) 副業の獎勵 (イ) 蔬菜栽培 (ロ) 叭生産競技會 (ハ) 水田裏作利用研究

(11) 煙草作研究 (12) 生産調査

(三) 經濟部 農家經濟の改善事項を掌り部長は產業組合世話係がなり主として產業組合の指導を受けて居る。

(1) 產業組合の利用獎勵產業組合五ヶ年計畫に對する後援其他貯金 肥料日用品共同購入等の世話 (2) 叭共同販賣

(3) 勤勞主義の徹底講話座談 (4) 宅地利用の獎勵 (5) 生活改善(服裝食物) (6) 臺所改善共同貯金 (7) 自家用

醬油味噌味噌造講習 (8) 農事視察家計簿 勤勞簿の記入獎勵 (9) 自給肥料増殖研究 堆肥舍の普及 堆肥品

評會 (10) 負債整理 (11) 消費調査 (12) 經營共進會 (13) 指導農家設定

(四) 社會部 農村社會の改良上適切と認むる事項及生活改善に關する事項を取扱ふ。

(1) 風紀の取締申合 (2) 時間尊重 (3) 生活改善規約の勵行(冠婚葬祭 宴會 衛生事項其他)

(五) 納税部 納税に關する事項村役場之が指導の任に當る。

(1) 納税旗を掲げ納税期を知らす (2) 納税組合の設置獎勵 (3) 相互督勵

(六) 教育部 組合内の教育に關する事項の取扱ひをする學校長これが指導の任に當る。

(1) 託兒所の後援 (2) 部内小學兒童の出席學習行為其他につき學校と連絡をとり善導すること。

(3) 部内に於ける青年處女の指導補校青訓の就學出席につき當局と連絡を圖り後援につとむること

(4) 學校參觀 (5) 講話會 (6) 主婦會後援

(七) 養畜部 養畜に關する事項を取扱ひ農會の指導をうく。

(1) 養蠶桑園の改善研究 (2) 畜牛の改善獎勵 (3) 養豚の獎勵 (4) 養鶏の改善普及 (5) 飼料の研究

(6) 共同購入 (7) 講習講話

### 第三項 笠田村主婦會

社會人類の過半数を占める婦人、しかもその中堅となる主婦の活動如何は實に社會盛衰に關するものであつて非常時



日本の現時に於て最も待望せらるゝものである。我村主婦會は大正十一年十月の創立であつて次第にその基礎を固め活動範圍を増大して現時に及んだものである。支部一五、會員は村内既婚婦人六〇〇人を以て組織してゐる。會長副會長理事評議員はその主腦者であつて、總會、例會、役員會等によつてその活動の計畫を立ててゐる。總會は春秋二回開會。報告講演研究發表表彰、展覽會、規約の申合等を行ふ。支部に於ても年一回開くことになつてゐる。例會は本會と支部で各年五回以上開くことになつてゐてこの會合によりて結束を固め活動を促進せられてゐる。左に施設の概要を掲げませう。

(一) 智徳の修養及び思想涵養に關する施設

(1) 講習講話會年五回以上本會の會合及支部の月例會に於て知徳の修養及思想涵養をすることが出来る。

(2) 通信教育 其時々の野菜料理、栽培法家事方面のことを通信教育してゐる。(3) 視察見學 年一回

(4) 工夫創作廢物利用展覽會 毎年三月六日母の日の總會に行つてゐる。百五十點以上出品年を逐ふて盛大である。

(5) 慶弔慰問 會員死亡の場合役員と部落の會員が會葬 (6) 表彰 三月六日の總會の時篤行婦人の表彰

(7) 御眞影禮拜 三月六日地久節の日御眞影を奉開して拜禮してゐる。

(二) 體育及衛生に關する施設

(1) 婦人衛生講話其他衛生講話 毎年一回 (2) 寄生虫驅除 部落毎に行ふことになつてゐる。

(3) 乳兒審査會及兒童愛護宣傳 五月五日に乳兒審査をしてゐる六十名の受審査で中々盛大。講話、宣傳も併せ行ふ

(三) 社會生活に關する施設

(1) 結婚調度申合規約實行 (2) 初生兒母方産衣申合 (3) 葬式服装申合せ (4) 託兒所開設及勞力奉仕 本會主催

入所兒一三〇名その世話に會員が勞力奉仕してゐる。郡農會より表彰。(5) 小學校參觀 毎學期一回主婦は學

校參觀をしてゐる。授業參觀受持教師との懇談學校長の訓話及座談 非常に好成绩である。

(四) 趣味涵養及娛樂に關する施設

(1) 一品料理競技會及試食會 毎年一回野菜を大休として行つてゐるが中々面白い。

(2) 茶話會 月例會にやつてゐる (3) 生花會 農閑期土曜日に希望者に練習してゐる (4) 學藝會參觀

(五) 職業指導に關する施設

(1) 農事講話會 肥料、米、麥、蔬菜、養蠶等その時々講話を月例會に行つてゐる。

(2) 蔬菜品評會 本會から白菜とカブの種子を頒布これの品評會をして併せて料理の講習も行はれてゐる。

(3) 養鶏獎勵 産業組合と連絡をとり低利資金を借入れ五十羽飼育を獎勵。

(4) 農産加工 麴、味噌、醬油の作り方、トマトソース、トマトピツクル等を作り自家用としてゐる。

(5) 宅地利用 家毎に富有柿五本以上を植込み三葉 露等をその下で作つてゐる。

(六) 家庭生活に關する施設

(1) 衣に關する事項

(イ) 子供服普及のため講習會を開き指導 (ロ) 婦人作業服の獎勵

(ハ) 木綿紋附獎勵 葬式の場合これによりて華美の風をさけてゐる。産業組合と聯絡して一ケ年無利子で金をかり

購入する便がある。

(ニ) 各部落にて毎年洗濯染色の講習をやつてゐる。衣服の整理保存法 シンガー使用法の講話講習。

(2) 食物に關する事項

(イ) 榮養に關する知識普及のため全村に主婦之友發行の榮養表を配布し、講話會を開く。



- (ロ) 單位式献立の推奨 食物嗜好の善導 半搗米獎勵。
- (3) 住居に關する事項
  - (イ) 臺所改善貯金及品評會 毎月十錢以上全員行つてゐる 年一回相互參觀をしてゐる (ロ) 改良便所の普及獎勵
  - (4) マツサージ練習 講師を迎へ毎年練習をしてゐる。
  - (5) 産業組合絶對利用婦人として特に購買品は絶對利用の申合せをしてゐる。家の光は二三〇冊講讀せられ讀者會も開かれて組合意識の徹底を期してゐる。三月六日總會の日は組合記念日だから殊に施設してゐる。
  - (6) 豫算生活の獎勵と家計簿記入獎勵 村に即したものを作製し記入せしめることにしてゐる。
  - (7) 其他 基本金積立壹千圓積立實行 財源は本村へ嫁入りたるものが入會の意味に於て貳圓以上寄附但し半分は支部へ授與、又毎年初穂として玄米五合以上納めしめて積立てゝ居る。

笠田村主婦會臺所改善目標

- (一) 井筒はなるべくセメント筒として側より汚水の入らざるやうにすること。
- (二) 採光に注意し室内を明るくする事。
- (三) 流し土間はコスクリートとして排水をよくすること。
- (四) 煙突、通風窓を設けて煙煙の放散を十分ならしむること。
- (五) 時計鏡花瓶を備付くること。
- (六) 竈はなるべく西洋竈とすること。
- (七) 井戸はなるべくポンプを使用すること。

笠田村主婦會結婚調度及初生兒祝申合せ規約

本村自治統一會冠婚葬祭規約に基き結婚調度は年収入の三割以内とし村内に於ける中流(年收千圓)農家の婚姻調度及び初生兒祝に關するものを左の通り定め収入に應じ節するものとす。

一、結婚調度品

- (一) 儀式用衣類 六二圓 (イ) 冬 物 四〇圓 (ロ) 夏 物 二二圓
  - (二) 冬 物 一〇五圓 (イ) 羽 織 三九圓 紋付、錦紗、銘仙、モス (ロ) 袷 三〇圓 錦紗、銘仙、モス (ハ) 長襦袢二枚 一三圓 (ニ) 帯 二筋 一五圓 (ホ) コー ト 八圓
  - (三) 夏 物 三七圓 (イ) 羽 織 一 (ロ) 着 物 三 (ハ) 長襦袢 一 (ニ) セ ル 一 (ホ) 夏 帯 二
  - (四) 小 物 一五圓一〇錢
  - (五) 夜具三人前 三〇圓
  - (六) 座蒲團二〇人前 一〇圓
  - (七) 蚊 帳 五圓
  - (八) 道具類 七五圓 (イ) 三 ツ 寄 (ロ) 戸 棚 (ハ) 其 他
- 禁すべきもの (イ) 高 ツ キ (ロ) 夏 シ ョ ール (ハ) 白 丸 帶 (ニ) 赤 ノ 式 服

二、初生兒祝の件

- (1) 産 衣 (イ) 紅木綿衣 (ロ) ネルの下着 (ハ) 名付衣上下(紋付廢止) (ニ) 被衣一枚 其他一切廢止



但 幼児と異性の生れたる場合

(イ)ベニ木綿衣 (ロ)ネルの下着 (ハ)名附着物上下(紋付廢止) 其他一切贈らざること。以後何人生れても贈らざること。

(2)其 他

(イ)七夜祝の饗宴は近親者間に限ること。 (ロ)帯祝忌明の配物は近親者に限る。

(ハ)誕生の配物は近親者以外廢止。

(ニ)節句祝として吹流(鯉)雛、武者人形、其他羽子板

羽子弓の贈與をなさざること。 饗宴は内祝とすること。 (ホ)乳母車 枕蚊帳の贈與廢止。

### 第四項 青年 團

社會生活の一機構としての青年團の持つ役割は誠に重大な任務を負はされてゐる。殊に非常時に際して期待する所ものが極めて多い。我青年團は明治四十二年の創立で其後多少團則の變更を経て今日に及んだのである。

團員は満二十歳以下の青年を以つて組織し團員中より幹部を選挙する所謂自治青年團であつて學藝部實業部公共産業組合部體育部の五部よりなる。各部長は各部の計畫を樹て團長之を統轄し活動してゐる。而して團員は全部補習學校生徒であつて又青年訓練所生徒である。故に訓練所や補習學校との連絡非常に良好である。又年若きため從順にて純眞修養的意氣に燃へてゐる。そこで村人よりの信頼も厚く各方面の中堅となつて活動し村更生の大事な任務も努めてゐるこれが本團の特長ともいへる。左に事業の概要をのべやう。

#### (一)學 藝 部

(1)補習學校 青訓出席獎勵の件 開校開所當日四支部に分ちて出席調査し欠席者は支部の係にて督促す、年度末に優良支部表彰本年度は補校九五%青訓九〇%を目標としてゐる。 (2)青年團報の發行 毎月一回宛發行し行事研

究通知事項を記載してゐる。 (3)移動講習各所に移動して視察なり講話なりを聞き知徳の修養につとむ。

(4)海軍記念日 御田植記念日 時の記念日 乃木會 義士會 御筵記念日 詔書勅語令旨御下賜記念日 陸軍記念日 表彰記念日等の催し。

(5)満月會 毎月開かれる満月會には勅語奉讀國家合唱研究發表講話レコード詩歌等が催され團員の親和をはかる。

(6)雄辯大會 (7)宿泊講習九月中に三泊四日指導者も青年と寢食を共にし講話、發表、座談、運動等か行はれる。

(8)學藝展覽表毎年舊正月に競書 話方唱歌の發表 (9)輪讀會 青年カードの三豊産業讚州健兒當民等配布輪讀會。

#### (二)實 業 部

(1)實習田の經營 三畝以上補校なり農會の指導方針により設計を立て經營することによりて一般村民の米麥作の刺激となる 團員は相互視察相互審査をなす

(2)三毛作の研究 我村は畑少く畑作物僅少であるが時代の要求により水田を利用し麥と稻の中間にトマト西瓜茄子等を作ることを獎勵してゐる。青年の行ふことによつて村民も次第に作るやうになつた。

(3)早熟栽培の獎勵 トマト、西瓜、茄子等村内二千枚の油障子によつて栽培されてゐる。

(4)勞力奉仕 春秋二回團員は自己の支部の果樹を剪定し、其上驅虫劑を撒布してまはる。かくして方法を知らしむ。

(5)養鶏研究 一ヶ年二萬貫の鶏卵を産することは養雞の盛であることを意味する。青年中、村内屈指の養雞家四五名ありていつも中心をしてゐる、青年中養雞せぬものは殆んどない。今後とも次第に隆昌に赴く機運は見えてゐる。

(6)一事研究 大正十三年以來の歴史をもつ、區、郡へ出品しての成優も相當優良である。優良者は村民集會の席上で發表してゐる。これが彼等の研究心を刺戟することが大である。かくて研究が深められ實際に役立つのである。

(7)農業經營簿の記入 我家の現状、收入支出勞力分配狀況、農業日誌、氣象、栽培設計書、肥料分析表及配合肥料等



記入、これによりて農業経営の基礎を確立し自覚と發奮によつて計畫を遂行するに至る

- (8) 講習講話會 實業についての講習 (9) 三豊郡農業講座出席。各支部一名宛必ず出席してゐる。
- (10) 農業視察 春秋二回視察 視察後等は必ず報告 (11) 春秋蒔種子無償配布 (12) 苗床苗代堆肥品評會
- (13) 創作品展覽會 毎年二月十一日に行ふ優秀品の表彰。
- (14) 農具整頓と家庭机 自家農具を整頓し小黑板や肥料成分表設計を掲げ庭の一隅に假机を取付け諸帳簿を整理することを奨励してゐる。

(三) 公 共 部

- (1) 風紀改善 團員全部短髮公會に團服用禁酒禁煙の勵行日常行爲の監督かくして剛健の美風を振興。
  - (2) 公共施設 村内十五ヶ所に危険物投入箱を設け毎月一回これを整理してゐる又十五ヶ所に大黑板をつり農事なり其他通達事項を掲示して村民の便を圖つてゐる。
  - (3) 集會の規律訓練 いつも集合一時間前に校庭の鐘をつきて時間の勵行を期して居る又産業組合事務所前に標準時計を掲げ正しき時間を村民に知らせてゐる。
  - (4) 早天神前講習 敬神崇祖の念を養ふため毎月十五月未明に社頭に集合し掃除禮拜體操講話等をしてゐる。
  - (5) 國旗掲揚祝祭日等に村内に國旗掲揚の奨励と共に令旨奉戴十週年記念國旗臺に國旗掲揚をしてゐる。
  - (6) 軍隊行軍の接待入退營者の歡送迎在營者慰問出征兵士留守宅慰問及戰士者墓參。
  - (7) 不時呼集學期一回行ふ (8) 敬老會處女會と合同で毎年春行ひ七十五歳以上の老人を招待す。
- (四) 體 育 部
- (1) 土曜會 農閑期土曜の夜劍道練習を行ふ、竹刀は全員所持その半額は本團補助。

- (2) 身體検査 毎年四月村醫の檢診 (3) 土用稽古 寒稽古 劍道練習を各一週間宛行ふ。
- (4) 劍道大會 (イ) 村内のもの學期一回 (ロ) 郡全體に案内して本團主催のものは九月廿三日で二十組以上出場の盛況
- (5) 登山 舊正月二日の寒中登山 石鏡登山、劍山登山等毎年行つてゐる (6) 海水浴七月末有明濱で毎年行ふ。
- (7) 娛樂會 郷土生活に興味をもたし郷土愛を養ふために正しい娛樂へ導いてゐる。満月會、義士會等に於て歌謡、吟詩、劇、踊が行はれる。 (8) 競技大會 村青年團區郡青年團大會に出場。

(五) 産業 組 合 部

行詰れる農村の經濟界打開は産業組合の使命である、我等は名譽ある現在の組合の後繼者をつくり尙一層發展さすために青年を此の方面に訓練し自覺ある活動を期待してやまない。

- (1) 青年聯盟に加入 三豊郡産業組合青年聯盟に加入し團長は部會長を兼ね産業組合部が主として活動してゐる。
- (イ) 毎月一回組合に關する講話を専務理事よりき、又座談會を開いて組合精神の向上につとめてゐる。
- (ロ) 組合事務の援助毎月二百三十冊の家の光を村内に配布し誌代を取立て、ゐる其他事業援助につとめてゐる。
- (2) 規約貯金毎月一回 現在貯金二八〇〇圓一人當四〇圓
- (3) 家の光會 村内二三〇冊の家の光購讀によつて産業組合精神の徹底と利用を圖つてゐる。
- (4) 優良組合視察 本年も木田郡地方へ出た 年一回。
- (5) 麥作配合肥料と團員 麥作配合肥料の配合率は團員の研究になり三豊農業學校の審査にて決定し組合にてこの割合に配合するのである。一等當選者は發表することになつてゐる。

(六) 附 結婚に關する申合せ

- (1) 嫁具一切は荷車又は貨物自動車にて運搬し人足は廢すること (2) 婿入は之を廢すること。



- (3) 婚禮の本客は媒人の外近親者に限るとし人員の減少を圖ること、手傳人は近親者の外所要の人員に限り委員の承認を経て定むる。
- (4) 神前式に依る場合は左の規約による。
- (イ) 神前式の式順は神職に於て之を定む。
- (ロ) 神饌品は左記の通りとし婚家より當日早朝式場へ持参すること。洗米一合、酒一升、鏡餅一重(一升以内)鯛五枚
- (ハ) 本膳は之を廢し嫁方及婚家近親者一同の披露宴に止め其の經費は双方に於て按分(嫁方四分婚家六分)にして支辨すること。
- (ニ) 披露宴の膳部は次の通りとす 松五圓以内、竹三圓以内、梅二圓以内。
- (ホ) 婚禮期日 披露宴の膳部の種類員數及注文先は一週間以前に本團に申出づること。
- (ヘ) 神前式費は金二圓として第五の手續と同時に本團に出金すること。
- (5) 自宅に於て結婚式並に披露宴を行ふ場合には質素を旨とすべし (6) 右諸項以外の經費は協定上節約に努むること
- (7) 本規約實行に關しては仲介人をして先方の了解を求め之が徹底を期すること。
- (8) 本規約は退團後と雖も結婚の場合は此の規約に従ふべきものとす、昭和八年五月より實施。

### 第五項 笠田村農談會

本會は本村に即したる農業經營の振興を圖り兼て純朴なる農民たるの資質を向上せしむるために生れたるもので補校研究科以上三十六歳までのものを以て組織してゐる次の如き事業をして居る。

- (1) 調査研究 會員分擔して經營上必要なる調査をする (2) 一事研究 (3) 講習講話學期一回
- (4) 競作會米麥作をなす (5) 品評會(手藝品加工品蔬菜堆肥温床苗代家畜禽等) (6) 毎月一回の例会 研究發表 申

合せ報告 講話會等 (7) 相互視察年三回 (8) 總會 春季一回 (9) 農業經營共進會 (10) 産業組合の研究

(11) 市場先進地篤農家の視察旅行

(12) 研究發表 例会及統一會總會等に於て行ふ。本會は相當の年齢の者でしかも希望者にて組織せるために其の活動は實に實際的であつて村産業界に資することが多大であることを信ずる。

### 第六項 笠田村處女會

本會は大正六年十月三十日の創設で全村を分けて四支部とする會員は本村内に居住する、二十五歳以下の處女を以て組織する、但し學生は會員ではない、他地方に奉公等に出て居るものは准會員として指導してゐる。實施狀況は次の通りである。

(一) 徳性の涵養

- (1) 四大節其他記念日等の儀式參列 (2) 國旗掲揚の勵行 (3) 神社寺院の掃除及參拜 月一回
- (4) 戦死者の墓參 記念日等に行ふ (5) 敬老會 毎年四月に青年團と聯合七十五歳以上の老人を招待本年まで回を重ねること三十餘回 御萩、晝食、餘興等が主な行事である (6) 作法實習會 作法の細目により行ふ。
- (7) 時間勵行 集會一時間前に鐘をうちて合同し集合、他團體並に本村美風の作興に努む。
- (8) 規約貯金の勵行 毎月六日係が集金して納める、總額一五〇〇圓 一人當三七圓四四錢
- (9) 服制と質素 處女時代の通弊として流行を追ひ華美を好むものあるに鑑み本會員は團服の制定をなし以て諸會合出席獎勵の手段とすると共に質素なる風習を作り又作業服制頭髮裝具白粉の塗沫等を戒め兼て質實剛健なる美俗の涵養に努む (10) 入退營者の歡送迎在營者慰問。



- (11) 成婚者告別式 本會員にして結婚をなす際は規程によりて記念品を贈呈し祝意を表すると共に會長より祝辭を贈る  
記念品は鏡でその裏に『うつふしてにほふ春野の花すみれ人の心にうつしてしがな』の歌を記して處世訓として  
る、祝辭「今般佳辰を卜して華燭の典を擧げらる瑞氣限りなし茲に會員擧りて貴女の結婚を祝し記念として鏡を贈  
呈して貴女の新家庭に幸福多からんことを祈る」會長より懇切に訓へて告別す。
- (12) 検閲 年一回會員修養の状況を査定し修養心の向上を期望す (イ) 呼出點檢 言語動作容姿手帳通帳等の檢閲及學  
力により國家社會に於ける重要な事項常識問題並に會員心得等につきて行ふ。
- (13) 追悼 會員死亡の場合香華料を贈り團長並に當該支部員全部會葬す。
- (14) 月例会開會の辭 遙拜國歌合唱、令旨(勅語詔書)奉讀、令旨奉答歌合唱、式辭並に講話、感想意見研究發表、體操  
報告並協議、座談會、實習、娛樂(唱歌遊戲其の他)靜座朗誦、國歌合唱、閉會の辭、敬禮。
- (15) 總會 一同敬禮、開會の辭、國歌合唱、令旨(勅語詔書)奉讀、令旨奉答歌、朗誦、優良團員並支部表彰、退團者挨  
拶、入團者總代宣誓、事業並に會計報告、式辭、協議事項、意見並に研究發表、講話、役員改選、報告、茶話會餘  
興、國歌合唱、閉會の辭、每年春秋二回 小學校講堂にて行ふ。
- (16) 處女會手帳 郷土化する手帳を制定し會員座右の友として修養に資し又諸會合には常に携帯せしめてゐる。
- (17) 表彰 「1」支部表彰「2」會員表彰 (18) 支部視察會 年一回(三月) 期日を定め役員が支部巡回視察指導。
- (二) 智能啓發
- (1) 講習教育 前期二年後期三年で在村處女全部入學せしめ生活に必要な知識技能を得せしめてゐる。
- (2) 講習講話會 料理、生花、作法、裁縫、洗濯、染色、漬物、衛生、農事等月例会に主として行ふ。
- (3) 視察見學旅行 年一回

- (4) 讀者指導 個人及支部回覽及圖書館利用獎勵 輪讀會として家の光、さぬき乙女、青年カードの輪讀。
- (5) 通信教育 生活改善 農事等につき通信す (6) 會報發行 學期一回 (7) 學藝展覽會 舊正月に行ふ、
- (8) 創作品展覽會 毎年三月主婦會と聯合して各自の創作にかゝる農産物、手藝品、廢物利用、一品料理等の展覽會を  
催し以つて工夫創作能力の養成につとむ。
- (9) 一事研究 題目を定め深く研究さす 優良者授賞。
- (三) 体力の増進
- (1) 身体檢査 毎年四月村醫を聘して檢診を行ひ自己身体の自覺につとめしむ。
- (2) 衛生講話、村醫等に依頼し普通衛生、婦人衛生の講話を行ひ衛生思想並に社會道德心の養成につとめしめる。
- (3) 体操遊戲の勵行 毎月月例会の一として之を行ひ情操陶冶をなすと共に心身練磨に努むる習慣を養ふ。
- (4) 遠足會 登山會 每年秋季に行ひ身体と健康と体力の増進をはかる。
- (5) 救急手當練習 月例会に行ふ。
- (6) 運動會 毎年四月末小學校運動會にて遊戲團體競技を行ひ團體訓練の養成と共に体力の増進をはかる。
- (四) 實業及生活改善
- (1) 實習地經營 蔬菜種子を無償配布して研究的に作らす。
- (2) 農産物品評會 毎年十二月上旬に行ふ。
- (3) 病虫害驅除豫防 月例会等に實地指導。
- (4) 農産物加工研究及品評會 月例会にて指導しこれが品評會をなす。
- (5) 農具及家具巡回指導。



- (6) 臺所改善の研究 自家の平面圖によりて改善案作成 巡回指導。
- (7) 生活改善事項の調査研究發表並に座談會 各自に調査せしめ年一回各支部三名宛發表し後座談會を開く。
- (8) 結婚改善規約勵行 本村自治統一會申合せ規約勵行と共に自家經濟にて見積りをなし會長の指導を受くること。
- (9) 宅地利用研究 自宅々地の見取圖を描かしめ利用法の研究及實地指導をなす。
- (10) 小使帳記入 家計簿記入の練習として自己の小使帳を記入せしめ更に進んで一家の帳簿にまで記入せしむ。
- (11) 生活改善に立脚せる料理實習試食會
  - (イ) 年二回例會の時 (ロ) 各支部一組競技的に (ハ) 調理は既習事項及自己研究のもの
  - (ニ) 副食物は一人七錢以下、菓子は十人前三〇錢以下 (ホ) 試食會及發表批評
- (五) 趣味の向上
  - (1) 讀書獎勵 (2) 生花練習(毎土曜希望者) (3) 音樂會 (4) 花卉栽培。
  - (5) 舞踊遊戲の獎勵 殆に盆踊は御田植踊を創作して農村娛樂の改善と淳風俗の發揚につとめて居る、御田植踊の歌詞は次のやうである。

- (一) 御田の田主が鳥取なれば ヤレ豊年ジャ ヨイヨイヨイ  
苗はとりますとります鷹の尾を ヤレ豊年ジャ ヨイくくく
- (二) 心揃へば手先も歌も ヤレ豊年ジャ ヨイくくく  
揃ふ笠田の笠田の御田植 ヤレ豊年ジャ ヨイくくく
- (三) 葦のよい稻殊更つくる ヤレ豊年ジャ ヨイくくく  
主基の齊庭の齊庭の玉筵 ヤレ豊年ジャ ヨイくくく

### 時局に鑑み訓練上特に留意すべき點に就きて

仲多度郡善通寺第三尋常小學校訓導 西山忠太

#### 序

題目(時局に鑑み訓練上特に留意すべき點如何)につき私の極く拙いしらべを披瀝して御批判をいただく時を得ましたことは私として此の上もなき幸と存じます。

私は私自身の未熟を懼れつゝ、私の教育生活十幾年を回顧することにしました。私の教育生活は至つて平凡でありました。然し、平凡ながらそれは私の體驗であります。して此の平凡なる體驗を出來得る限り理論づけることにいたしました。従つて私の述べましたことは總て従來の人々によつて、なされ来た事柄で全く價値なきものでありますが私にとつては至寶であります。

私のしらは先づ時局の究明に始まり、その見地から訓練の根本的方針箇條と、訓練題目を決定しました。次に各題目に對しての訓練方針を定め、訓練施設と、實際をのべ、最後に訓練徹底の眞條の一部を書き筆を擱きました。

國民精神訓練、社會訓練、經濟訓練、國際訓練の全者が一體的に渾然と相交渉すべきものであります。國民精神の中にも國際的訓練が考へられ、又社會訓練の中にも經濟訓練が考へられなければなりません。決して各孤立的に取扱をなすべきものではありません。然し所説の明瞭を期するために、便宜上、重複なる點は省略しました。



### 第一章 現下の時局と訓練の根本方針

#### 第一節 現下時局の凝視

今日『非常時日本』の名をもつて叫ばれつつある、我が大日本帝國の現状を觀るに、内に於ては一時緊張を見た國民精神も、長きになれてか、共產黨事件を始めとして、或は左翼に、或は右翼に社會組織の變革を叫び、思想的動搖を來たし延いては道徳的價值にも疑を抱き、國民精神の據りどころを失ひ、思想的、社會的の危機に立つて居るかと思へば又農村、山村、漁村の疲弊、中小商工業者の萎靡沈滞、智識階級の就職難、失業者の續出等によりて經濟的に重大なる危機を孕み、外に於ては、東亞の禍根を斷ちて世界の平和に貢獻せんとする崇高なる我が帝國の理想も、滿洲國を繞り、我が國と國際聯盟各國とは根本の所見を異にするものあり、遂に我が國は斷乎たる決意を以つて過ぐる三月二十七日聯盟を離脱せり。

特に滿洲事變並に昨年三月所謂王道滿洲國成立に際しても、帝國の世界的使命を披瀝し、滿腔の至誠を以つて其の貫徹に努めたるは、國際聯盟離脱に際し、帝國が世界に向つてなせる聲明にて極めて明瞭である。此の聲明は我が健國の大精神であり、我が國存在の理由であり使命である。極言すれば今日の渾沌たる亞細亞をして黎明亞細亞たらしめた鍵である。此の時に當り聖上陛下には、大詔御發遣遊ばされ帝國の嚮ふ所、國民進むべき道を御示下され給ふ。聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざる次第である。此の大詔こそ實に我等日本國民全體の活動目標でなからねばならぬ。

文字通り現在の日本は、内憂外患國難の秋、實に錯綜混沌として一大難局に際會してゐる。此の危機に直面してゐる國家の救済は、一部軍人や政治家のみに委ねられるべき場合でなくて、實に實に國民總動員の秋である。然して現在の

我が國民は、果して眞に國家の非常時を理解し、休得してゐるのであらうか、口さへ開けば國難來ると叫ぶも、さて冷靜に仔細に考察して見るならば、眞の休得ありや、蓋し思ひ半ばに過ぐものがあると思ふ。此の際我が國民の取るべき途は、一つに國民全体がもつともつと時局に對して反省し、自ら更生し、日本健國の本然の精神に立歸り眞劍に國難打解に働く實踐力によるより他なしと信するのである。

我等教育者は、長き大詔の御精神を拜し感奮興起更に進んで一段と覺悟を新にし、神國日本の此の非常時局が大人のみによつて打解さるべきでなくて、兒童自身の双肩に輕からざる使命を負へることを思ひ『日本の子供を見よ』『日本の兒童を見よ』と世界に向つて高言出来る様、神國日本を泰山の安きに置き得る様否更に進んで高言出来る時こそ、實に今次の御聖旨を如實に顯現自證する秋であると信す。

#### 今日の時局





### 第二節 時局に鑑みての訓練の根本方針

- 一、國體意識を一層明らかにすると共に、進んで陋乎抜くべからざる國民的信仰にまで徹せしむること。
- 二、協同社會意識を明らかにし、個人として又社會人としての責務を自覺せしめ、責任觀念を明かにして、強き實行意志を修練せしむること。
- 三、國際正義に立脚して、舉國一致國威の發揚に當るの精神を養ふこと。
- 四、自立自營、自主獨往の精神を涵養し、不屈、不撓、奮闘努力實行力を鍊磨せしむること。
- 五、此の際特に過激なる變革思想を排撃せしむること。之が爲に極端なる保守精神を去らしめ、急激なる急進思想をも戒しむること。
- 六、國家社會生活の不安を除く。之が爲には健全なる經濟思想を養成して、日常生活を安定ならしむる一面、不當なる武斷的重壓主義や、理不盡なる武力的直接行動を排撃せしむること。
- 七、兒童訓練の徹底を期するため郷土訓練、家庭訓練の振興をはかること。
- 八、教師は常に修養に志し、人格徳化に努むること。

理想的よい日本人の性格訓練

教育勅語  
成申詔書  
國民精神作興に關する御詔書  
國際聯盟離脱に關する御詔書

國民精神の涵養  
社會協同精神の更新  
經濟思想の認識  
國際問題の認識

國民精神訓練  
自治公民的訓練  
社會的訓練  
鍛練的訓練  
經濟的訓練  
國際的訓練

國體觀念  
敬神崇祖  
孝道  
報謝  
奉仕  
忍讓  
實剛  
實久  
實剛  
節用  
協同  
協同  
協同  
自強  
自強  
自強

教師の徳化

## 第二章 國民精神訓練

### 第一節 國民精神現下の狀況

今度の時局に對すべき態度は、結局根本的具體的且つ永久的のもので決して單なる一時的のものであり得ないことを痛感するものである。依つて凡ゆる時局に遭遇しそれを切り抜け、日本民族の發展を實際に實現するといふ意味の國民精神を涵養し、訓練することを考へねばならぬ。

即ち將來如何なる時局（國家的、社會的の困難苦痛）に遭遇すとも、牢固として變らない國民として全き活動の出來得る國體精神を培養してやらなければならない。

我等の訓育上の理想を實現するための一つの最も大切なる着眼、最も根本的な着眼として日本國民精神、國體觀念の語を揚げなければならぬ。その最も重要な點に於て、又殊に時局といふ意義を擴大した場合に於て、この二つの大なる着眼は遂に一に歸するものと思はれる。國民精神、國體觀念の言葉は、既に幾度も繰り返へされて來たものであり、それが絶対に根本的なものである限り、更にその必要のないやうにも考へられないこともない。然し現下教育界の趨勢を見るに、新教育思想の送迎に忙殺され、有ゆる文化の領域に於て迷つて居たかを顧みる時、頗る重要な意味を有することを知り得るのである。獨り訓練方面のみならず、日本の教育全体が此の大方針で進んで行かねばならぬ。これは餘りに明瞭過ぎることであるけれども、今日の事實がかうした警醒の叫びを必要とする。實に日本の社會のありとあらゆる方面に於てこの聲が聞かれる。

『イタリヤのムツソリーニが國民に與へた三つの標語に』



第一『すべてが國家の中に』

第二『各のものが國家の下に』

第三『何ものたりとも國家に反抗せず』

『又米、獨、佛が』

『憲法を擁護せよ』

と叫んだ如く、今やこの叫は漸くその反響を有するやうになつて來た

日本精神は有ゆる文化發達の中心生命である。我が國の動搖は必ず此の精神の弛緩したる際であり、随つて之を復歸し緊張すれば、國運益々隆盛に赴くは國史に徴しても明かなり。そして殊に道德に於て、教育に於て、従つて道德教育に於て、訓練に於ての眞髓中核であらねばならぬ。博大深遠なるこの日本精神は、要するに我等日本民族、日本國民の根本的生活原理である。活動の絶対原則である。

思想問題に對する對策として第一は、國體觀念を明徴にし、國民精神に關して確乎不拔たる信念を持たしむると共に信仰まで昂揚を計ることが最も肝要である。斯くて國體觀念を中心として、道德觀念の系統が成立し、個人的、社會的國家的生活に於て、常に忠君愛國の最高規範によつて自己の行動を律する様になつて、忠良なる臣民、善良有爲なる國民たり得るのである。

### 第二節 國民精神の涵養と訓練方針

一、國民精神は比類なき我が國體に對する正確なる認識と、鞏固なる信念に基く國體觀念及び我が國民性に對する強き自覺を基礎として成立するものであるから、訓練に於ては特にこの點に留意し、教授と相俟つて思想を涵養すると共に

に實行に訴へて、思想感情を養ふの態度を以つて實行行動を重視し、之を通じて情意の修練をなすことに努むること。

二、時代傾向に鑑み特に敬神崇祖、敬虔感謝の念を養ふと共に、國民的性情を鼓舞し、公共奉仕の精神を養成するに努むること。

三、我が國體の世界無比な點を強調し、以つて兒童の信念たらしめ、この國體を擁護し、之れを次代に傳へることが吾々國民として無上の喜びであると共に、最大の責任であるとの自覺に努むること。

四、學校、學級を共同生活、社會團體として組織し、兒童の社會的本能を助成して共存團體の生活を體驗せしめ、社會團體の一員としての自覺を與へ、共存共榮の眞義に徹して、共同、自治、規律、犠牲、奉仕の社會的團體訓練をなすことに努むること。

五、教授と訓練との連絡を密にし、あらゆる機會と施設を通じて國家的、國民的寮團氣に浸らしむべきは勿論永續的な施設を行ひ、其の精神の充實を圖り、深く腦裡に浸徹せしむることに努む。

六、學校家庭社會の連絡を密にし、兒童生活の環境を淨化し、生活の凡ゆる部面に於て國民精神の充實を圖ること。

### 第三節 國民精神に關する施設と實際

一、皇室尊崇の思想と訓練

一、皇室に關する時事問題に關しては常に怠らず謹話につとむること

二、御歴代の御盛徳講話

三、伊勢神宮參拜（尋一より旅行貯金をなし尋六の時參拜）

四、神社拜參（〇毎月一回神社奉仕日（奉仕作業をなし神域を清淨美化す）



○祭典、祈年祭、入學卒業報告祭、國家的重大意義のある日等參拜

○三社巡拜（村内の三社）田村神社、山北八幡宮、高嶺神社

○神社前通過の際の敬意表示（作法を授く）

○各戸神柵の御神燈は児童をしてなさしめ家内一同と共に拜禮せしむること（各週一回日曜日拜禮の時『教育勅語』を奉讀せしむ）

五、招魂祭參拜 忠勇義烈、祖先崇拜、忠君愛國の精神、報恩感謝の念を養ふ

六、御眞影禮拜 毎朝奉安殿に職員児童參集最も嚴かに禮拜（常に児童をして聖上の御側に奉仕するの心を持たし奉安殿

め、學校訓練の歸趨を茲に求む）

奉安所奉仕作業 毎月三十日（教育勅語下賜記念日）

退校の際も毎朝と同じ

七、皇室に關係ある御寫眞の蒐集 新聞雜誌にある皇室に關係ある御寫眞は、とかく、御粗末に流れ勝である故、

之を蒐集帳に貼布し保存又は學校へ提出

家庭に於ける皇室寫眞、繪畫につき特に鄭重なる取扱をなさしむ。額用のものは座敷の正面に

掲げ毎朝禮拜のこと

八、皇室揭示板の設置 菊花御紋章入の皇室揭示板を設け、皇室に行はせ給ふ御時事、御動靜、新聞雜誌の御眞影

等は切抜きて、御揭示し奉り、児童をして皇室尊崇、皇室中心の理想的訓練に努む。

九、皇大神宮太麻奉祠 講堂奉揚所内に奉祠し、拜禮式舉行、一學期一回式場にて

一〇、各教科との關係 各教科に於て關係深き教材の取扱ひに留意す（別紙参照）

二、國家的精神の涵養と訓練

一、國家的祝日及國民的行事の尊重 今一層擴充宣揚すること

1 四大祝日學式

新年拜賀式 一月一日

紀元節 二月十一日

天長節 四月二十九日

明治節 十一月三日

2 大祭日（祭日）

春季皇靈祭 三月二十三日

靖國神社祭 四月三十日

秋季皇靈祭 九月二十三日

神嘗祭 十月十七日

新嘗祭 十一月廿三日

3 記念日

憲法發布 二月十一日

陸軍記念日 三月十日

海軍記念日 五月二十七日

關東震災日 九月一日



滿洲事變日― 九月十八日  
 戊申詔書― 十月十三日  
 教育勅語― 十月三十日  
 國民精神作― 十一月十日  
 興 詔 書

二、由緒ある郷土行事の勵行

弘法大師日― 六月十五日

乃 木 祭― 九月十三日

大演習記念日― 十一月十六日

三、諸儀式參列、儀式訓練を重視し、精神陶冶に努むること  
 四、國旗掲揚

○奉安所の側に國旗掲揚臺設置のこと

○國旗掲揚式を一層精神を込めて行ひ、國民的自憤を促すべき様の訓話に努むること

○毎月曜日の外、大祭、祝日、記念日、國家重大意のある日に『君が代』合唱の内に掲揚し終つて遙拜をなし、國民精神の統一をなす。

○家庭に於ける國旗掲揚は、兒童の手によらしむ。

五、賢哲偉人の誕生日訓話

六、其の他

神社献燈成績奉納、祭日當日の献燈を兒童の献金にてなす。又全兒童一人一枚の割にて書方、圖畫の成績物を年二回春秋例祭の際奉納せしむる。

### 第三章 社會的訓練

#### 第一節 社會生活の現下の狀況

人間は一人前になり得ることにより獨立自營の途を計り、他人の扼介をよりよく少くすることに心掛けて、進んで若し餘力を生ぜば、餘力を以つて他人の爲、公共社會の爲、國家の爲自己の最上を盡すべきである、更に進んでは、自己を捨てて公共團體の爲め盡すといふ犠牲的精神の必要を生ずることが當然である。人として當然の事なり。然るに近頃の人は自己のみの爲に、他人の利害得失を省りみず、自己自身の發展を爲すことにのみ努め、他人は如何なる迷惑を蒙らうも自己のみ金を儲け、自己のみ物質的享樂を得ば満足し得。是れ即ち、社會狀態並に國民性を、益々悪化せしめて行く原因である。

斯の如き思想者の増加甚大は、吾人の日常生活をより以上に苦境に陥入らしめ、國家の衰微をうながすものなり。如何にもして、共存共榮、社會連帶の思想なくば、國家社會の發展隆昌、吾々お互の幸福は生れず。此の人間社會は有機的作用なり。吾々お互の一舉一動は總て社會全般に影響し行くものである。他人及社會の事を考へざるのみか、自己一身の過去をも考慮せず、家名尊重、愛國は尙更の如き思想者により日々此の社會の良き建設は打毀されつつあり。

道路、橋梁の完備の驚くべき發達につれ、國家社會の根本的生命たる人間の心、我が國民性は益々悪化の傾向にあり。責任觀念に乏しく、殆んど自他關係、自己と社會自己と國家の關係を考へず、今日の多くは此の無理をお互になし、其